

参考資料

【研究会の開催状況】

- ・「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の開催について
- ・「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」開催実績

【指定統計に関する現状】

- ・指定統計一覧（第1回研究会参考資料（改定））
- ・国の統計調査における調査の流れ図（指定統計調査）（第1回研究会参考資料（改定））
- ・統計局所管指定統計調査一覧
- ・統計ができるまでの業務の流れ
- ・総務省所管の指定統計調査の流れ図

【民間調査業界の現状】

- ・民間調査業界の現状について（第4回研究会資料）
- ・業界団体からのヒアリング結果（第5回研究会参考資料）
 - ・財団法人日本世論調査協会の概要（第4回研究会参考資料）
 - ・社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の概要（第4回研究会参考資料）

【民間開放に関する法令、閣議決定等】

- ・規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（抄）（平成18年3月31日閣議決定）
- ・総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画（平成18年10月6日決定）
- ・公共サービス改革基本方針（改定）（抄）（平成18年12月22日閣議決定）
- ・統計法施行令の一部を改正する政令（概要）（平成19年2月21日公布・施行）
- ・統計法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果（平成19年2月22日公示）

【答申、報告、提言等】

- ・平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について（抄）
（平成18年12月8日 諮問第313号に対する統計審議会答申）
- ・同全国物価統計調査の計画について（抄）
（平成18年12月8日 諮問第314号に対する統計審議会答申）
- ・政府統計の改革に向けて - 変革期にある我が国政府統計への提言 - （抄）
（平成18年3月23日 日本学術会議）
- ・政府統計の現状と将来のあるべき姿 学術の視点からの提言（抄）
（平成16年12月14日 日本学術会議）
- ・規制改革・民間開放推進会議への申し入れについて（平成16年11月17日 日本人口学会）
- ・緊急アピール「政府統計調査の信頼性を維持せよ」
（平成16年11月18日 応用統計学会・日本統計学会）
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（抄）（平成17年6月21日閣議決定）
- ・国勢調査の実施に関する有識者懇談会報告（概要）（平成18年7月24日公表）

【試験調査等の結果等】

- ・試験調査等の目的、調査内容、結果等
 - ・科学技術研究調査に関する意識調査
 - ・労働力調査に関する意識調査
 - ・個人企業に関する経済調査（試験調査A・試験調査B）
 - ・「個人企業経済調査」に関する意識調査
 - ・「個人企業に関する経済調査」に関する意識調査
- ・個人企業に関する経済調査の受託事業者からのヒアリング結果（概要）
- ・家計消費状況調査の実施状況について（第12回研究会資料等）

【国直轄調査の民間開放】

- ・科学技術研究調査における民間競争入札実施要項（平成19年1月30日）

【地方経由調査の民間開放】

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）等
- ・就業構造基本調査規則の一部を改正する省令（概要）（平成19年2月23日公布・施行）
- ・就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果（平成19年2月23日公示）
- ・全国物価統計調査規則の一部を改正する省令（概要）（平成19年3月6日公布・施行）
- ・全国物価統計調査規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果（平成19年3月6日公示）

【研究会の開催状況】

「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の開催について

平成18年3月6日

総務省統計局調査企画課

改正 平成18年4月1日

改正 平成18年11月20日

1. 目的

規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日）（以下「第2次答申」という。）を踏まえ、平成18年度に実施する試験調査等により、統計調査の民間開放に関する問題点及びその対応策等を具体的に検討するとともに、統計局所管の指定統計調査について市場化テスト・民間開放に向けての計画を策定するなど、統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放に関する幅広い検討を行うことを目的として、研究会を開催する。

2. 検討内容

（1）平成18年に実施する試験調査等について

統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放に関する実践的データを得るために実施する「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」の試験調査等に関し、準備段階の企画・設計並びに実施後の結果検証・評価等について必要な検討を行う。

（2）統計調査の市場化テスト・民間開放について

「第2次答申」を踏まえ、指定統計調査の市場化テスト・民間開放に向けた計画、上記試験調査等を実施した「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」の民間開放に向けた課題及び対策、並びに適切かつ効果的な市場化テスト・民間開放の在り方等について、必要な検討を行う。

3. 構成員

別紙のとおり

4. 運営

（1）研究会の座長については、上記構成員の互選により定める。

（2）座長は必要があると認めるときは、関係者に研究会への出席を求め、意見を聞くことができる。

（3）研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

（4）研究会は公開しないが、配布資料は研究会終了後公表する。また、研究会における議論の概要については、事務局で取りまとめたの上速やかにホームページ上で公開するとともに、議事録については、構成員の了解を得た上でホームページ上で公開する。

（5）研究会の庶務は、統計調査部調査企画課において処理する。

5. 開催期間

平成18年3月から19年3月頃まで開催する。

別紙

肩書は決定時（平成18年11月20日）のもの

おおはし とよひこ
大橋 豊彦 規制改革・民間開放推進会議専門委員、尚美学園大学総合政策学部教授

おがわ なおひろ
小川 直宏 日本大学人口研究所次長、日本大学大学院総合科学研究科教授

たけうち けい
竹内 啓 東京大学名誉教授

つちや たかひろ
土屋 隆裕 統計数理研究所データ科学研究系助教授

にいむら やすこ
新村 保子 評論家

ふなおが ふみお
舟岡 史雄 信州大学経済学部教授

【専門委員】 第9回、第10回及び第11回研究会に参加

かじかわ とある
梶川 融 太陽ASG監査法人総括代表社員

まつしま ひろし
松島 洋 弁護士

（50音順・敬称略）

「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」開催実績

第1回 平成18年3月13日(月)

【議題】

- (1) 会議の進め方について
- (2) 統計調査の民間開放・市場化テストに関する経緯等
- (3) 研究会における検討事項及びスケジュールについて
- (4) 科学技術研究調査及び個人企業経済調査の概要
- (5) 個人企業に関する経済調査(試験調査)について
- (6) その他

第2回 平成18年4月20日(木)

【議題】

- (1) 統計調査の民間開放・市場化テストにおける検討課題について
- (2) 科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査について
- (3) 個人企業に関する経済調査について
- (4) 個人企業に関する経済調査を補完する意識調査について
- (5) その他

第3回 平成18年5月18日(木)

【議題】

- (1) 個人企業に関する経済調査について(進捗状況)
- (2) 個人企業に関する経済調査を補完する意識調査について
- (3) 科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査について
- (4) 世帯を対象とする意識調査について
- (5) その他

第4回 平成18年6月22日(木)

【議題】

- (1) 個人企業に関する経済調査の入札結果について
- (2) 民間調査業界の現状について(業界団体からのヒアリング)
- (3) 世帯を対象とする意識調査について
- (4) その他

第5回 平成18年8月2日(水)

【議題】

- (1) 個人企業に関する経済調査(試験調査)の実施状況について
- (2) 地方公共団体からのヒアリング
- (3) 市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討について
- (4) その他

第6回 平成18年8月30日(水)

【議題】

- (1) 市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討について
(地方公共団体が法定受託事務として行っている業務に係る検討を含む)
- (2) その他

第7回 平成18年9月26日(火)

【議題】

- (1) 市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討について
- (2) 科学技術研究調査に関する意識調査の結果について
- (3) 今後検討が必要な事項、今後のスケジュールについて
- (4) その他

第8回 平成18年10月30日(月)

【議題】

- (1) 意識調査の結果について
- (2) 地方公共団体との調整状況について
- (3) 政令改正の状況等について
- (4) 基準・条件について
- (5) 科学技術研究調査に係る実施要項について
- (6) その他

第9回 平成18年11月28日(火)

【議題】

- (1) 地方公共団体との調整状況について
- (2) 試験調査の結果について(中間報告)
- (3) 世帯を対象とする意識調査の結果について
- (4) 基準・条件について
- (5) その他

第10回 平成18年12月15日(金)

【議題】

- (1) 試験調査の結果について(中間報告)
- (2) 基準・条件について
- (3) 試験調査に対する意識調査について
- (4) 今後の進め方について
- (5) その他

第11回 平成19年1月26日(金)

【議題】

- (1) 基準・条件について
- (2) 報告書について
- (3) 今後の進め方について
- (4) その他

第12回 平成19年2月26日(月)

【議題】

- (1) 試験調査の結果について
- (2) 家計消費状況調査の実施状況について
- (3) 報告書について
- (4) その他

第13回 平成19年3月8日(木)

【議題】

- (1) 個人企業に関する経済調査 受託事業者からのヒアリング
 - ・(株)サーベイリサーチセンター
 - ・(株)帝国データバンク
 - ・(株)北海道二十一世紀総合研究所
 - ・(株)NTT西日本-中国
- (2) 報告書について
- (3) その他

第14回 平成19年3月20日(火)

【議題】

- (1) 「個人企業に関する経済調査」に関する意識調査の結果について
- (2) 報告書について
- (3) その他

第15回 平成19年3月30日(金)

【議題】

- (1) 報告書について
- (2) その他

第16回 平成19年4月16日(月)

【議題】

- (1) 報告書について
- (2) その他

【指定統計に関する現状】

指 定 統 計 一 覧

平成19年3月

指定番号	指定統計の名称	指定年月日	指定番号	指定統計の名称	指定年月日
総務省 14			農林水産省 7		
1	国勢調査	昭 22. 5 .2	26	農林業センサス	昭 24. 9.29
2	事業所・企業統計	昭 22. 5 .2	33	牛乳乳製品統計	昭 25. 4. 4
14	住宅・土地統計	昭 23. 5.17	37	作物統計	昭 25. 6.21
30	労働力調査	昭 25. 1. 7	54	海面漁業生産統計	昭 27. 7. 2
35	小売物価統計	昭 25. 5. 8	67	漁業センサス	昭 28. 8.22
56	家計調査	昭 27. 9. 4	69	製材統計	昭 28. 9.30
57	個人企業経済調査	昭 27. 9.11	119	農業経営統計	平 6. 7. 1
61	科学技術研究調査	昭 28. 3.18	経済産業省 12		
76	地方公務員給与実態調査	昭 29.12.23	10	工業統計調査	昭 22.11.21
87	就業構造基本調査	昭 31. 4.12	11	経済産業省生産動態統計	昭 22.11.26
97	全国消費実態調査	昭 34. 5.23	23	商業統計	昭 24. 6.15
108	全国物価統計	昭 42. 6.13	40	埋蔵鉱量統計	昭 25. 8.31
114	社会生活基本統計	昭 51. 8. 6	43	ガス事業生産動態統計	昭 26. 3.28
117	サービス業基本統計	平 元. 4.10	46	特定機械設備統計調査	昭 27. 2.20
財務省 1			51	石油製品需給動態統計	昭 27. 3.31
110	法人企業統計	昭 45. 6. 8	64	商業動態統計調査	昭 28. 6. 3
国税庁 1			113	特定サービス産業実態統計	昭 48.10. 1
77	民間給与実態統計	昭 30. 1.27	115	経済産業省特定業種石油等消費統計	昭 55. 8.11
文部科学省 4			118	経済産業省企業活動基本統計	平 4. 9.11
13	学校基本調査	昭 23. 5.17	120	商工業実態基本統計	平 10. 3.31
15	学校保健統計	昭 23. 6. 2	国土交通省 9		
62	学校教員統計	昭 28. 3.28	6	港湾調査	昭 22. 6.19
83	社会教育調査	昭 30. 8.24	29	造船造機統計	昭 24.12.13
厚生労働省 7			32	建築着工統計	昭 25. 3. 2
5	人口動態調査	昭 22. 6.19	71	鉄道車両等生産動態統計調査	昭 29. 2.26
7	毎月勤労統計調査	昭 22. 8. 2	84	建設工事統計	昭 30.10.19
48	薬事工業生産動態統計調査	昭 27. 3.11	90	船員労働統計	昭 32. 3.25
65	医療施設統計	昭 28. 7. 7	99	自動車輸送統計	昭 35. 3.28
66	患者調査	昭 28. 7. 7	103	内航船舶輸送統計	昭 38. 3.30
94	賃金構造基本統計	昭 33. 3.25	121	法人土地基本統計	平 10. 5.20
116	国民生活基礎統計	昭 61. 6.18	合 計 5 5		

国の統計調査における調査の流れ図(指定統計調査)



注)

- 1 調査系統については、主要な系統に区分しつつ、他の系統がある場合には()に示した
- 2 調査名における網かけ部分(, , ,)は、調査員調査を示す。

統計局所管 指定統計調査一覧

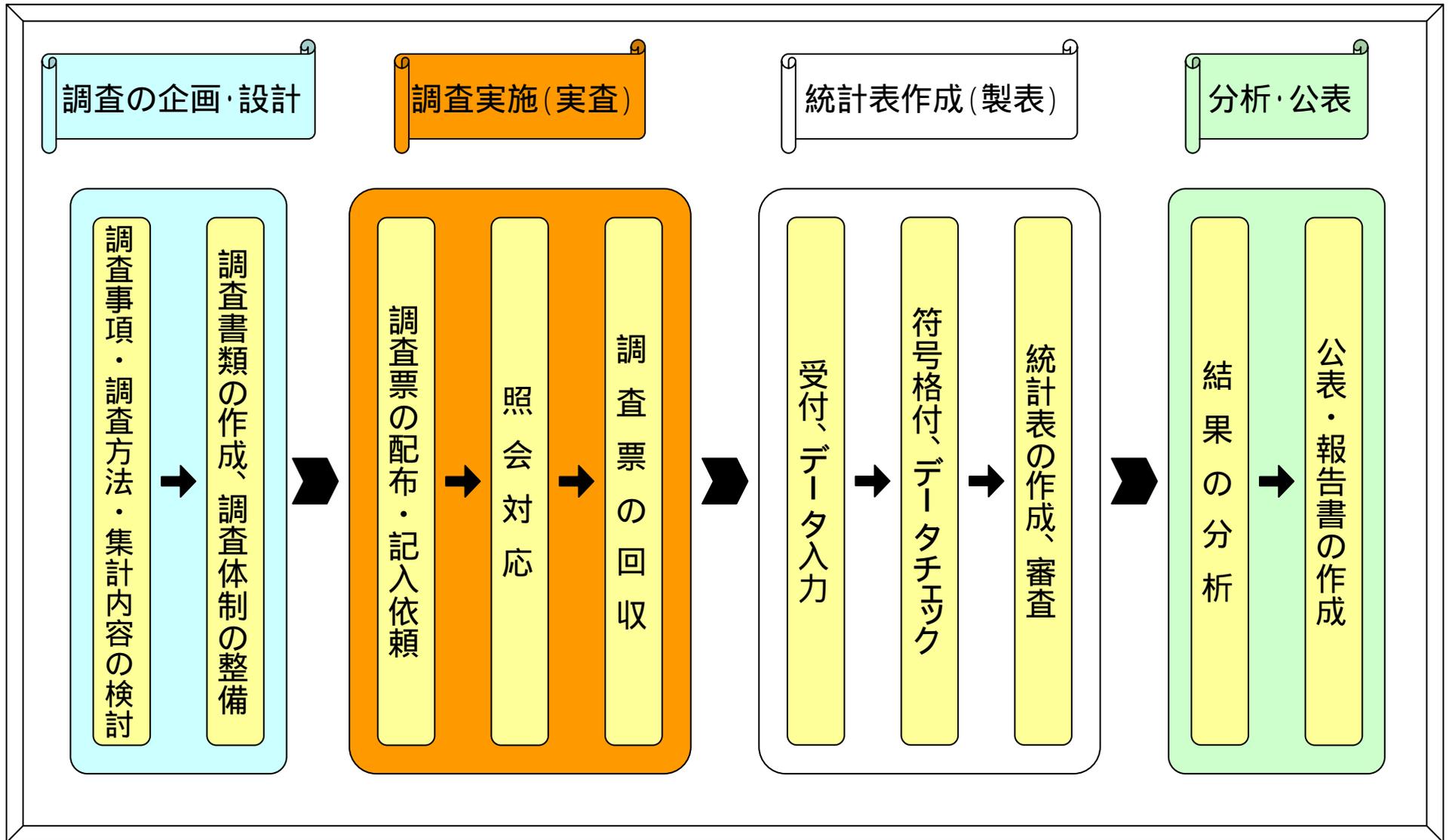
1. 人口・労働統計関係

	名称	目的	調査対象数	調査員数	利用例	周期
人口	国勢調査	国内の人口・世帯の実態を調査し、国及び地方公共団体における各種行政施策のための基礎資料を得る。	全世界帯 (約5,000万世帯)	約90万人	衆議院議員選挙区の画定及び議員定数、地方交付税額を決定する際の算定根拠	5年 (直近、平成17年)
労働	労働力調査	国民の就業・不就業の状態を毎月調査し、失業率、就業者数などを把握する。	約4万世帯	約3000人	各種雇用政策の企画立案のための基礎資料	毎月
	就業構造基本調査	我が国の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。	約50万世帯	約4万人	労働需給調整などの検討に向けた基礎資料	5年 (平成19年10月)
	住宅・土地統計調査	国民の居住形態や、住宅・土地の保有状況等に関する実態を調査し、住宅・土地関連諸施策のための基礎資料等を得る。	約450万世帯	約10万人	住宅建設五箇年計画の関連施策の策定・評価資料	5年 (直近、平成15年)
	社会生活基本調査	国民の生活時間の配分や日常生活の様々な活動状況を調査し、国民の社会生活に関する基礎資料を得る。	約10万世帯	約8000人	男女共同参画社会に係る施策のための基礎資料	5年 (直近、平成18年)

2. 経済統計関係

	名称	目的	調査対象数	調査員数	利用例	周期
物価	小売物価統計調査	主要商品の小売価格、サービス料などを毎月調査し、消費者物価指数(CPI)を作成するなど物価に関する基礎資料を得る。	約3万店舗	約800人	消費者物価指数(CPI)の作成	毎月
	全国物価統計調査	商品の販売価格及びサービスの料金などを調査し、物価対策などに関する基礎資料を得る。	約20万店舗	約6000人	物価の地域間格差の要因分析のための基礎資料	5年 (平成19年11月)
個人消費	家計調査	国民生活における家計収支の実態を毎月調査し、経済及び社会問題等に関する施策のための基礎資料を得る。	約9000世帯	約700人	GDPの家計消費部門推計の基礎資料	毎月
	全国消費実態調査	家計の収支及び貯蓄、耐久消費財等の家計資産を総合的に調査し、国民生活の実態に関する基礎資料を得る。	約10万世帯	約8000人	GDPの推計、CPIの作成のための基礎資料	5年 (直近、平成16年)
企業活動	事業所・企業統計調査	我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を調査し、各種統計・社会施策のための基礎資料を得るとともに、調査実施のための事業所・企業名簿を整備する。	全事業所 (約600万事業所)	約10万人	経済産業政策の立案のための基礎資料	5年(中間年に簡易調査を実施) (直近、平成18年)
	個人企業経済調査	個人企業の経営の実態を調査し、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料を得る。	約4000事業所	約200人	GDPの推計、中小企業振興のための基礎資料	毎四半期
	科学技術研究調査	我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興のための基礎資料を得る。	約2万事業所	(郵送調査)	科学技術振興政策等の施策立案のための基礎資料	毎年
	サービス業基本調査	サービス業を営む事業所の経済活動及び業務の実態を調査し、全国及び地域別のサービス業に関する基礎資料を得る。	約50万事業所	約2万人	GDPの推計、産業連関表作成のための基礎資料	5年 (直近、平成16年)

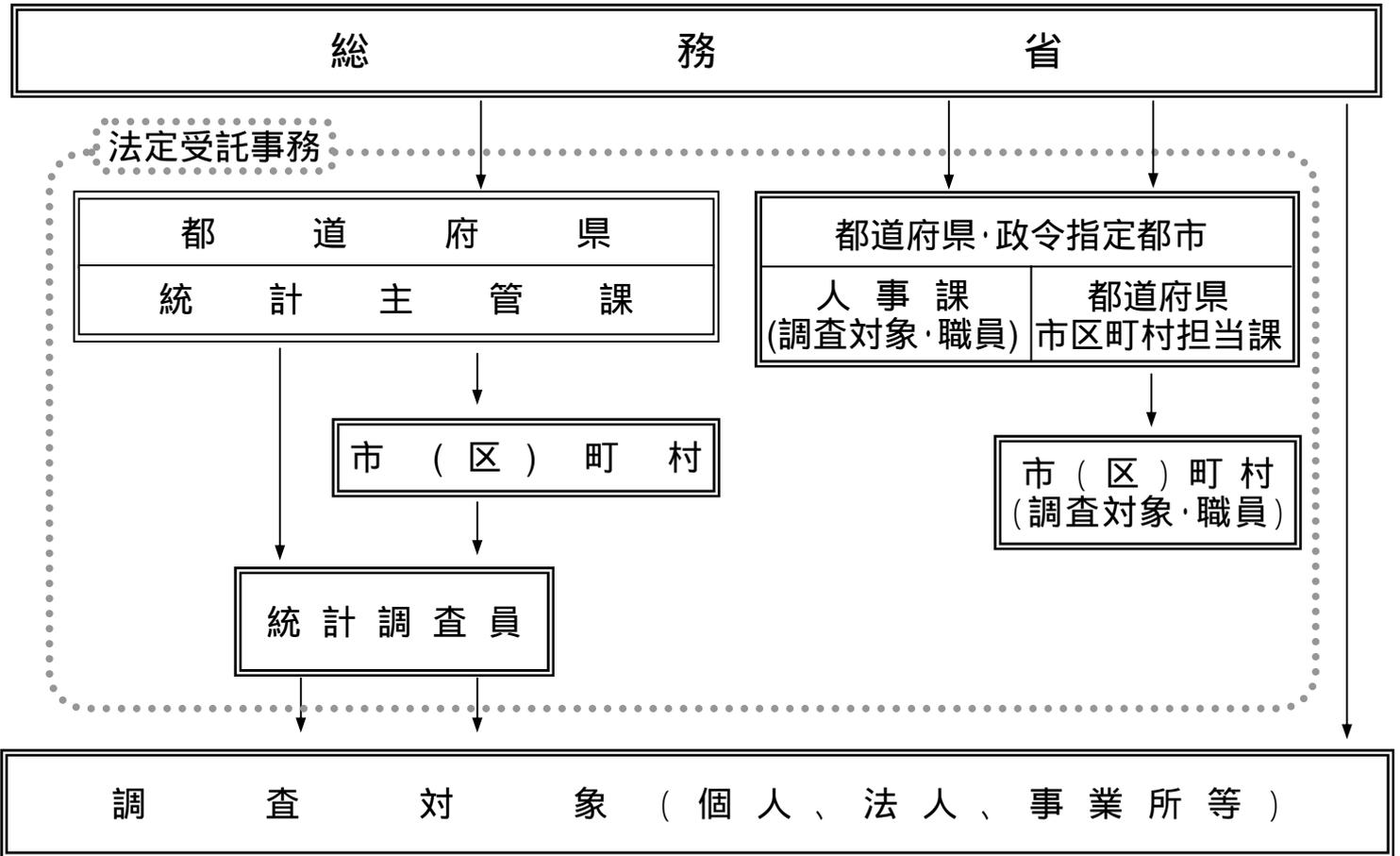
統計ができるまでの業務の流れ



統計調査実施機関(統計局 など)

全体の企画・管理・調整

総務省所管の指定統計調査の流れ図



- 調査の流れ に該当する調査: 社会生活基本調査、労働力調査、小売物価統計調査、家計調査、個人企業経済調査
- 調査の流れ に該当する調査: 事業所・企業統計調査、就業構造基本調査、全国物価統計調査、住宅・土地統計調査
全国消費実態調査、国勢調査、サービス業基本調査
- 調査の流れ に該当する調査: 地方公務員給与実態調査
- 調査の流れ に該当する調査: 科学技術研究調査

【民間調査業界の現状】

民間調査業界の現状について

1. はじめに

統計局所管の指定統計調査の民間開放・市場化テストの検討に資する参考情報を得るため、個別の調査会社の実状等についてヒアリングを実施した。

2. ヒアリング対象業者

(1) 個人企業に関する経済調査(調査A)入札説明会参加業者(落札業者は除く)

- (社)中央調査社
- (株)日本リサーチセンター
- (株)インテージリサーチ
- (株)RJCリサーチ

(2) 個人企業に関する経済調査(調査B)入札説明会参加業者(落札業者は除く)

- Ipsos 日本統計調査(株)

3. ヒアリングの内容

(1) 調査の履行能力を見る上での客観的な判断基準として有効なものは何か。

- ・ 同一調査手法による過去の実績(A社、B社、C社、D社)
- ・ 全国ネットワーク体制などの調査実施体制(A社、B社、C社)
- ・ Pマークの有無(情報管理の観点)(A社、B社、C社、D社)
- ・ ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の取得(A社)
- ・ ISO9001の取得(B社、D社)
- ・ ISO/TC225の取得(2006年中に正式発効)(A社、D社)
- ・ 日本マーケティング・リサーチ協会又は日本世論調査協会への加盟(A社、B社、C社、D社)

まとめ

調査の履行能力を見る上での客観的な判断基準として、多くの業者が、過去の実績及び実施体制の確認、関連団体への加盟、Pマーク及びISOの取得などを挙げている。

一方、調査員の能力やトラブル処理能力などに関する客観的な判断基準についても聴取したが、現状では、そのような能力を示す指標などはないのではないかとのことであった。

(2) これまでで規模が最も大きい調査のサンプル数

- ・ 調査員 20,000 世帯対象 (B 社)
(訪問留置) 18,000 世帯対象 (E 社)
15,000 世帯対象 (C 社)
13,000 世帯対象 (A 社)
70,000 事業所対象 (D 社) 調査地域神戸市 特別の体制を組み実施
実施期間約 2 か月
- ・ 郵送 330,000 事業所対象 (A 社)
調査地域全国 発注者提供の名簿により送付 回収率約 24% 督促ハガキ 1 回 回収期間 3 週間
300,000 世帯対象 (B 社)
調査地域全国 発注者提供の名簿により送付 回収率約 50% 督促ハガキ 1 回 回収期間 2 週間
全国一斉ではなく、発注者側で名簿が整理された地域から順次調査を実施、全体の実施期間は半年
194,000 自社モニター対象 (D 社)
調査地域全国 自社登録モニターに送付 回収率約 5% 督促なし 回収期間 20 日間
すべての調査世帯のうち、ある特定の条件に合う世帯からのみ回答を得るスクリーニング方式
130,000 世帯対象 (C 社)
調査地域全国 発注者提供の名簿により送付 回収率約 11% 督促なし 回収期間 3 週間
100,000 個人対象 (E 社)
調査地域全国 選挙人名簿から抽出 回収率約 50% 督促ハガキ 1 回 回収期間 1 か月半

まとめ

過去の調査実績で最大のものは、世帯対象の調査員調査で 20,000 世帯、郵送調査で 330,000 事業所であった。

(3) 現在の実施体制で、実施可能な調査のサンプル数

- ・ 調査員 全国で 10,000 世帯 (A 社、 B 社)
(訪問留置) 首都圏及び阪神圏で 1,300 世帯 (D 社)
全国で 5,000 事業所 (A 社、 C 社)
全国で 15,000 世帯 (C 社)
全国で 50,000 世帯 (E 社) 他の業務を中断し、すべての体制を投入
した場合
- ・ 郵送 全国で 200,000 世帯 (A 社、 C 社)
全国で 200,000 事業所 (A 社)

まとめ

現在の実施体制を前提として、実施可能な調査サンプル数を聞いたとこ

る、調査員調査では、他の業務を中断するならば50,000世帯、そのような条件がない場合では15,000世帯が最大となった。

一方、郵送調査では、200,000の世帯及び事業所への調査が可能とのことであった。

(4) 現在の実施体制で、確保可能な調査員数

- ・ 全国で1,000人（A社、B社、E社）
 首都圏及び阪神圏で120人（D社）
 全国で600人（C社）

まとめ

現在の実施体制を前提として、確保可能な調査員数を確認したところ、1,000人が最大となった。

(5) 今回の「個人企業に関する経済調査」の入札仕様書において、実施業者に裁量の余地があった方がよかったと感じた点

- ・ 調査員による事前の確認方法（すべて実地で確認する必要性）（D社）
- ・ 調査員の配置数（1調査地域1名の緩和）（A社、D社）
- ・ 調査票の配布・収集時を除く調査員の訪問（リーフレットの配布方法）（D社）
- ・ 調査対象への謝礼の渡し方（現金振込）（A社）
- ・ 統計局への調査員の個人情報（住所、生年月日）の提示（D社）
- ・ 謝礼の振込口座の取り扱いなど、個人情報の保護に関する具体的な指示の記述が必要（D社）
- ・ 見積もりを算出するための根拠として、対象事業所のリスト又は対照事業所の抽出方法など、調査地域を想定する際の参考となる資料が必要（E社）

(6) （入札不参加業者に対して）今回の「個人企業に関する経済調査」の入札に参加しなかった理由

- ・ 業務の都合（別の大規模な業務の立ち上げとの輻そう）（B社）
- ・ 十分な準備期間が確保できないため（A社、C社）
- ・ 謝礼の受け渡し方法への不安（A社）

(7) 過去の調査実績や現在の登録調査員数を越える規模の調査を受託する際の条件

- ・十分な準備期間（A社、B社）
- ・十分な受託期間（A社）
- ・実査の再委託を可能とするしくみ（D社）
- ・地方公共団体の登録調査員の活用（C社、E社）

(8) 業務が全国単位ではなく、都道府県単位で発注される場合に、調査を受託する際の条件

- ・当該都道府県における業務終了後の他の業務の見通し（継続的な調査員確保の観点）（B社）
- ・十分な準備期間（A社）
- ・十分な受託期間（A社）
- ・地方公共団体の登録調査員の活用（C社、E社）

(9) 統計調査の民間開放・市場化テストに対する意見・提案

- ・国の名前と民間事業者の名前で調査を実施した場合、国の名前で実施した方が協力を得やすいのは明らかなので、なぜ民間に委託することとしたのか、民間開放の利点を国民に対して十分に説明してほしい。（B社）
- ・調査客体からの照会については、都道府県・市町村でも対応していただけるようにしてほしい。（B社）
- ・昨今の官公庁の入札は、事業者の能力を無視した価格競争重視の風潮が感じられる。市場化テストでは、能力のある事業者が最適な価格で落札が行えるような基準を作してほしい。（E社）
- ・大規模な継続調査には体制整備のために初期投資が必要。また、ノウハウを蓄積して安定した統計を得るためにも、5年程度の受託期間は必要（E社）

業界団体からのヒアリング結果

(第5回研究会資料)

	(財)日本世論調査協会	(社)日本マーケティング・リサーチ協会
1. 現在の業界の実情把握	<ul style="list-style-type: none"> ・調査期間や方法等、内容によっては受託が困難。 ・全国規模で稼働可能な調査員数は1社あたり500～1000名程度、実施可能な対象数は1万～2万程度(調査の難易度による)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国規模の調査を実施できる業者は10社程度。 ・調査会社は都市部中心。事務所は、あっても県庁所在市程度。
2. 事業者が満たすべき要件・資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・「業界団体への加盟」が参考になるかもしれない。 ・「社会調査士制度」(最近の制度であり、標準的ではない)。 ・TC225がISO化されれば調査機関の資質を判断できるかもしれない。 ・調査員は調査時に臨時雇用しているのが現状であり、スキル等は雇用時に教育したり、会社によっては定期的に研修を行ったりしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Pマーク及びISOの取得。 ・当協会への加盟条件として、Pマークの取得を義務付ける方針。
3. 留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の手法による合理化は期待できるが、官の手法・水準をそのまま期待すると現状では不可能なものもある。 ・大規模な調査は、一定の初期投資が必要であり、現在の業界標準では受託しきれない。 ・「調査データの信頼性」を担保した開放が必要。 ・業界育成の視点での官からの指導や育成が必要かもしれない。 ・委託者側に「調査専門担当官」を置いていただくなど、統計調査のノウハウがブラックボックス化しないようにする必要がある。 ・初期投資が必要な大規模周期調査より、継続的な調査が受託できればありがたい。 ・各業務に強みを持つ民間業者の合同体に委託する仕組みがあってもよいのではないか。 ・中間的な管理組織の設置や、現状の「調査員制度」等を利用可能とする措置等についても検討を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コストを下げて、質を上げることを極端に追求することは問題。 ・行政で求められる精度と民間で求められる精度は異なる。回収率7割を求められると厳しい。 ・総合評価方式による入札は、公正な評価基準の設定が大事。

財団法人 日本世論調査協会の概要

1. 設立目的

広く世論調査および社会調査、市場調査および広告調査等に従事する内外諸団体ならびにこれに関心を有する者の連絡提携を図り、調査技術の進歩向上に資するとともに、これら調査にたいする社会一般の理解を深め、もって民主主義社会の健全な発達に寄与し、さらに進んで国際的調査研究に参加して国際親善の増進に貢献することを目的とする。

(日本世論調査協会寄付行為 第2条)

2. 設立の経緯等

昭和22年3月、総理官邸においてアメリカの世論調査専門家を招いた全国世論調査協議会が開催(メンバーは新聞社、通信社、世論調査研究団体、学識経験者)されたことを契機に設立の動きが生じ、昭和25年9月に財団法人(内閣府所管)として設立。

3. 事業概要

研究会、討論会、講演会、協議会、講習会等の開催
図書、定期刊行物の発行ならびに研究調査の発表
内外関係諸団体との連絡提携
国際的な調査の実施
その他必要な事業

4. 代表者名

会長 柳井 道夫(前成蹊大学学長、(財)大学基準協会専務理事)

5. 会員数

団体会員32、個人会員101、賛助会員5、特別団体会員5

通常会員……本協会の趣旨に賛同し別に定める所定の会費を納める団体及び個人
賛助会員……本協会の趣旨に賛同し別に定める相当額の寄附をする団体及び個人
特別会員……協会の活動及び本協会の目的に大きく寄与した個人及び特に関係を持つことが必要とされる団体

(参考)ホームページURL

<http://www.soc.nii.ac.jp/japor/index.htm>

社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会の概要

1. 設立目的

本会は、マーケティング・リサーチ倫理の確立とマーケティング・リサーチ綱領の普及、啓発及び人材の育成等を行うことにより、マーケティング・リサーチの健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(日本マーケティング・リサーチ協会定款 第3条)

2. 設立の経緯等

日本のマーケティング・リサーチ専門会社が集まり、マーケティング・リサーチの健全な発展と普及、倫理の確立を目指し、昭和50年に社団法人(経済産業省所管)として設立。

3. 事業概要

マーケティング・リサーチ倫理の確立及びマーケティング・リサーチ綱領の普及、啓発
マーケティング・リサーチに関する人材の育成
マーケティング・リサーチに関する調査及び研究
マーケティング・リサーチに関する技術の向上及び普及
マーケティング・リサーチに関する苦情の処理
マーケティング・リサーチに関する内外関係機関等との交流及び協力
前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

4. 代表者名

会長 田下 憲雄(株インテージ代表取締役社長)

5. 会員数

法人正会員 136、法人賛助会員 84、個人賛助会員 100

〔 正会員……本会の目的に賛同して入会するマーケティング・リサーチ業を営む者
賛助会員…本会の事業に協力しようとする者 〕

(参考) ホームページURL

<http://www.jmra-net.or.jp/>

【民間開放に関する法令、閣議決定等】

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(抄)

(平成18年3月31日閣議決定)

17年度重点計画事項

(横断的制度整備等)

1 市場化テストの速やかな本格的導入

(2) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。(市場イ)

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について試験調査等を実施する。(市場イ a)

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体(国・地方公共団体/民間事業者)や調査方法(調査員調査/郵送・インターネット調査)の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること(民間開放という。)に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。

(市場イ b)

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。(市場イ c)

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに(平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。(市場イ d)また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。(市場イ e)

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。(市場イ f)

総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画

平成18年10月6日
総務省統計局

基本的な考え方

「簡素で効率的な政府」の実現は、国・地方を通じた我が国全体の喫緊の課題であり、統計行政の分野においても、厳しい行財政事情の下、業務の一層の効率化を進めつつ産業構造の変化に対応した新たな統計の整備等の諸課題に対応していくことが求められている。

こうした情勢の下、民間事業者の創意と工夫を活用して統計調査に係る業務の見直しを行い、業務の効率化と統計の質の維持向上等を図ることは重要な課題となっており、今回の民間開放に関する取組を契機に、統計の信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組を構築することは、将来的な統計行政の発展に寄与するものである。

このため、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民や企業の秘密保護を前提に、総務省所管の指定統計調査に関連する業務について、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放（以下「民間開放」という。）を以下の取組を通じて積極的に推進していくこととする。

なお、本計画は、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月閣議決定）に基づき、総務省所管の指定統計調査の民間開放に向け、調査実施者である総務省としての取組方針を現時点で整理するため、策定するものである。

総務省所管の指定統計調査の実施に関わる業務の民間開放

1. 国直轄調査（科学技術研究調査）

総務省において直接調査実施に関わる業務を行っている科学技術研究調査（調査員による訪問等を伴わない郵送調査。毎年5月から調査を開始）については、以下のとおり民間開放を進めていくこととする。

本調査の調査時期等を踏まえ、平成18年度に入札を実施し、次回調査（平成19年調査）から民間委託を開始する。

調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務を対象とする。

契約については、平成19年度は単年度とし、20年度以降については、19年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討する。

2. 地方公共団体に実地調査を委託している調査

地方公共団体に実地調査を委託している調査について、現時点における考え方及びそれに基づく具体的措置は以下のとおりである。

個人企業経済調査等の総務省所管の指定統計調査は、科学技術研究調査を除き、すべて地方公共団体に実地調査を委託している。

(1) 考え方

当面の民間開放の推進方策

調査員を用いて実地調査を行っている総務省所管の指定統計調査は、一部の例外を除き全国でくまなく大規模に実施する、国勢の基本に関する統計調査である。

こうした指定統計調査について全国規模で一律に民間開放を実施する場合には、現在、法定受託事務として地方公共団体に委託している事務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となる。こうした措置をとるためには、全国を通じて、調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提となる。

これに対し、調査業務に係る民間事業者の現状は、業界団体等からのヒアリング結果によれば、各事業者が用いている調査員の数等の面からみて、上記の指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはない。他方、上記ヒアリング結果や試験調査への応札状況等からみて、統計調査に参加意欲のある民間事業者は存在しており、規模を限定すること等の条件を付せば、実地調査に関する業務を民間事業者に委託することは可能と考えられる。

こうした現状等を踏まえると、地域単位での民間開放が可能となるよう、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当である。これにより民間事業者が実地調査に関わる業務を行う機会を創出する。

国として講ずべき措置

上記の実地調査に関する業務については、各地方公共団体の主体的判断により民間開放が実施されることとなるが、国として、地方公共団体における民間開放の取組を平成19年度から可能とするための環境整備を行うことが必要である。

業務内容等を固めた上での検討を要する統計調査

国勢調査については、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告（平成18年7月公表）を受け、調査方法の大幅な変更が予定されており、国、地方公共団体における業務内容等は、今後、試験調査の結果等を踏まえつつ具体化することとしている。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）等に基づいて新設予定の経済センサスについても、現在、平成21年の調査実施に向け、調査方法等の具体化に向けた検討が進められているところである。

これらの調査については、見直しや企画の方向性を固めた上で、調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討し、結論を得ることとする。

(2) 環境整備等の具体的措置の内容

概要及びスケジュール

平成19年度から、総務省所管の指定統計調査について、地方公共団体において民間開放に係る入札を実施し、民間開放を開始できるようにするため、関係政省令・要綱等を調査時期の到来に応じて順次改正するとともに、地方公共団体における民間開放の取組を促進するための措置について検討することとする。なお、平成19年度に実施する5年周期の大規模調査については、調査の実施時期が19年秋であることを踏まえれば、19年度当初に入札を実施する必要があることに留意して取組を進める。

また、統計の正確性を確保し、調査対象となる国民や企業からの信頼を維持するとともに、これらの国民や企業の秘密保護を確実なものとするために、民間開放の基準・条件等（業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等）についても、処理基準として、調査ごとにあらかじめ地方公共団体に提示する。

対象業務

民間開放の対象業務は、調査員が行う調査票の配布・収集・照会対応（記入指導等）、調査員の指導、調査区の確認、調査対象の選定等とする。

調査の流れに応じた民間開放の在り方

「国 - 都道府県 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する都道府県により実施する。

「国 - 都道府県 - 市（区）町村 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する市（区）町村が、都道府県の同意を得て実施する。

「国 - 都道府県 - 市（区）町村 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、上記の業務は都道府県と市（区）町村の間で分担されていることから、調査実施に関わる業務の包括的な民間開放については、業務の多くの部分を担う市（区）町村が、当該市（区）町村の属する都道府県の同意を得て実施する仕組みとすることが合理的である。具体的方法としては、都道府県は、事務処理特例条例（地方自治法252条の17の2）を制定することにより、上記の事務のうち都道府県が行う事務を当該市（区）町村に委託した上で、当該市（区）町村において民間開放を実施することが考えられる。

なお、上記の考え方や、環境整備等の具体的措置の内容については、本計画について地方公共団体から寄せられる意見、現在実施中の試験調査の結果等を踏まえ、関係府省とも連携しつつ、平成18年度末までに、必要な見直しと更なる具体化を図るものとする。

公共サービス改革基本方針 別表(改定)(抄)

平成18年12月22日閣議決定

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p>	総務省
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から(同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次)可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) 統計調査の民間開放に向けた措置等	<p>統計調査の民間開放のための法的措置を平成19年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。</p> <p>総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。</p> <p>総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査(仮称)について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。</p> <p>農林水産省は、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとし、牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)、生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)等について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	総務省及び関係府省
(4) (独) 統計センター	<p>(独) 統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成19年度に行われる(独) 統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年6月末までに整理する。これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。</p>	総務省

統計法施行令の一部を改正する政令について（概要）

1 改正の背景

総務省所管の指定統計調査のうち、平成 19 年度に実施される「就業構造基本調査」及び「全国物価統計調査」について、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）及び「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」（平成 18 年 10 月 6 日決定）を踏まえ、市町村単位で民間開放を行うことを可能とするため、都道府県知事及び市町村長が行う事務について定める統計法施行令について必要な改正を行うもの。

2 改正内容

（１）統計法施行令の別表第一中、四の項（就業構造基本調査）の適用について

事務処理特例条例（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項に規定する条例）を制定し、都道府県知事が行うこととされている統計調査員の設置に関する事務、調査票の配布・取集に関する事務等を市町村長が処理することとされた場合は、

当該市町村長は、調査票の配布・取集に関する事務等を、民間事業者に委託して行うことができるものとし、

の場合において、当該市町村長は、統計調査員の設置に関する事務を行わないものとする
ことを規定する。

（２）同、六の項（全国物価統計調査）の適用について

（１）と同様とする。

（３）秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結について

前二号の規定により民間開放を行う場合においては、当該市町村長は、民間事業者と締結する契約に秘密の保持に関する事項を定めなければならないこと等を規定する。

（４）施行期日

公布の日（2月21日（水）公布）

「統計法施行令の一部を改正する政令案」に対して頂いた御意見の概要と御意見に対する考え方

1. 意見提出状況

提出件数 10件

2. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>市町村単位で民間開放を行うに当たっては、事務処理特例条例を制定する必要があるが、対象となる市町村が変動する都道府県において条例を改正しなければならず、事務負担が過大である。</p> <p>指定統計調査に関する事務を現行の法定受託事務から国の直接執行事務と位置づけ直す、統計調査員の設置及び調査票の配布・取集に関する事務を一律に市町村長の事務とする、条例の制定を要さないよう政令案でその旨手当てする等、民間開放に係る環境整備は国の責任においてなされるべきではないか。</p> <p>(3件)</p>	<p>今回の政令案は、平成19年に実施される就業構造基本調査及び全国物価統計調査に係る調査実施部局の調査計画を踏まえ、市町村単位での民間開放を可能とするための環境整備として、都道府県と市町村の事務を定める統計法施行令について、所要の改正を行うこととしたものです。</p> <p>民間開放の実施に際しては、全国規模での受け皿となる民間事業者が存在しないこと等を踏まえ、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じて事務を担っている現行の法定受託事務の枠組みを維持した上でこれを進めることが適当であるとの考え方に立脚し、調査実施部局において、調査計画が策定されています。</p> <p>また、今回の民間開放に関しては、都道府県、市町村の両者が協議し、合意を得て実施していくことが必要であり、現行の事務配分を一律に改めることは適当でないとの判断を踏まえ、地方自治法の事務処理特例条例の制度を活用して行うこととするものです。都道府県知事から市町村長への事務の移譲について、地方自治法において事務処理特例条例制度を設けていることにかんがみれば、条例によらない移譲の手法を政令で定めることは適当でないと考えます。</p> <p>なお、条例制定についても、短期間での検討を余儀なくされないことがないよう、今後はできるだけ早期に調査計画を示すなど、調査実施部局において負担緩和に係る措置の検討がなされていると承知しています。</p>

2	<p>政令改正は環境整備の手段の一つに過ぎず、試験調査の実施、調査内容の見直し、審査事務を含めた包括的な民間開放といった事項についても総合的に調整・整備する必要がある。(1件)</p>	<p>今回の政令案は、平成19年に実施される就業構造基本調査及び全国物価統計調査に係る調査実施部局の調査計画を踏まえ、都道府県と市町村の事務を定める統計法施行令について、所要の改正を行うこととしたものです。</p> <p>なお、調査実施部局においては、今後、民間開放に際して地方公共団体や民間事業者が拠るべき基準等について、現在実施中の試験調査等の結果を踏まえて策定することとしているものと承知しております。</p>
3	<p>政府統計は政府の施策の基礎となるだけでなく、国民にとっても内外の状況を把握するのに不可欠な公共財であり、その精度を高め、調査への国民の信頼を維持することは重要な課題である。</p> <p>しかるに、統計調査業務の民間開放は政府の統計作成に対する責任の所在を不明確化・分散化するものであり、調査票の配布・収集といった調査実施の根幹事務を民間事業者に委託することは、調査の精度の確保、データの時系列での整合性・地域間での比較可能性、調査への国民の協力、秘密の保護に悪影響を及ぼすことにつながりかねること等から、好ましくないのではないかと。</p> <p>また、そういった民間開放の推進にあたっては、慎重な検討を経るべきではないかと。</p> <p>(7件)</p>	<p>統計行政の分野においても、民間事業者の創意と工夫を活用した業務の見直し・効率化、質の維持向上を図ることは重要な課題となっていることから、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)や「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」(平成18年10月6日)を踏まえ、調査実施部局において、統計の正確性及び信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組みの構築に向けて検討が行われてきたものと承知しております。</p> <p>これらの検討の結果、平成19年度に調査時期が到来する就業構造基本調査及び全国物価統計調査については、民間開放の対象とする旨の調査計画が策定されたことを踏まえ、今回の政令案は両調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合に必要となる規定の整備を行うものです。</p> <p>民間開放を進めるに当たっては、ご指摘のとおり、調査の精度の確保、データの時系列での整合性・地域間での比較可能性、調査への国民の協力、秘密の保護が担保される枠組みを構築する必要があると考えます。</p> <p>秘密の保護については、個人情報保護の重要性にかんがみ、市町村長が調査票の配布・収集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合には、特に、秘密の保護に関する事項を定めた契約を締結しなければならないこと等を新たに定めることとしております。また、調査の精度の確保等に支障をきたすことのないよう、調査実施部局において、事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備が進められるものと考えております。</p> <p>この他にも、調査の精度の確保等が担保されるよう、民間開放にあたって民間事業者がよるべき基準・条件の策定に向けて、調査実施部局とも連携して、検討していくこととしております。</p>

統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）

（傍線の部分は変更部分）

定めた命令等

意見公募手続実施時の命令等の案

別表第一（第八条第一項関係）

別表第一（第八条第一項関係）

指定統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一、十五（略）	（略）	（略）	（略）

指定統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一、十五（略）	（略）	（略）	（略）

備考

備考

一 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。

二 四の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）の定めるところにより四の項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄

一 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。

二 四の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項に規定する条例（以下「事務処理特例条例」という。）により四の項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号

第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

三 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

四 前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、四の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる指定統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

五 十二の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、

に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

三 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例により同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

四 十二の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、

東京都知事が行うものとする。

東京都知事が行うものとする。

【答申、報告、提言等】

統計審議会答申

諮問第 313 号の答申 平成 19 年に実施される就業構造基本調査の計画について（抄）

（平成 18 年 12 月 8 日）

2 民間開放の導入

今回調査については、統計調査の実施に関わる業務の民間開放を推進する観点から、調査方法の一つとして、地方公共団体において、統計の正確性・信頼性の確保及び調査対象者の秘密保護が図られることを前提条件として、実地調査に係る業務の民間事業者への委託を可能とする計画である。

しかしながら、このことについては、今回調査の計画案において、具体的な実施計画案が示されるに至らず、また、導入の前提とされる調査精度の確保についても試験調査による検証が行われていない状況の中、可能な範囲で審議を行わざるを得なかった。

今回の本調査の民間開放の取組について、総務省は、調査実施期日までの間、導入することが予定される地方公共団体との調整を行うこととしているが、円滑な導入を図る観点から事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備を進めることにより、事務処理に万全を期す必要がある。その際には、高品質の統計の作成のため、調査内容の秘密保護や結果精度等について十分担保した実施計画を策定することが必要である。

諮問第 314 号の答申 平成 19 年に実施される全国物価統計調査の計画について（抄）

（平成 18 年 12 月 8 日）

3 民間開放の導入

今回調査については、統計調査の実施に関わる業務の民間開放を推進する観点から、調査方法の一つとして、地方公共団体において、統計の正確性・信頼性の確保及び調査対象となる事業所等の秘密保護が図られることを前提条件として、実地調査に係る業務の民間事業者への委託を可能とする計画である。

しかしながら、このことについては、今回調査の計画案において、具体的な実施計画案が示されるに至らず、また、導入の前提とされる調査精度の確保についても試験調査による検証が行われていない状況の中、可能な範囲で審議を行わざるを得なかった。

今回の本調査の民間開放の取組について、総務省は、調査実施期日までの間、導入することが予定される地方公共団体との調整を行うこととしているが、円滑な導入を図る観点から事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備を進めることにより、事務処理に万全を期す必要がある。その際には、高品質の統計の作成のため、調査内容の秘密保護や結果精度等について十分担保した実施計画を策定することが必要である。

政府統計の改革に向けて - 変革期にある我が国政府統計への提言 - (抄)
(平成 18 年 3 月 23 日 日本学術会議 政府統計の作成・公開方策に関する委員会)

5 統計作成の民間開放の課題

(1) 統計作成の包括的な民間開放

規制改革・民間開放推進会議の答申に基づいて、平成 18 年度に統計作成の民間開放に向けた市場化テストを一部の調査で行い、さらに指定統計 5)全体に広げることが決定された。また、統計制度改革検討委員会においても「包括的な民間委託について具体的な検討を進めるべき」としている。ここで言う民間開放とは、調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に開放しようというものである。民間調査員の利用や調査票の印刷などこれまでも民間の協力を得ている部分は大きい。しかし、主要な統計の「包括的」な民間開放は、海外でも実施した例はなく、多くの困難が予想されるものである。

(2) 調査への国民の信頼が揺らぐ可能性

統計作成の包括的な民間開放で懸念されるのは、統計の正確性が維持できるかということである。統計の正確性は、調査方法の適否や調査員の熟練度などにも影響されるが、基本的には、申告の正確性に依存する。現在の統計の精度は、公的な機関が調査を行うことに対する国民の信頼に支えられている。包括的に民間が実施した場合、国民の正確な申告意欲及び回収率の低下が懸念される。

(3) 調査の継続的な実施が妨げられる可能性

正確な統計を作成するためには、調査ごとの経験の蓄積も大切である。民間開放した場合、入札の度に担当する組織が変わる可能性があり、経験の蓄積や中長期的な人材育成を困難にする恐れがある。周期調査を視野に入れた人員配置など、整合的な調査実施計画は、個々の調査を切り離して実施する方法では実現できない。

(4) 不適切な調査が行われる可能性

また、日本銀行、内閣府及び総務省が民間に委託した調査で発生したような問題 6)が生じる可能性も排除できない。受託した民間企業が業務上の問題を起こした場合、代替の受託企業を見つけるには時間がかかるために実質的には契約解除はできない事態が予想される。そのため、事実上は独占に近い状態が生じることになる。さらに民間企業の調査が数年間続く間に、官庁側の調査実行体制は消滅することになる。その結果、仮に民間企業の不適切な調査体制が指摘されたとしても、政府が実施する能力が失われる危険性が高い。

(5) 正確性の評価の困難さ

統計の場合、結果の正確性の評価は 1 回の調査結果をみるだけでは不十分であり、問題の所在は時系列比較や他の統計との比較分析によって初めて発見されるものである。このため、正確性の評価が定まるまでに時間を要し、その間、問題のある統計が生産され続ける恐れがある。通常の業務であれば、失敗したらやり直すか次のときに改善すればよいが、統計の場合、その時点の統計は永遠に得られなくなるのである。

(6) 民間開放の現実性

民間開放したとしても、多くの調査員を要する統計調査事務を引き受けられる高度の専門性を持った組織が必要であり、確率標本の抽出や分類事務・大量データの審査・修正を行う

データエディティングなどに関する知識と経験を有する民間組織は、海外でもほとんど存在していないなど、実現性にも疑問がもたれる。

(7) 民間開放の課題

このようなことから、海外においては人口センサスなどの基幹的統計の作成は民間開放されていない。また、応用統計学会・日本統計学会、日本人口学会、日本学術会議は、専門的な立場から平成16年に統計作成の民間開放は慎重に検討すべきであるとの意見表明を行っている。今回、統計作成の民間開放についての市場化テストを実施するに当たっては、上記のような懸念を解決しなければならない。総務省では平成18年度に民間開放に関する試験調査を行うこととしているが、その結果については、政府による十分な検証はもとより、統計審議会において慎重に審議するとともに、学界等からの意見聴取も行うことを要請する。

(8) 民間開放の意義

統計作成の民間開放を実現するには多くの課題が残されているが、民間開放を検討すること自体が官が自らの活動を律する契機となるという意義も考えられる。また、統計作成のすべてで民間開放が不可能であるということでもない。調査員調査でなければ民間開放が可能な場合もあろうし、国の基幹的統計でなければ民間開放について検討する余地もある。当然ながら、包括的な民間開放でなければ、民間開放が可能な統計作成業務も多い。

(9) 学界からの意見聴取

民間開放が可能か否かは、調査対象の種類や調査の内容、調査の仕方等で異なってくる。したがって、民間開放の可否については、調査ごとに、前述の懸念を解決できるか否か手順を踏んで慎重に検討することを要望したい。また、民間開放においては、委託する機関が適切な知識と調査実施の能力を持っていることを十分確認するとともに、調査結果の正確性も継続的に評価しなければならない。すでに閣議決定された法案においては、市場化テストにおける民間受託者の公正な決定を監視し、必要に応じて官民競争入札もしくは民間競争入札を実施する国の行政機関等または公共サービスを実施する民間事業者に対して、報告または資料の提出を求めることができる第三者機関が設置されることが決まっている。政府統計の民間開放に関しては、第三者機関が学界の専門家からの意見を聴取する機会を設け、透明な手続に基づいて調査実施機関の適否が判断されるとともに、継続的評価が行われる必要がある。

政府統計の現状と将来のあるべき姿 学術の視点からの提言（抄）

（平成16年12月14日 日本学術会議 学術基盤情報常置委員会）

2. 政府統計の実査の民間開放の検討に係わる問題点

《 規制改革・民間開放推進会議では、政府統計もまた民間に開放されるべきものとして検討されています。しかし国勢調査などの公権力を持って正確な回答を義務付けている指定統計（統計法の規定による）は、その正確性を維持するために、現行の臨時国家公務員としての統計調査員以外に実査を民間委託することは慎重な検討を要するものと考えられます。無論統計調査の過程での入力業務や印刷等はこれまでも民間にかなりの部分発注されていますしその拡大の検討をすることに異議を申すわけではありません。しかし調査の設計と実査に関しては異なります。

特に国勢調査は、かつての西ドイツの失敗の例にもありますように一度国民の信頼を失いますとその回復には長い年月を必要とすると思われます。明平成17年の第18回国勢調査の実施を控えて、市場化テストに含めるかどうかは、専門家の意見をも徴して慎重に検討されることを期待いたします。》

ところで、内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革・民間開放推進会議」は、平成16年12月を目途として第1次答申を取りまとめるべく、平成16年8月3日に「中間とりまとめ」を公表し、「官業の民間開放の抜本的な推進」に向けてその検討が行われています。その中の「統計調査、製造等」の項目の一つとして、政府の行う統計調査についても「必ずしも官で行われる必然性はない」として議論しています。ここで、どのような公共財の提供が民間開放になじむのかという一般論を提起するわけではありませんが、政府統計の基幹的部分、すなわち統計法で指定されている指定統計等については、果たして民間開放が原理的にまた法制度的に可能なのかを、本格的に検討する必要があります。

政府統計は、行政のためだけではなく広く国民の利用に供せられるとともに、学術研究の不可欠な研究資料の一つであり、科学者の研究基盤をなすものだけに、幅広い観点から慎重にされるべき性格を持っています。特に、「規制改革・民間開放推進会議」の委員の解説によれば、国勢調査（指定統計第1号）も視野に入れて調査事務（実査）を民間に開放することを検討しているとのことですが、学術的な観点からも慎重な検討が望まれます。

周知のように、日本の議会の議員定数・地方公共団体等の議会の議員定数等についてはそれぞれ法律により確定しなければならないとしており、その根拠法では、その算定基準を国勢調査による人口データ、各歳別人口等を基本的なデータとすることを規定しております。それだけでなく、地方交付税の算定根拠等の各種行政の基本データとしても、いわゆる「法定人口」として国勢調査は広く使用されていることは説明の要がないほどであります。さらに国勢調査は、各種標本調査の標本抽出枠（フレーム）として、標本調査の正確性を維持する基本情報となっています。この国勢調査が正確な人口把握に失敗するとなると、我が国の政府は、失業率や物価指数や国内総生産（GDP）など政策立案運営に必要な手立ての正確性を失う危険性があります。

従って、そのデータは第一義的に信頼しうるものである必要があります。前述のように、国

勢調査は明治35年公布の法律を基に、明治37年を第1回として実施されるはずであったのが諸般の事情により実施不能となり、初回は大正9年まで延期することを余儀なくされましたが、その実施と信頼性の確保は、第1回の大正9年（1920年）以来、敗戦時の昭和20年を除き、5年ごとに実施することで可能になったと考えられます。その間、政府だけでなく、広く国民各層の協力が得られたからであります。

国勢調査データの信頼性を保つため、統計調査員については、臨時国家公務員の身分を保障するとともに、国民だけでなく在住外国人に対しても、統計法により虚偽申告・調査拒否に対する罰則規定を設けております。これを民間委託した場合には、その調査員の身分と調査拒否者の関係がどのような法的関係で調査に協力を求めうるのかに関しては、極めて複雑な法的関係を規定しなければならないだけではなく、国民各層に国家的事業として認識されている国勢調査に対す協力意識の維持に絶大な影響があると想定されます。「規制改革・民間開放推進会議」での議論にあるように「駐車違反取締りの業務の民間委託を認めた道路交通法の改正のように、みなし公務員規程」で可能であると考えるのは無理であります。違反要件のように客観的に定義可能なものと同列に扱って、調査拒否・虚偽申告に対して、罰則適用のための起訴まで行いうるかという問題があるからです。¹⁾

国勢調査にとどまらず、政府統計全般において調査票の印刷、入力処理のように民間発注可能なものは、すでに実行されております。ここでは、さらに一歩進めて「民間業務委託」ではなく民間に発注することが可能な業務がありうるかを検討することに問題ありとするわけではありません。しかし現行の実査の工程をすべて民間に委託することが可能であるとは考えられません。また全国的に等質な調査を前提として制度設計されている調査、特に指定統計に関して、「部分的な市場化テスト」を行うことは国民の協力意識のもとで成り立っている現行の政府統計調査の状況を危うくします。²⁾

明年（平成17年）の10月1日には第18回国勢調査が実施されます。そのためにすでに3回の試験調査を終え、円滑に実施されるための啓発・広報活動を目前に控えて、国勢調査に対する信頼が損なわれるようなおそれがある提案がなされるとすれば、きわめて遺憾なことです。周知のように西ドイツでプライバシー保護の観点から日本の国勢調査に相当する人口センサスが実施予定の1983年に実施が不可能になったことがあり、結局1987年に実施したとはいえ、その後遺症は長く尾を引いております。一度国勢調査のあり方に疑義が持たれ国民の信頼を失った場合にはその回復には長い時間を要すると思われまふ。*

政府の実施している基幹的統計について、実査の民間委託については、これまで海外においても、特に欧米先進国においても種々の経験から不適切であると考えられております。**それは、統計調査の実施の全般的過程のなかで、民間委託可能な事項の検討とは全く別個の次元の問題であります。今後、規制改革・民間開放推進会議で検討されることがある場合においても、政府統計が国民の共有財産であり、研究者の学問的基盤である視点に十分に配慮され、専門家からの意見を徴する等慎重に対処されることを強く希望します。

注）* 濱砂（1990）、** UN（1980）、濱砂（2000）、川崎（2004）

補注：

1）統計調査員に関しては、現在の臨時の用務限定の国家公務員化している場合でも、被調査者の個人情報に関

するプライバシー意識は高くなる一方で、封筒密封方式を被調査者の要求に応じて取るようにしているが、このような封入には記載漏れ等が多いことが明らかになっています。したがって最大の信頼を確保することが必要です。これまで農村部では、近所の顔見知りの調査委員が良い、都市部では、近所の人でない方が良いといった調査環境の実態調査結果がでています。しかも近年の都市の治安の悪化、詐欺の横行は目に余るものであり、民間調査会社の調査員であるということでの拒否率の高まりは十分予測できます。これらは実態的な問題です。また仮に違反者に対する処罰規定の適用という問題になりますと、調査員の個人裁量の余地がないように客観的に確定されることが必要になります。このような要件をみなし公務員制度で維持できるとは考えられません。

2)平成9年12月3日の行政改革会議の最終報告では、「行政機能の減量(アウトソーシング)、効率化等、2.減量(アウトソーシング)の在り方、(4)民営化、民間委託等の推進」と題する項目において、「民間委託の推進、ア これまでも、以下に掲げる業務については、民間委託が進められてきているが、今後においては、個々の業務における部分的な委託のみでなく、一連のまとまりとして、包括的に民間に委託する手法を積極的に採用すべきである。(民間委託が考えられる事務・事業)」として、統計調査に関連して、次の2項目が示されている。すなわち、

「・情報処理、統計の処理(集計、データベースの作成・提供等)」

「・各種調査(統計調査*、資料収集、分析等)

*農林統計等の調査(実査等)」

と記されている。ここで、前者は、いわゆる計算機処理と呼ばれるものであり、これまでも政府部内で外部委託も行われているものであり、積極的に進めることができるものである。しかし後者は、統計調査のなかでも農林統計が例示されているのに明らかなように作物統計の坪刈調査のような、客観的な測定が可能な分野が中心と見るべきであり、国勢調査のような、人々の申告による調査と解釈することは無理であると思われます。

規制改革・民間開放推進会議への申し入れについて

平成 16 年 4 月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者 13 名から構成される規制改革・民間開放推進会議（議長 宮内義彦）が内閣府に設置されました。8 月には会議の「中間とりまとめ」が公表され、その中で政府の重要統計調査についても民間開放等が検討されております。一部新聞報道にもありますように、重要統計調査には国勢調査も含まれ、国勢調査のユーザーを多数会員として抱える日本人口学会においても見過ごすことができないような状況にあります。そこで、「日本人口学会理事会」として下記のような申し入れ文書を、規制改革・民間開放推進会議議長宮内義彦氏宛に送付しました。

記

平成 16 年 11 月 17 日

規制改革・民間開放推進会議議長
宮内 義彦 様

日本人口学会理事会
会長 阿藤誠

現在、貴会議において、官製市場の民間開放等について、精力的に議論・検討されていることは、内閣府ホームページ等で承知いたしております。さて、去る 8 月 3 日に貴会議が発表された「中間とりまとめ」や各種の新聞報道等から推量しますと、政府の重要統計調査、とりわけ国勢調査の調査実施業務についても民間開放等が検討されているものと拝察します。しかしながら、国勢調査等の民間開放については、人口研究者など統計利用者の立場からみて次のような重大な問題点が考えられるため、現段階で民間開放の経済的効率性の視点からのみ早急に結論を出すことなく、統計利用者の意見を十分に踏まえるなど、より慎重な検討が必要である旨、日本人口学会理事会として申し入れるものです。

記

日本は現在、世界に類をみない勢いで少子高齢化が進行中です。また、日本は、今まさに長く続く人口減少の時代に入ろうとしています。高齢化はすでに日本の経済社会に多くの問題を投げかけていますが、これから予想される一段と厳しい高齢化と人口減少は、日本の経済社会にとっての一大地殻変動とも言うべきもので、国を挙げての政策対応が求められる重大課題と考えます。このような重要な政策課題に日本社会が適切に対応していくためには、全国、各地域レベルでの少子高齢化、人口減少の趨勢を正確に把握し、的確に予測するとともに、少子高齢化ならびに人口減少対策についての厳密な政策評価を行うていくことが必要です。そして、これらの人口動向の現状把握、予測、政策評価を行うにあたっては、これまで定期的実施されてきた国勢調査や労働力調査などの国の大規模調査が継続実施され、精度の高いデータが提供され続けることが必要であることは言を待たないと考えます。

しかるに、今回貴会議において検討されつつある国勢調査等の民間開放は、これら調査の継続性、調査結果の信頼性並びに正確性を大きく損ねる恐れがあることを深く憂慮するものです。その理由は以下の通りです。

第一に、国勢調査のような大規模調査がこれまで高い精度(信頼性と正確性)を誇ってきたのは、調査主体、実施機関としての公的機関(政府・自治体)に対する国民の側の信頼感、安心感、義務意識が強く、調査への協力度が高かったためであると考えられます。民間の調査機関が実施機関となった場合、国民の協力度が低下する恐れが大きく、公的機関が実施する場合と同様の調査精度(信頼性と正確性)を保つことはきわめて困難と考えられます。

第二に、国は国勢調査等の大規模調査を円滑に実施するために、長い年月をかけて調査実施のためのシステム作り・人材養成を行ってきました。特に調査の第一線で調査票の配布、説明、回収に携わる統計調査員は、単に経済的動機のみでなく、国の統計調査という公的仕事に協力することへの誇りと責任感を持って多くの調査に携わっているとされています。このことが調査対象者としての国民の協力度を高め、調査の回収率にも大きく影響していると考えられるのに対し、民間の調査機関の調査員がそのような誇りや責任感を持つことは難しいと考えられます。

第三に、仮に「市場化テスト」によって国勢調査等の大規模調査が民間実施機関に移され、民間調査が従来並みの調査精度を達成できなかったとします(我々は、その可能性が極めて大きいと危惧します)。その場合、再び国で実施することに方針変更したとしても、いったん壊した大規模調査実施のためのシステムを再構築し、人材養成を行うのは容易ではありません。仮にそのような事態が生じた場合、調査の定期的継続性が損なわれる危険性はきわめて大きいと考えます。

第四に、国勢調査や労働力調査のような大規模調査の速報値並びに個票データは、私企業の利益追求活動(たとえば、株取引や販売促進活動)にとって計り知れない大きな価値をもちます。それだけに、これらの調査が民間実施となった場合、調査実施企業による調査結果の私的濫用のリスクもまた極めて大きくなります。調査データの私的濫用が起り、やはり政府が実施すべきということになっても、前述の通り、いったん壊したシステムの再構築は容易でなく、これまた調査の定期的継続性がそこなわれる危険性が大きいと考えます。

第五に、仮に民間企業が国勢調査などの大規模調査をいったん引き受けるとすると、調査の継続性を保つためには、現在国が構築している規模の調査実施体制(人材養成、人材確保を含む)を常時維持しつづければならなくなります。その企業に対抗するだけの競争企業が市場に登場しにくいとすれば、結果的に一企業(グループ)の独占となりかねません。その場合、調査実施の経済効率性低下のリスクがあることを措くとしても、国民の個票データを一企業(グループ)が独占的に私的利用できるリスクは、国勢調査等の大規模調査への国民の不信感を招きかねず、調査データの信頼性、正確性を大きく損ねる危険があります。

なお、国勢調査(一般的には人口センサス)に限って言えば、世界の民主主義国家のほとんどは、人口センサスの結果に従って地域別の国会議員の定数を決めており、日本も例外ではありません。このような民主主義の根幹にかかわる調査を私企業が独占的に実施することは考えられず、それゆえにこそ、上記の理由とも合わせて、市場化の最先端にある米国、英国などでも政府が直接に人口センサスを実施しているものと考えられます。

緊急アピール 「政府統計調査の信頼性を維持せよ」

2004年11月18日

応用統計学会

日本統計学会

現在、規制改革・民間開放推進会議において、国勢調査をはじめとする重要な統計調査の民間委託が検討されている。もしこれらの重要統計が民間委託されれば、それらの信頼性・正確性が大きく損なわれることが予想される。基幹的な統計調査が信頼できないものとなれば、政府の政策策定全般において取り返しのつかない誤りをおかす危険性がある。また、これらの調査の正確性に依拠した学術研究は不可能となる。政府は自らの責任において、国勢調査をはじめとする重要な政府統計の信頼性・正確性・継続性を確保すべきである。

統計の信頼性・正確性の確保

これまで政府が実施してきた統計調査は国民の理解、協力を得て高い精度（信頼性と正確性）を維持してきた。この理由として、国及び地方自治体が公正、中立な立場から調査を行っていることに対する国民の信頼感、安心感が強かったことがあげられる。民間企業が統計調査を受託して行う場合、秘匿性や守秘義務等の点で、調査の公正性、中立性に対する国民の理解に悪影響を与え、調査の精度を長期間に渡って低下させることになることが危惧される。民間開放することによって、統計の精度に影響を与えかねない環境を作ることは、厳に避けるべきである。

統計の継続性の確保

国勢調査など政府の重要統計が高い精度を継続的に確保するためには、その作成体制が持続的・安定的であることが不可欠である。市場化テストのための入札においては、民間企業が採算を度外視して受注する可能性を完全には否定できず、データの質の低下を来す恐れが多分にある。また、これまで整備されてきた国、地方公共団体の調査体制に代わり、市場化テストを実施した民間調査機関が異なる体制で調査をおこなった場合、重要な統計の継続性が損なわれる恐れがあり、行政や社会・経済へ甚大な影響を及ぼすことはもちろん、各種の研究活動にも支障を来す事態になり極めて問題である。

諸外国の経験に照らしても不適切

国の重要統計調査の実査を民間委託することについては、諸外国の経験に照らしても不適切である。特に、国勢調査(人口センサス)等の基幹的な大規模統計調査については、その客観性、中立性を確保する必要があることから、民間企業がその実査に関わる業務を受託している例は世界中どの国にも見当たらない。市場化テストの検討に当たっては、国際社会の中で我が国の統計の品質への信頼を傷つけることのないよう、外国の事例など十分な情報に基づいた慎重な検討が不可欠である。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（抄）

（平成17年6月21日閣議決定）

第4章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために-活性化のための政策転換-

（統計整備の推進）

- ・「基本方針2004」に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表2の(6)の取組を進める。

<別表2>

(6)（統計整備の推進）

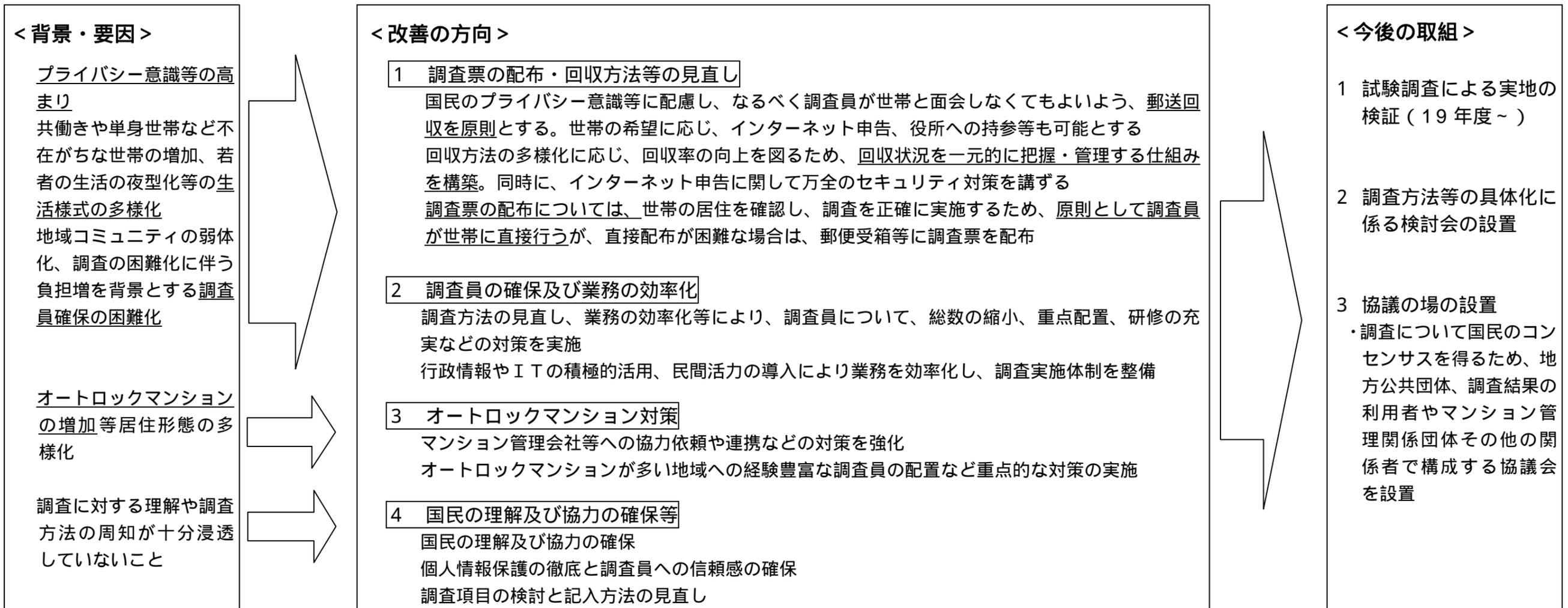
- ・ 統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。
- ・ 産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等）を整備する。
- ・ サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

基本的認識

- 1 国勢調査の意義 人口や世帯の基本的な姿を明らかにする国の最も基本的な統計調査。「法定人口」として利用されるなど、国民共有の財産として民主主義の基盤を成す統計情報を提供人口減少社会に入るなど、人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化する中において、国勢調査はますます重要
- 2 全数調査として行う必要性 全数調査である国勢調査を基盤とすることで、統計体系全体が合理的に整備可能（母集団フレームに基づく標本調査の正確な実施、小地域など詳細なデータの提供）
- 3 実地調査により行う必要性 住民基本台帳その他の行政情報によって国勢調査を完全に代替することは困難
行政情報から必要なすべての統計データを得ることができない
異なる行政情報間で個人情報を結合することに対し、国民のコンセンサスを得ることが現状では困難

問題の背景・要因 と 改善の方向

の基本的認識の下、世帯の協力が得られないケースや調査員が世帯を訪問しても接触できないケースが増加する等の問題について、背景・要因を分析し、改善の方向について検討



【試験調査等の結果等】

科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査について

1. 意識調査のねらい

科学技術研究調査の調査対象に対し、事後的に意識調査を行うことにより、調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違い等を把握する。

2. 意識調査について

(1) 調査の対象

科学技術研究調査の調査事業所すべて(調査票の返送がなかった事業所を含む)

(2) 調査の時期

- ・ 1回目の督促を行う前までに返送があった事業所に対しては、平成 18 年 7 月上旬に実施
- ・ 2回目の督促を行う前までに返送があった事業所に対しては、平成 18 年 7 月中旬～下旬に実施
- ・ 最終的にはすべての調査対象事業所に対して意識調査を実施

(3) 調査の方法

統計局から直接郵送により調査を実施

(4) 調査の内容

調査票の送付状況、提出状況、インターネット経由で提出しなかった理由、調査実施者が官か民かによる違い、その他(別紙参照)

(5) 結果の取りまとめ

調査結果は8月～9月中に取りまとめ、9月の研究会において報告予定。

科学技術研究調査に関する意識調査の結果について【最終結果】

1 調査の目的

調査対象に対し、事後的に意識調査を行うことにより、調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違い等を把握する。

2 調査の対象

科学技術研究調査の調査対象（約 18,000 事業所）

科学技術研究調査について

調査期間は5月16日～。調査票未提出の事業所に対し、7月上旬、7月下旬、8月下旬にそれぞれ督促を行い、最終的な提出期限は10月。

3 調査の方法、スケジュール

7月6日までに調査票を提出した事業所に対し、7月14日に直接アンケート用紙を送付。7月28日にアンケート提出についての督促はがきを送付し、8月4日を提出期限とした。

7月7日から7月25日の間に調査票を提出した事業所に対し、8月4日にアンケートを送付。8月18日に督促はがきを送付し、8月25日を提出期限とした。

上記以降に調査票を提出した事業所及び調査票の返送がなかった事業所に対し、10月12日にアンケートを送付。11月2日を提出期限とした（アンケート用紙は別添のとおり。）

4 回収結果

	配布数	有効回収	未回収等
総数	18,062	11,991	6,071
構成比(%)	(100)	(66.4)	(33.6)
資本金1億円以上の会社等	8,104	4,933	3,171
構成比(%)	(100)	(60.9)	(39.1)
資本金1億円未満の会社	5,412	3,124	2,288
構成比(%)	(100)	(57.7)	(42.3)
非営利団体・公的機関	1,196	1,089	107
構成比(%)	(100)	(91.1)	(8.9)
大学等	3,350	2,839	511
構成比(%)	(100)	(84.7)	(15.3)

注) 科学技術研究調査の調査対象数

会社等 ... 約 14,000 (抽出)

非営利団体・公的機関 ... 約 1,000 (全数)

大学等 ... 約 3,000 (全数)

5 結果の概要

問4について（問い合わせ対応や督促はどちらが行った方がよいか）

- ・「どちらでもよい」という回答が総数で56%。「民間がよい」が9%、「国がよい」が24%。
- ・「民間がよい」理由は、回答の多い順に「効率的である（84%）」、「ていねいな対応（29%）」。
- ・「国がよい」理由は、回答の多い順に「秘密を守る（72%）」、「専門性がある（36%）」。

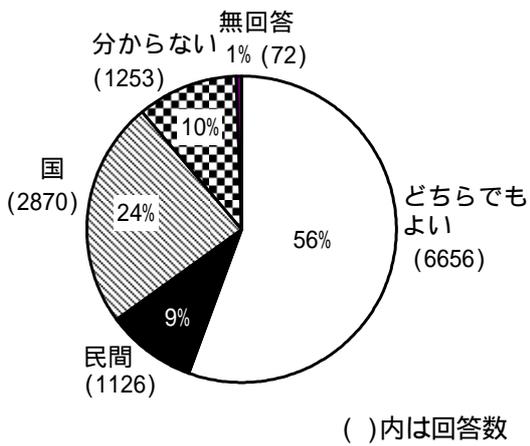


図1 問い合わせ対応や督促について

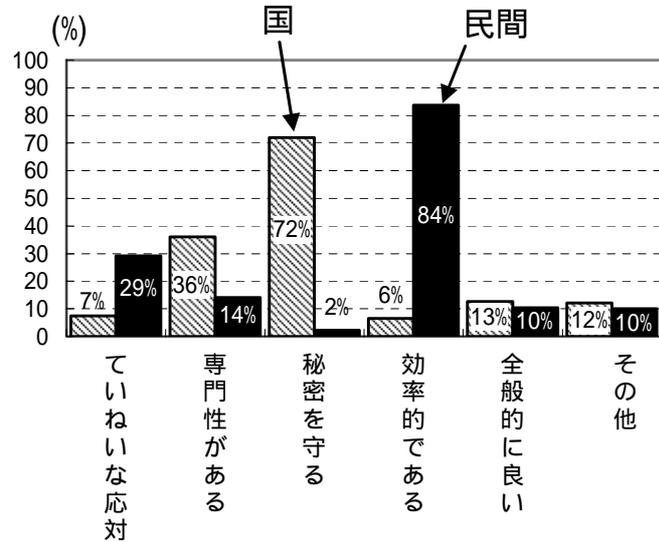


図2 民間、国がよい理由（複数回答）

問5について（調査票の受領はどちらが行った方がよいか）

- ・「どちらでもよい」という回答が総数で55%。「民間がよい」が8%、「国がよい」が26%。
- ・「民間がよい」理由で、最も回答の多いものは「効率的である（89%）」。
- ・「国がよい」理由で、最も回答の多いものは「秘密を守る（83%）」。

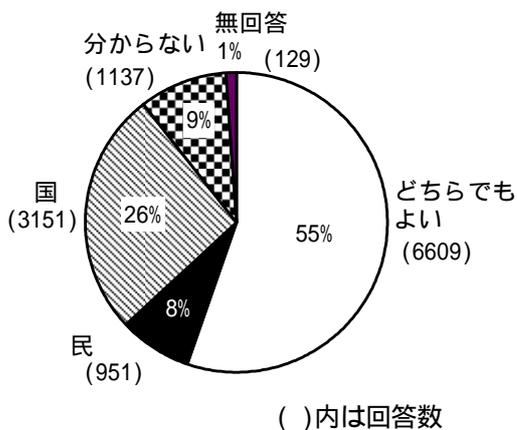


図3 調査票の受領について

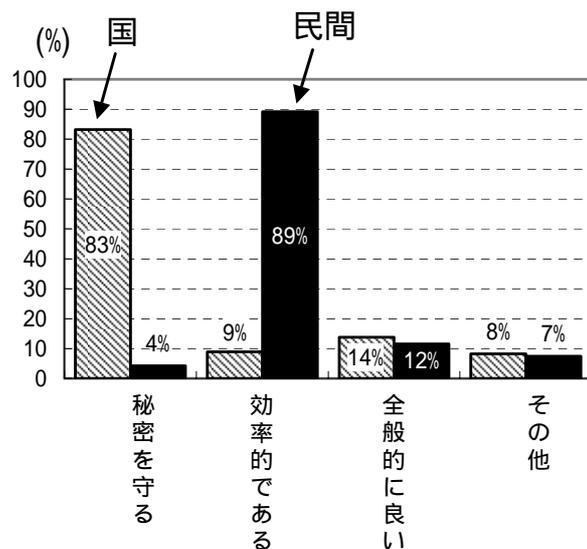


図4 民間、国のよい理由（複数回答）

問6について（民間委託する際に事業者が注意すべき点）

- ・最も注意すべき点で、最も回答の多いものは「秘密の保護」（30%）
- ・その他注意すべき点で、回答の多い順に「秘密の保護」（74%）、「国からの委託を確認できる」（59%）、「目的外使用の禁止」（56%）

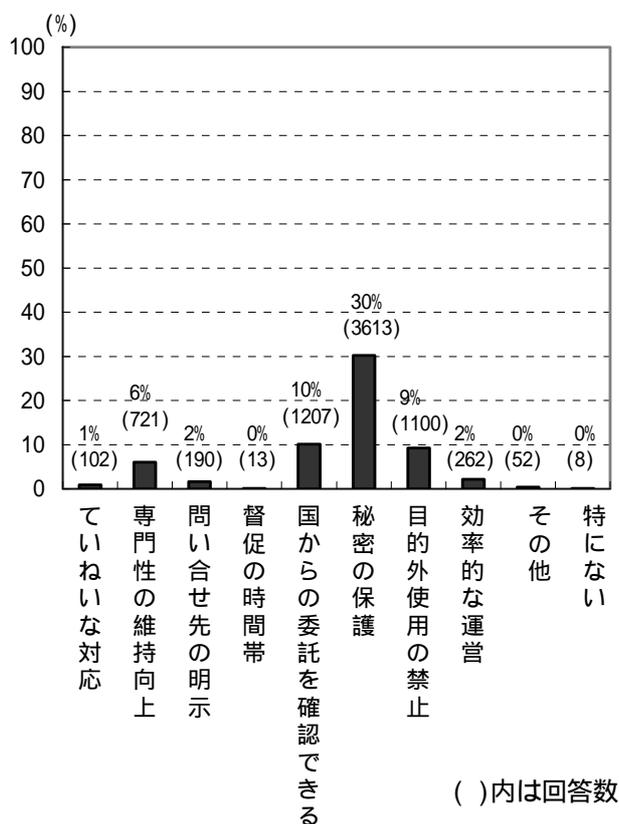


図5 （最も当てはまる）がマークされた項目（単一回答）

無回答（無）等が約39%

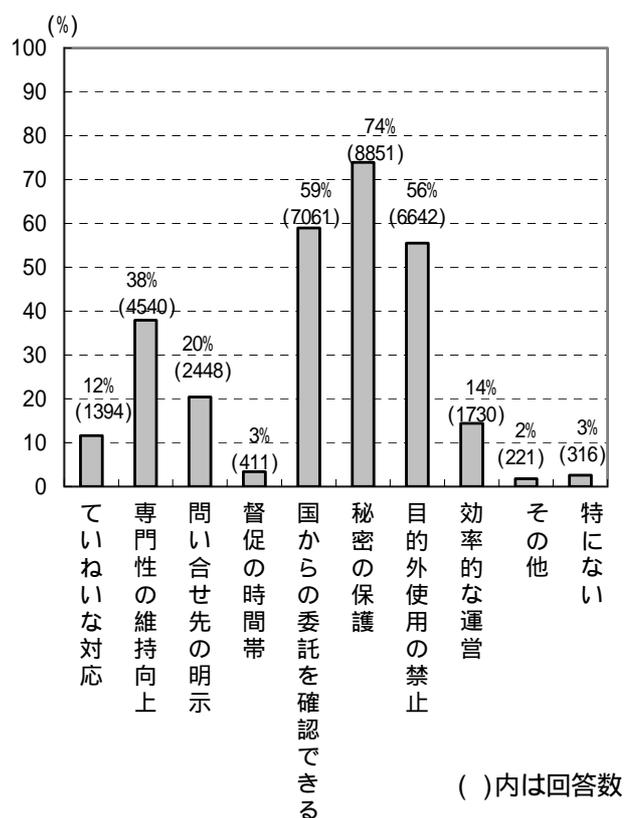


図6 （当てはまる）がマークされた項目（複数回答）

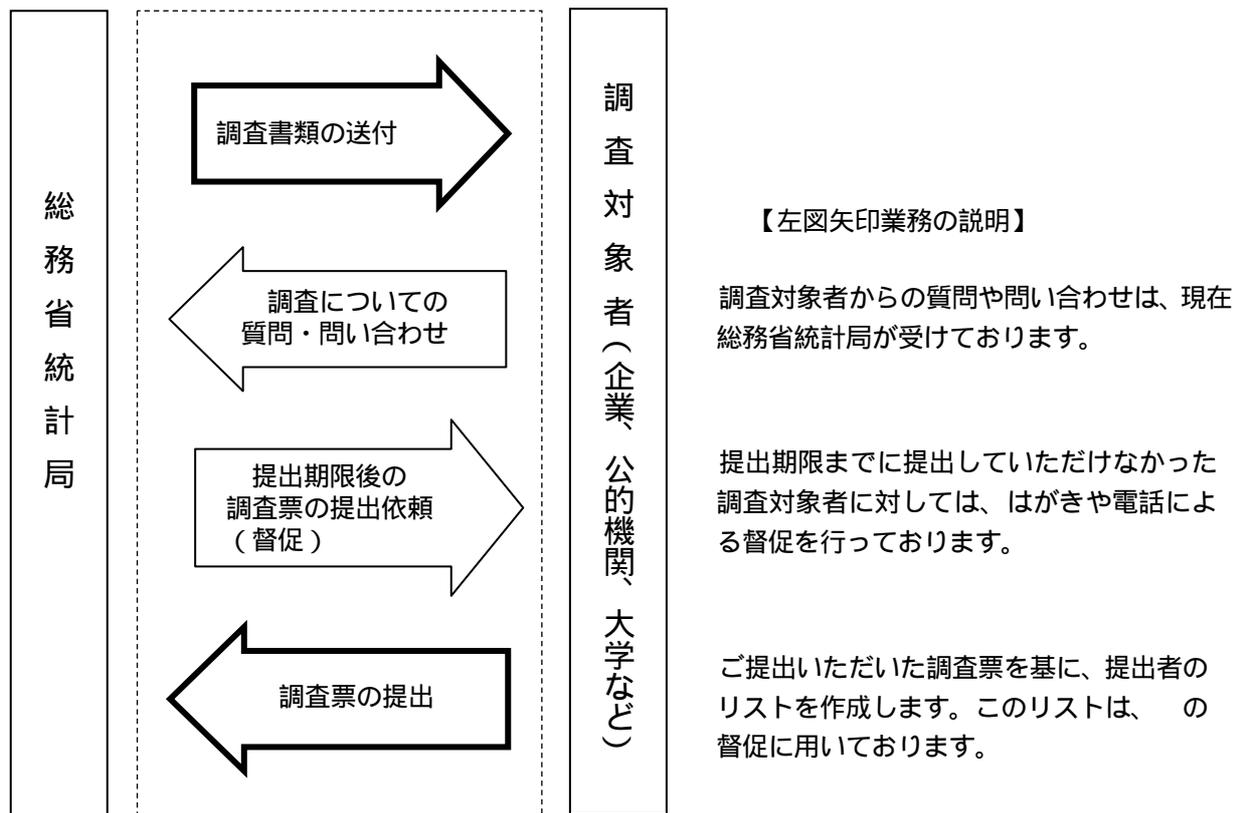
以下の質問は、下の図をご覧になった上でお答えください。

現在、総務省統計局では、「科学技術研究調査」を含め、これまで総務省統計局が行っていた事務の一部を民間事業者へ委託することを検討しています（ ）。

なお、これらの業務を民間事業者へ委託した場合でも、法律により、業務を受託する民間事業者にも**守秘義務**がかかるため、調査票の内容が外部にもれることはありません。

()これは、政府の方針である「公共サービスの改革」(国や地方自治体が行ってきた公共サービスについて、透明かつ公正な競争入札を行い、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する・いわゆる市場化テスト)の一環として行われるものです。

【科学技術研究調査の流れ】



図の点線部分について、民間委託することを検討しています。

問4 . 図の の「調査についての質問・問い合わせ」の業務と の「提出期限後の調査票の提出依頼」業務を、国（総務省統計局）が直接行うのと、国から委託を受けた民間事業者が行うのとどちらがよいと思いますか。最も当てはまるものに1つだけ をつけてください。

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| 1 国でも民間事業者でもどちらでもよい | → | 問5へ |
| 2 国がよい | → | 付問4-1へ |
| 3 民間事業者がよい | → | 付問4-2へ |
| 4 分からない | → | 問5へ |

(問4で「2 国がよい」と回答された方へ)

付問4-1 . 国がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。

(回答後は問5へ)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 国の方が、ていねいな受け答えや対応をと思うから |
| 2 国の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから |
| 3 国の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから |
| 4 国の方が、効率的に業務を進めると思うから |
| 5 国の方が、全般的に良いと思うから |
| 6 その他 [] |

(問4で「3 民間事業者がよい」と回答された方へ)

付問4-2 . 民間事業者がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問5へ)

- | |
|---|
| 1 民間事業者の方が、ていねいな受け答えや対応をと思うから |
| 2 民間事業者の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから |
| 3 民間事業者の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから |
| 4 民間事業者の方が、効率的に業務を進めると思うから |
| 5 民間事業者の方が、全般的に良いと思うから |
| 6 その他 [] |

問5 . 図の の「調査票の提出」について、提出された調査票の受領(提出者リストを作成する際に、調査票の入った封筒を開封する業務も含まれます)を、国が直接行うのと、国から委託を受けた民間事業者が行うのとどちらがよいと思いますか。最も当てはまるものに1つだけ をつけてください。

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| 1 国でも民間事業者でもどちらでもよい | → | 問6へ |
| 2 国がよい | → | 付問5-1へ |
| 3 民間事業者がよい | → | 付問5-2へ |
| 4 分からない | → | 問6へ |

世帯を対象とする意識調査について(案)
(「労働力調査」に関する意識調査)

1. 調査の目的

統計調査に対する国民の意識を調べることにより、民間業者が世帯対象の調査を行う上での留意点等を把握することを目的とする。

2. 調査の対象

労働力調査の調査対象で平成18年4月に調査が終了した世帯のうち約5,000世帯(調査票を提出していない世帯を含む)

3. 調査の時期

平成18年7月中旬～下旬

4. 調査の内容

次ページを参照

5. 調査の方法

郵送調査とし、発送から集計までを民間業者に委託

6. 結果の取りまとめ

調査結果は8月中に取りまとめ、9月の研究会において報告予定

意識調査の内容

第1部

【調査の状況】	Q 1 調査票は受け取ったか
	Q 2 提出はしたか 未提出の理由
	Q 3 調査員の対応はどうだったか
	Q 4 調査で困った点はあったか

【地方と民間との比較への導入】	Q 5 調査員の身分は知っていたか
-----------------	-------------------

第2部

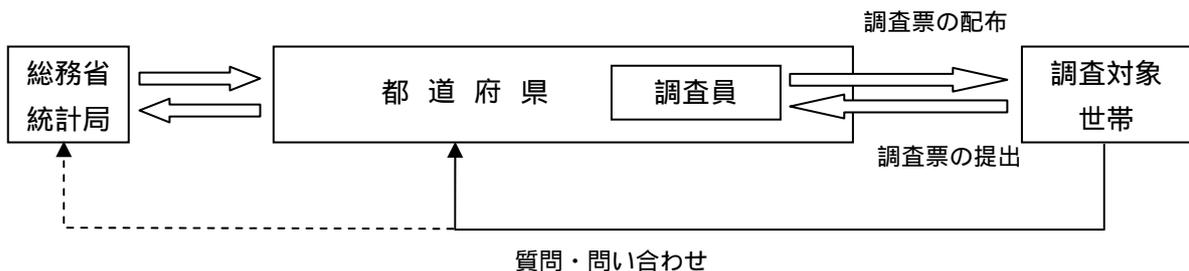
民間委託検討の説明	
-----------	--

【地方と民間との比較】	Q 6 業務 について、都道府県と民間事業者のどちらが行った方がよいと思うか それぞれの理由
	Q 7 業務 について、都道府県と民間事業者のどちらが行った方がよいと思うか それぞれの理由

【民間委託することに関する意見】	Q 8 民間委託することに関する意見
------------------	--------------------

具体的な意識調査の内容については、別紙を参照。

< 参 考 図 >



労働力調査に関する意識調査の結果について(結果概要)

1 調査の目的

調査対象に対し、事後的に意識調査を行うことにより、調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違い等を把握する。

2 調査の対象

労働力調査の調査対象で平成18年4月に調査が終了した4756世帯。

労働力調査について

約40,000世帯を調査対象とし、8つのグループに分かれている。

3 調査の方法、スケジュール

2に該当する世帯に対し、直接アンケート用紙を7月20日に送付。8月3日、8月17日にアンケート提出についての督促状を送付し、9月4日までの到着分について集計(アンケート用紙は別添のとおり。)

4 回収結果

表1 回収結果

	配布数	有効回収	未回収等
総数	4756	3219	1537
構成比(%)	(100)	(67.7)	(32.3)
北海道	296	173	123
構成比(%)	(100)	(58.4)	(41.6)
東北	435	318	117
構成比(%)	(100)	(73.1)	(26.9)
南関東	805	546	259
構成比(%)	(100)	(67.8)	(32.2)
北関東・甲信	380	273	107
構成比(%)	(100)	(71.8)	(28.2)
北陸	303	223	80
構成比(%)	(100)	(73.6)	(26.4)
東海	511	347	164
構成比(%)	(100)	(67.9)	(32.1)
近畿	641	454	187
構成比(%)	(100)	(70.8)	(29.2)
中国	360	248	112
構成比(%)	(100)	(68.9)	(31.1)
四国	259	179	80
構成比(%)	(100)	(69.1)	(30.9)
九州	766	451	315
構成比(%)	(100)	(58.9)	(41.1)

5 結果の概要

問4：統計調査の事務の一部はどちらが行った方がよいか

- ・「どちらでもよい」という回答が総数で34%。「都道府県がよい」が42%、「民間がよい」が7%。
- ・「都道府県がよい」理由は、回答の多い順に「秘密を守る(84%)」、「専門性がある(38%)」。
- ・「民間がよい」理由は、回答の多い順に「効率的である(68%)」、「ていねいな対応(46%)」。

図2 官民比較

()内は回答数

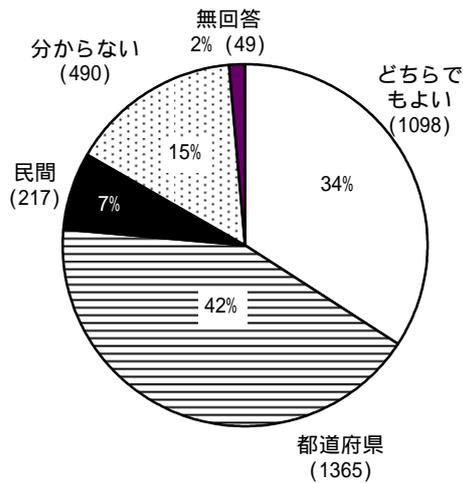
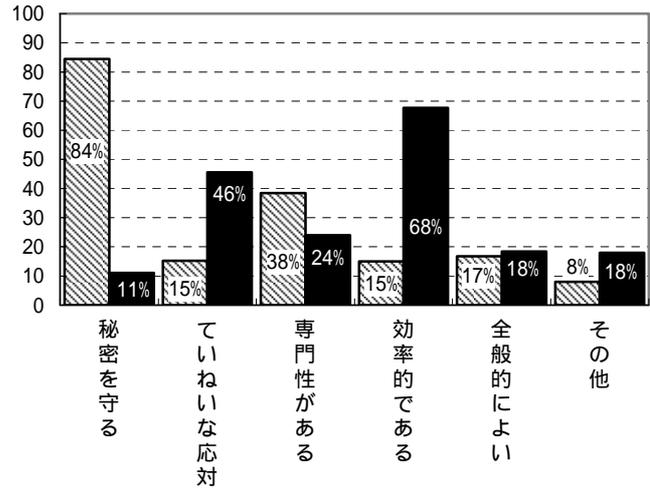


図3 都道府県、民間がよい理由(複数回答)

▨：都道府県(回答数 1365) ■：民間(回答数 217)



調査票提出世帯別の官民比較

図4 すべて提出

(回答数 2914)

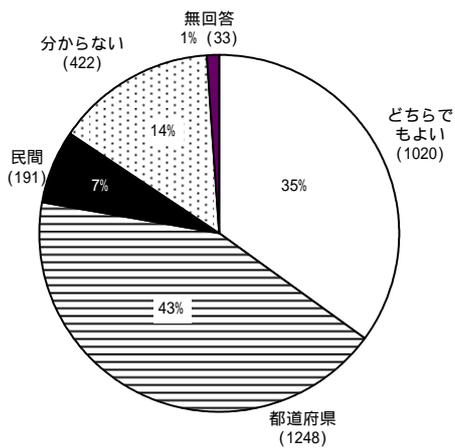
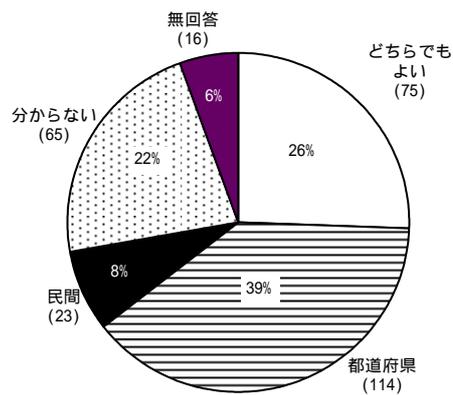


図5 一部未提出等

(回答数 293)



問3：今回訪問した調査員は公務員（都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員）であることを知っていたか

- ・「知っていた」が33%（回答数1005）、「知らなかった」が66%（回答数1982）、「無/誤回答」が1%（回答数36）

問3と問4のクロス集計は、以下のとおり

表6 問3と問4のクロス集計

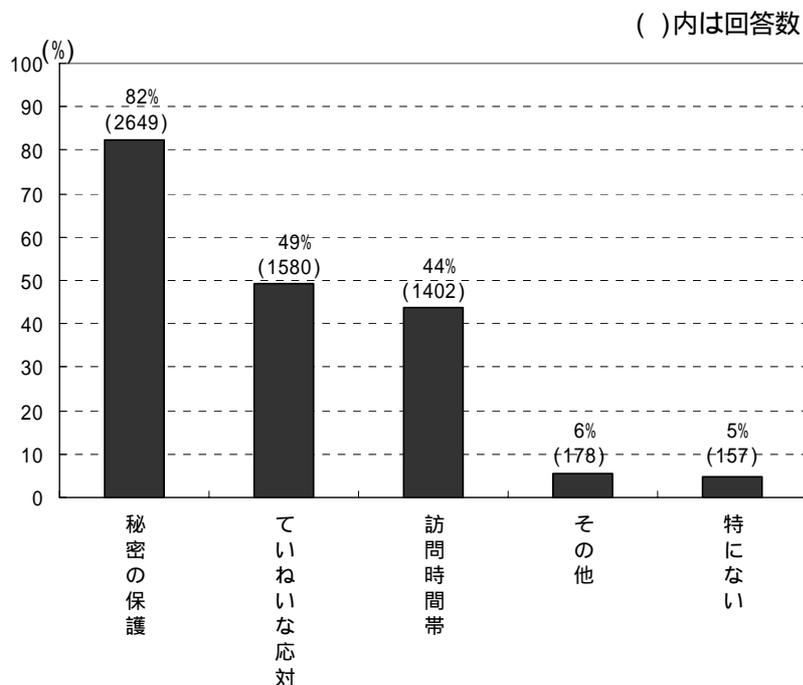
	全体	どちらでも	都道府県	民間	分からない	無/誤回答
知っていた	1005 (100)	359 (35.7)	467 (46.5)	72 (7.2)	98 (9.8)	9 (0.9)
知らなかった	1982 (100)	685 (34.6)	806 (40.7)	122 (6.2)	346 (17.5)	23 (1.2)
無/誤回答	36 (100)	5 (13.9)	13 (36.1)	3 (8.3)	8 (22.2)	7 (19.4)

上段：回答数、下段：構成比（構成比の分母：全有効回収数）

調査実施者が注意すべき点（複数回答）

- ・注意すべき点に当てはまる項目は、回答の多い順に「秘密の保護」(82%)、「ていねいな対応」(49%)。

図7 調査実施者が注意すべき点



意識調査と労働力調査のマッチング方法について

就業状態別の意識の相違を知るためには、意識調査と労働力調査とのマッチングを行う必要があるが、世帯単位での調査である意識調査と個々の世帯員（人）単位での調査である労働力調査はそのままではマッチングを行えない。そこで、意識調査の結果は世帯の総意と見なし、同一世帯内の世帯員の意識はすべて同じであると仮定して両調査のマッチングを行った。このようにして、意識調査 3219 世帯分の意見から 7612 世帯員（人）分の意見を推計し、以下の集計を行った。

就業構造別官民比較

表 8 就業構造別官民比較

	全体					
		どちらでもよい	都道府県	民間	分からない	無回答
全体	7612	2587	3329	519	1072	105
構成比 (%)	(100)	(34.0)	(43.7)	(6.8)	(14.1)	(1.4)
労働力人口	4488	1547	1973	290	624	54
構成比 (%)	(100)	(34.5)	(44.0)	(6.5)	(13.9)	(1.2)
就業者数	4313	1496	1888	283	594	52
構成比 (%)	(100)	(34.7)	(43.8)	(6.6)	(13.8)	(1.2)
完全失業者数	175	51	85	7	30	2
構成比 (%)	(100)	(29.1)	(48.6)	(4.0)	(17.1)	(1.1)
非労働力人口	3043	1021	1325	222	426	49
構成比 (%)	(100)	(33.6)	(43.5)	(7.3)	(14.0)	(1.6)
未回収 (労働力調査)	81	19	31	7	22	2
構成比 (%)	(100)	(23.5)	(38.3)	(8.6)	(27.2)	(2.5)

表 9 都道府県が良い理由 (複数回答)

		全体						
		秘密を守る	ていねいな対応	専門性がある	効率的である	全般的によい	その他	
労働力人口	就業者数	1888	1626	254	677	247	296	150
	構成比 (%)	(100)	(86.1)	(13.5)	(35.9)	(13.1)	(15.7)	(7.9)
	完全失業者数	85	73	10	32	11	21	8
	構成比 (%)	(100)	(85.9)	(11.8)	(37.6)	(12.9)	(24.7)	(9.4)
非労働力人口		1325	1110	223	540	238	241	106
構成比 (%)		(100)	(83.8)	(16.8)	(40.8)	(18.0)	(18.2)	(8.0)

表 10 民間が良い理由 (複数回答)

		全体						
		秘密を守る	ていねいな対応	専門性がある	効率的である	全般的によい	その他	
労働力人口	就業者数	283	23	123	79	195	45	63
	構成比 (%)	(100)	(8.1)	(43.5)	(27.9)	(68.9)	(15.9)	(22.3)
	完全失業者数	7	0	3	1	5	2	2
	構成比 (%)	(100)	(0.0)	(42.9)	(14.3)	(71.4)	(28.6)	(28.6)
非労働力人口		222	28	93	57	153	39	33
構成比 (%)		(100)	(12.6)	(41.9)	(25.7)	(68.9)	(17.6)	(14.9)

年齢別官民比較

表 11 年齢別官民比較

	全体					
		どちらでもよい	都道府県	民間	分からない	無回答
全体	7531	2568	3298	512	1050	103
構成比(%)	(100)	(34.1)	(43.8)	(6.8)	(13.9)	(1.4)
15～24歳	777	229	371	54	114	9
構成比(%)	(100)	(29.5)	(47.7)	(6.9)	(14.7)	(1.2)
25～34歳	1008	354	429	67	151	7
構成比(%)	(100)	(35.1)	(42.6)	(6.6)	(15.0)	(0.7)
35～44歳	1031	340	463	53	164	11
構成比(%)	(100)	(33.0)	(44.9)	(5.1)	(15.9)	(1.1)
45～54歳	1170	389	538	75	153	15
構成比(%)	(100)	(33.2)	(46.0)	(6.4)	(13.1)	(1.3)
55～64歳	1540	524	681	123	190	22
構成比(%)	(100)	(34.0)	(44.2)	(8.0)	(12.3)	(1.4)
65～74歳	1160	430	462	89	160	19
構成比(%)	(100)	(37.1)	(39.8)	(7.7)	(13.8)	(1.6)
75～歳	845	302	354	51	118	20
構成比(%)	(100)	(35.7)	(41.9)	(6.0)	(14.0)	(2.4)

職業別官民比較

表 12 職業別官民比較

	全体					
		どちらでもよい	都道府県	民間	分からない	無回答
全体	4313	1496	1888	283	594	52
構成比(%)	(100)	(34.7)	(43.8)	(6.6)	(13.8)	(1.2)
専門的・技術的職業従事者	618	202	295	44	70	7
構成比(%)	(100)	(32.7)	(47.7)	(7.1)	(11.3)	(1.1)
管理的職業従事者	166	51	78	16	18	3
構成比(%)	(100)	(30.7)	(47.0)	(9.6)	(10.8)	(1.8)
事務従事者	844	297	362	69	106	10
構成比(%)	(100)	(35.2)	(42.9)	(8.2)	(12.6)	(1.2)
販売従事者	587	210	259	34	73	11
構成比(%)	(100)	(35.8)	(44.1)	(5.8)	(12.4)	(1.9)
サービス業従事者	409	157	156	20	73	3
構成比(%)	(100)	(38.4)	(38.1)	(4.9)	(17.8)	(0.7)
保安職業従事者	70	26	32	4	7	1
構成比(%)	(100)	(37.1)	(45.7)	(5.7)	(10.0)	(1.4)
農林漁業作業員	290	115	112	29	32	2
構成比(%)	(100)	(39.7)	(38.6)	(10.0)	(11.0)	(0.7)
運輸・通信従事者	123	37	56	8	22	0
構成比(%)	(100)	(30.1)	(45.5)	(6.5)	(17.9)	(0.0)
生産工程・労務作業員	1189	393	531	58	192	15
構成比(%)	(100)	(33.1)	(44.7)	(4.9)	(16.1)	(1.3)
分類不能の職業	17	8	7	1	1	0
構成比(%)	(100)	(47.1)	(41.2)	(5.9)	(5.9)	(0.0)

産業別官民比較

表 13 産業別官民比較

	全体					
		どちらでもよい	都道府県	民間	分からない	無回答
全体	4313	1496	1888	283	594	52
構成比(%)	(100)	(34.7)	(43.8)	(6.6)	(13.8)	(1.2)
農業	229	90	92	25	22	0
構成比(%)	(100)	(39.3)	(40.2)	(10.9)	(9.6)	(0.0)
林業	3	2	1	0	0	0
構成比(%)	(100)	(66.7)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
漁業	66	27	22	3	12	2
構成比(%)	(100)	(40.9)	(33.3)	(4.5)	(18.2)	(3.0)
鉱業	3	1	2	0	0	0
構成比(%)	(100)	(33.3)	(66.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
建設業	390	118	171	23	71	7
構成比(%)	(100)	(30.3)	(43.8)	(5.9)	(18.2)	(1.8)
製造業	749	260	315	53	115	6
構成比(%)	(100)	(34.7)	(42.1)	(7.1)	(15.4)	(0.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	25	7	13	2	2	1
構成比(%)	(100)	(28.0)	(52.0)	(8.0)	(8.0)	(4.0)
情報通信業	90	31	47	5	5	2
構成比(%)	(100)	(34.4)	(52.2)	(5.6)	(5.6)	(2.2)
運輸業	169	55	80	10	24	0
構成比(%)	(100)	(32.5)	(47.3)	(5.9)	(14.2)	(0.0)
卸売・小売業	773	279	340	43	99	12
構成比(%)	(100)	(36.1)	(44.0)	(5.6)	(12.8)	(1.6)
金融・保険業	118	48	46	5	17	2
構成比(%)	(100)	(40.7)	(39.0)	(4.2)	(14.4)	(1.7)
不動産業	46	17	18	5	6	0
構成比(%)	(100)	(37.0)	(39.1)	(10.9)	(13.0)	(0.0)
飲食店、宿泊業	190	70	79	9	30	2
構成比(%)	(100)	(36.8)	(41.6)	(4.7)	(15.8)	(1.1)
医療、福祉	389	132	166	26	57	8
構成比(%)	(100)	(33.9)	(42.7)	(6.7)	(14.7)	(2.1)
教育、学習支援業	232	64	123	15	28	2
構成比(%)	(100)	(27.6)	(53.0)	(6.5)	(12.1)	(0.9)
複合サービス事業	63	28	26	2	6	1
構成比(%)	(100)	(44.4)	(41.3)	(3.2)	(9.5)	(1.6)
サービス業(他に分類されないもの)	600	205	264	45	80	6
構成比(%)	(100)	(34.2)	(44.0)	(7.5)	(13.3)	(1.0)
公務(他に分類されないもの)	161	54	76	11	19	1
構成比(%)	(100)	(33.5)	(47.2)	(6.8)	(11.8)	(0.6)
分類不能の産業	17	8	7	1	1	0
構成比(%)	(100)	(47.1)	(41.2)	(5.9)	(5.9)	(0.0)

「労働力調査」の対象となられた方へ

平素より、総務省統計局が実施する統計調査にご協力いただき、ありがとうございます。

総務省統計局では、現在統計調査の調査方法等の見直しを行っているところです。この一環として、「労働力調査」の対象となられた皆様のご意見を参考にさせていただきたいと考えております。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、以下の各質問にお答えの上、同封の返信用封筒に入れ、

8月10日(木)までにポストにご投函くださいますようお願いいたします。

ご回答にあたって

- ・ご記入いただいた回答は統計的な処理をし、個々の回答を他の目的に利用することはありません。
- ・該当する選択肢に をつけてください。

第1部

問1 平成18年5月上旬に、平成18年4月分の基礎調査票及び特定調査票をご提出いただけましたか。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 両方とも提出した | (問2へ) |
| 2. 提出しなかった調査票がある | (付問1へ) |
| 3. 調査票を受け取っていない | (<u>第2部</u> へ) |

(問1で「2」と回答された方へ)

付問1 ご提出いただけなかった理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問2へ)

- | |
|---------------------------|
| 1. 忙しかったため |
| 2. 調査の意義や必要性が理解できなかったため |
| 3. 回答が難しい調査事項があったため |
| 4. 回答することに抵抗がある調査事項があったため |
| 5. 調査員の訪問時間帯の配慮がなかったため |
| 6. その他〔 |
| 〕 |

問2 調査員の対応についてはどう思いましたか。以下の(1)～(3)について、「1.とてもそう思う」、「2.そう思う」、「3.あまりそう思わない」、「4.全くそう思わない」のうち、最も当てはまるものに をつけてください。

(1) 印象が良かった・・・

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない

(2) 受け応えや対応がていねいだった・・・

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない

(3) 説明が的確だった・・・

1. とてもそう思う 2. そう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない

問3 今回お伺いした調査員は、公務員(都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員)であることをご存知でしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

第2部

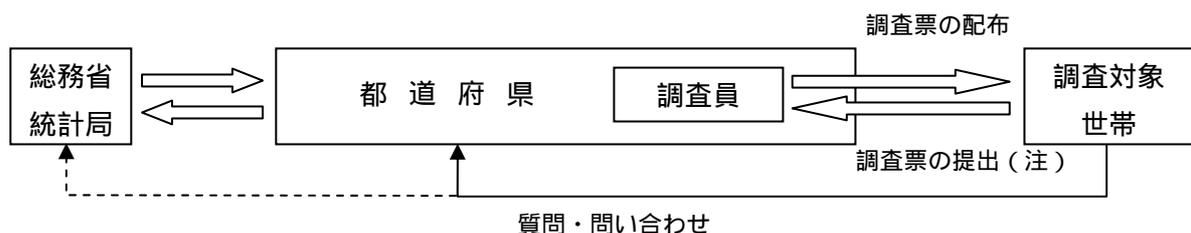
以下の質問は、下の図をご覧になった上でお答えください。

現在、総務省統計局では、これまで下の図のように行っていた統計調査業務の一部(調査員に関する業務や問い合わせ業務など)を民間事業者へ委託することを検討しています()。

なお、これらの業務を民間事業者へ委託した場合でも、法律により、業務を受託する民間事業者にも**守秘義務**がかかるため、調査票の内容が外部にもれることはありません。

()これは、政府の方針である「公共サービスの改革」(国や地方自治体が行ってきた公共サービスについて、透明かつ公正な競争入札を行い、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する・いわゆる市場化テスト)の一環として行われるものです。

<図 調査の流れ>



(注) 調査員は、調査票を提出していただいた際に、記入状況の確認も行っております。

問4 図の の「調査票の提出」及び の「質問・問い合わせ」について伺います。ご提出していただく調査票の受領（記入状況の確認を含みます）及び調査対象からの電話対応等の業務を、都道府県と民間事業者のどちらが行った方がよいと思いますか。最も当てはまるものに1つだけ をつけてください。

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1. 都道府県でも民間事業者でも、どちらでもよい | (問5へ) |
| 2. 都道府県がよい | (付問4-1へ) |
| 3. 民間事業者がよい | (付問4-2へ) |
| 4. 分からない | (問5へ) |

(問4で「2」と回答された方へ)

付問4-1 都道府県がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問5へ)

- | |
|--|
| 1. 都道府県の方が、調査票から知り得た情報についての秘密を守り、調査とは無関係な他の目的に使用することがないと思うから |
| 2. 都道府県の方が、ていねいな受け答えや対応をと思うから |
| 3. 都道府県の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから |
| 4. 都道府県の方が、効率的に業務を進めると思うから |
| 5. 都道府県の方が、全般的に良いと思うから |
| 6. その他 [] |

(問4で「3」と回答された方へ)

付問4-2 民間事業者がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問5へ)

- | |
|---|
| 1. 民間事業者の方が、調査票から知り得た情報についての秘密を守り、調査とは無関係な他の目的に使用することがないと思うから |
| 2. 民間事業者の方が、ていねいな受け答えや対応をと思うから |
| 3. 民間事業者の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから |
| 4. 民間事業者の方が、効率的に業務を進めると思うから |
| 5. 民間事業者の方が、全般的に良いと思うから |
| 6. その他 [] |

個人企業に関する経済調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計調査の企画を除く調査の実施に関する業務を民間に包括的に委託することに関する問題点及びその対応策等を具体的に検討し、結論を得ることを目的とする。

2 調査の概要

(1) 調査の種類

1. 調査A：全国調査を1社に民間委託するタイプ
2. 調査B：1県での調査を1社に民間委託するタイプ（5県程度を対象に実施）
（両調査の主な相違点については、別紙参照。）

(2) 調査の対象等

調査の対象は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）の大分類「F - 製造業」、「J - 卸売・小売業」、「M - 飲食店、宿泊業」及び「Q - サービス業（他に分類されないもの）」を営む個人経営の事業所とし、層化3段抽出法により無作為に抽出した事業所について、調査を行う。各段階における抽出単位は以下のとおり。

第1段 - 市区町村

第2段 - 調査地域（事業所・企業統計調査の調査区を組み合わせたもの）

第3段 - 事業所

調査Aについては、全国49調査地域、930事業所を対象に実施。調査Bについては、現在調整中。

(3) 調査事項（12事項28項目）

個人企業経済調査動向調査票と同じ事項を調査する。

(4) 調査の方法

調査は民間の調査機関に委託して実施。調査員が調査開始月の前月（6月）に担当調査地域内にある調査対象事業所を実地に確認した後、当該事業所に調査票を配布して記入を依頼し、3か月ごとに記入された調査票を確認した上で収集することにより行う。

(5) 調査の期間

7月から9月まで（7 - 9月期）及び10月から12月まで（10 - 12月期）の6か月間（2期分）

調査Aと調査Bの主な相違点について

調査A：全国調査を1社に民間委託するタイプ

【調査のねらい】

- ・ 法定受託事務として地方が行っている事務を国の事務に位置付け直す等の措置をした上で、国が一括して民間委託する場合を想定し、本体調査との比較等により、統計の正確性、調査事業所からの信頼性、適正な業務履行等について検証。
- ・ 他府省の国直轄の調査員調査（国の地方支分部局経由で実施）での民間委託に関する検討に係る参考資料の提供

【調査の系統】

- ・ 調査は、国が委託契約を結んだ民間業者（1社）が実施

調査B：1県での調査を1社に民間委託するタイプ（5県程度を対象に実施）

【調査のねらい】

- ・ 法定受託事務として地方が行っている事務を都道府県ごとに民間委託する場合を想定し、統計の正確性、調査事業所からの信頼性、適正な業務履行等について、委託する業者が異なる場合にどのような差が生じるか等を検証し、全国の統一性の確保方策について検討する。

【調査の系統】

- ・ 調査は、都道府県別に国が委託契約を結んだ民間業者が実施。ただし、当該都道府県は、調査事業所からの照会対応等の協力を行う。

個人企業に関する経済調査「7 - 9月期」と「10 - 12月期」の比較例

1. 試験調査 A

(1) 調査票回収状況(初送分)

- ・前回(93.1%)に比べ、回収率は上がった(98.1%)。
- ・今回、未提出調査票のある調査区の多くは前回も未提出調査票があった調査区である。

(2) 未記入状況

- ・全体的に前回と変化なく、ほとんど改善されていない。
- ・地域的に見ると北海道を除く東日本の記入状況には改善が見られたが、西日本の記入状況が悪化している。

(3) 検査項目における矛盾の割合

- ・前回に比べあまり改善されていない。

2. 試験調査 B

(1) 調査票回収状況(初送分)

- ・前回、回収率が低い県については今回も改善がみられない。特に北海道の回収率が落ちている。

(2) 未記入状況

- ・広島県を除き、前回よりも改善されている。

(3) 検査項目における矛盾の割合

- ・広島県・京都府を除き改善されている。

試験調査A <7~9月期>

表A-1 調査票回収状況

試験調査A

	都道府県	調査事業所数	初送分(H18.10.31)		追送分(H18.11.13)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
1	北海道	20	20	100.0%	20	100.0%
2	青森県	15	15	100.0%	15	100.0%
3	岩手県	20	20	100.0%	20	100.0%
4	宮城県	20	20	100.0%	20	100.0%
7	福島県	15	15	100.0%	15	100.0%
8	茨城県	20	20	100.0%	20	100.0%
9	栃木県	20	20	100.0%	20	100.0%
10	群馬県	20	20	100.0%	20	100.0%
11	埼玉県	20	20	100.0%	20	100.0%
12	千葉県	15	15	100.0%	15	100.0%
13	東京都	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
14	神奈川県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
15	新潟県	15	15	100.0%	15	100.0%
16	富山県	20	20	100.0%	20	100.0%
18	福井県	20	20	100.0%	20	100.0%
20	長野県	15	14	93.3%	15	100.0%
21	岐阜県	20	19	95.0%	19	95.0%
22	静岡県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
23	愛知県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
24	三重県	19	19	100.0%	19	100.0%
26	京都府	20	19	95.0%	20	100.0%
27	大阪府	20	17	85.0%	19	95.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	12	60.0%	17	85.0%
		20	15	75.0%	19	95.0%
28	兵庫県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
29	奈良県	19	18	94.7%	18	94.7%
30	和歌山県	15	7	46.7%	13	86.7%
31	鳥取県	20	20	100.0%	20	100.0%
33	岡山県	15	15	100.0%	15	100.0%
34	広島県	19	16	84.2%	19	100.0%
36	徳島県	20	20	100.0%	20	100.0%
38	愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%
39	高知県	20	20	100.0%	20	100.0%
40	福岡県	20	15	75.0%	18	90.0%
		15	2	13.3%	12	80.0%
42	長崎県	19	16	84.2%	19	100.0%
43	熊本県	15	15	100.0%	15	100.0%
45	宮崎県	20	18	90.0%	20	100.0%
47	沖縄県	20	14	70.0%	15	75.0%
		15	12	80.0%	15	100.0%
計		926	862	93.1%	906	97.8%

個人企業経済調査

	都道府県	調査事業所数	初送分(H18.10.31)		追送分(H18.11.13)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
1	北海道	19	19	100.0%	19	100.0%
2	青森県	15	15	100.0%	15	100.0%
3	岩手県	20	20	100.0%	20	100.0%
4	宮城県	20	20	100.0%	20	100.0%
7	福島県	15	15	100.0%	15	100.0%
8	茨城県	20	20	100.0%	20	100.0%
9	栃木県	20	20	100.0%	20	100.0%
10	群馬県	20	20	100.0%	20	100.0%
11	埼玉県	20	20	100.0%	20	100.0%
12	千葉県	15	15	100.0%	15	100.0%
13	東京都	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
14	神奈川県	19	19	100.0%	19	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
15	新潟県	15	15	100.0%	15	100.0%
16	富山県	20	20	100.0%	20	100.0%
18	福井県	20	20	100.0%	20	100.0%
20	長野県	15	15	100.0%	15	100.0%
21	岐阜県	20	19	95.0%	19	95.0%
22	静岡県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
23	愛知県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
24	三重県	19	18	94.7%	18	94.7%
26	京都府	20	17	85.0%	20	100.0%
27	大阪府	20	17	85.0%	17	85.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
28	兵庫県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
29	奈良県	19	19	100.0%	19	100.0%
30	和歌山県	15	15	100.0%	15	100.0%
31	鳥取県	20	20	100.0%	20	100.0%
33	岡山県	15	15	100.0%	15	100.0%
34	広島県	20	20	100.0%	20	100.0%
36	徳島県	20	20	100.0%	20	100.0%
38	愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%
39	高知県	20	20	100.0%	20	100.0%
40	福岡県	20	18	90.0%	20	100.0%
		15	15	100.0%	15	100.0%
42	長崎県	20	19	95.0%	20	100.0%
43	熊本県	15	15	100.0%	15	100.0%
45	宮崎県	20	20	100.0%	20	100.0%
47	沖縄県	20	20	100.0%	20	100.0%
		15	12	80.0%	15	100.0%
計		926	910	98.3%	919	99.2%

・「初送分」... 第1期調査(7~9月期)の調査票等の提出期限(10月31日)までに統計局に提出された調査票等のこと。
なお、集計対象に含まれているのは、この初送分に係るもののみである。

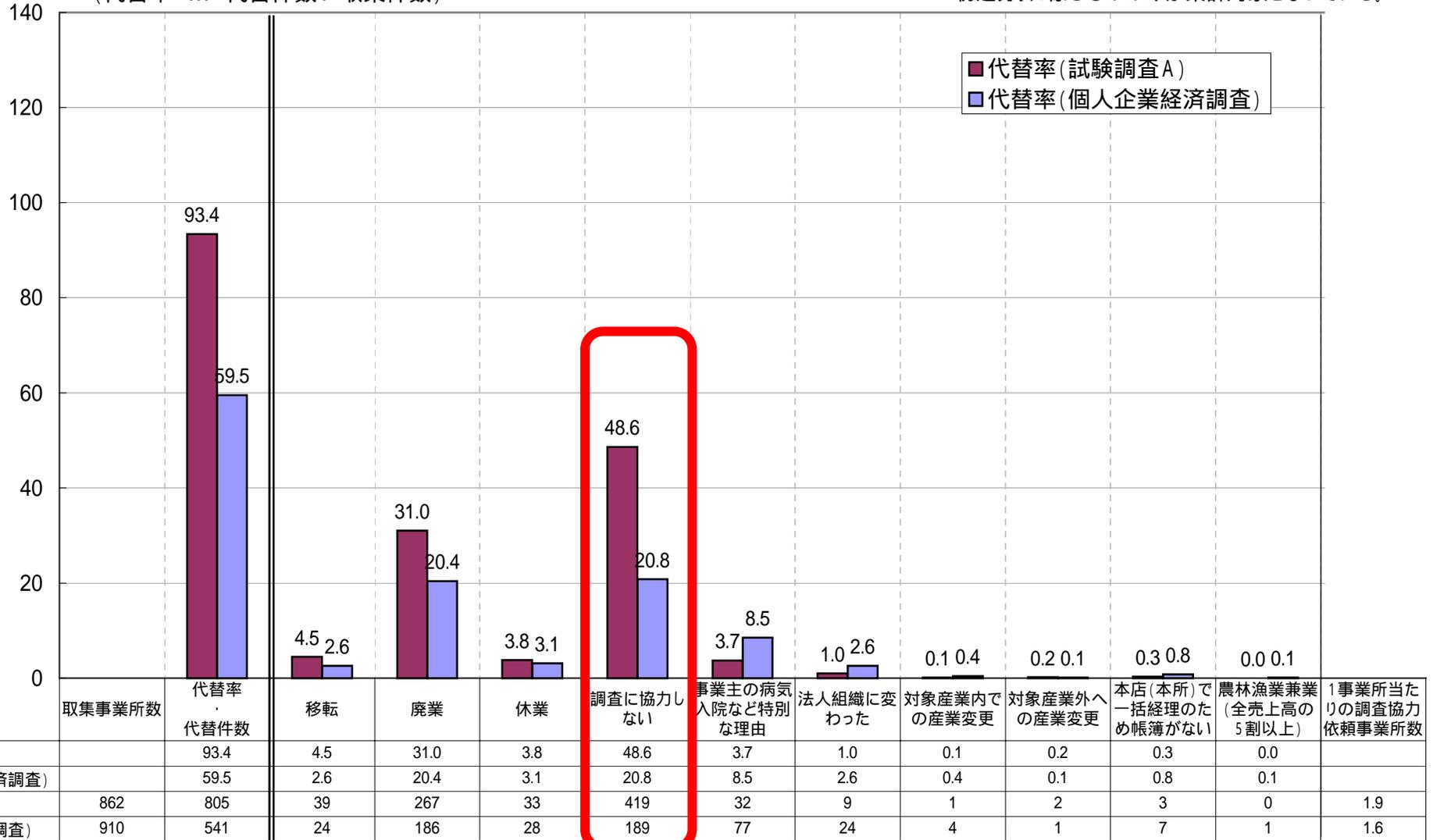
・「追送分」... 第1期調査(7~9月期)の調査票等の提出期限(10月31日)以降、11月13日までに回収し、統計局に提出された調査票等のこと。

試験調査A <7~9月期>
図A-2 調査主体別、理由別代替状況

【代替率(%)】

(代替率 ... 代替件数 / 取集件数)

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。

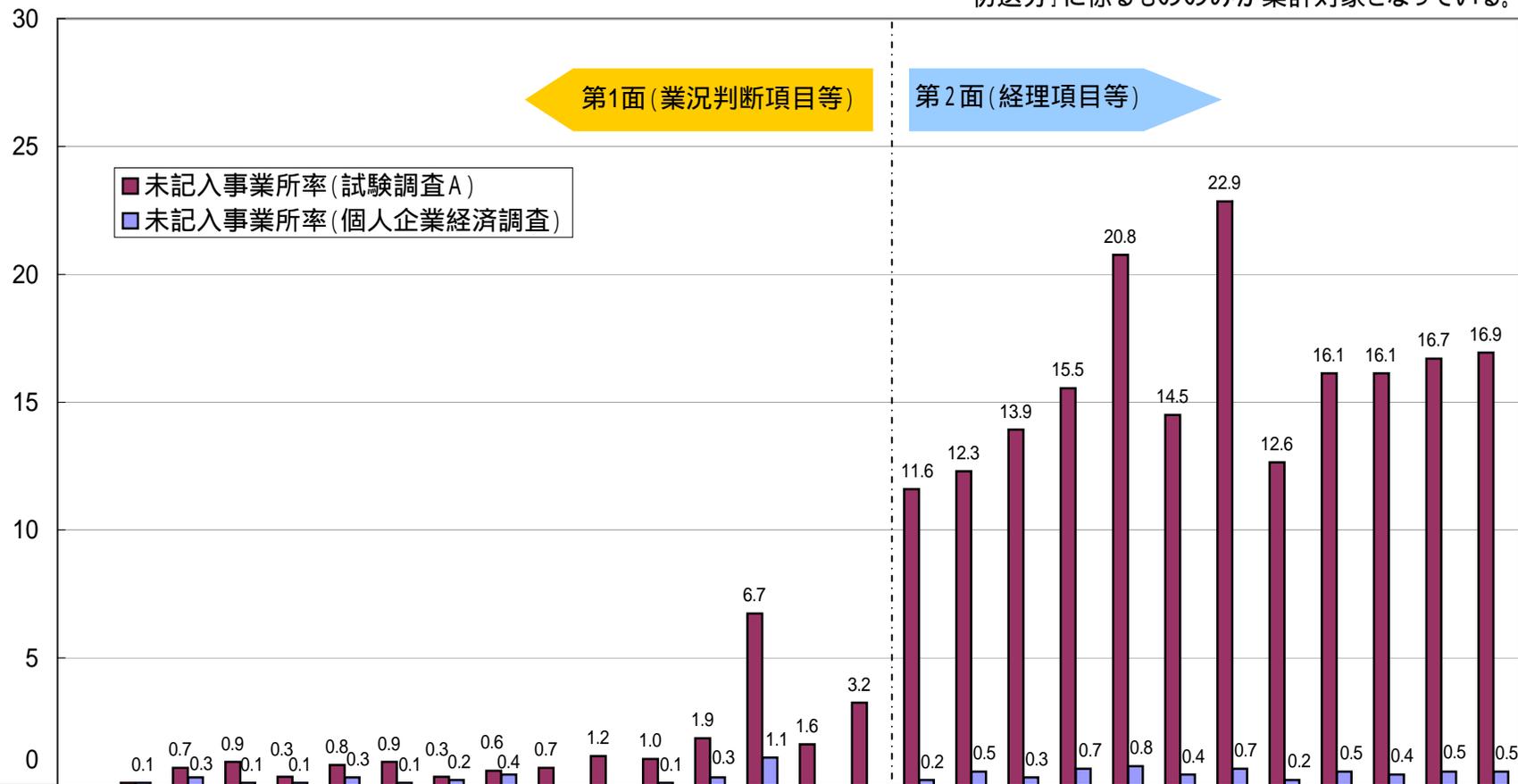


- ・ 代替件数 ... 調査対象事業所として抽出され、協力依頼を行なったものの、移転、廃業、休業、調査に協力しない等の理由により、協力を得られなかった事業所の件数。
- ・ 取集件数 ... 調査対象事業所として抽出され、かつ調査に協力を得られ、調査票を取集することが出来た事業所の件数。

試験調査A <7～9月期>
 図A - 3 調査主体別, 調査項目別未記入状況

[未記入事業所率(%)]

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。



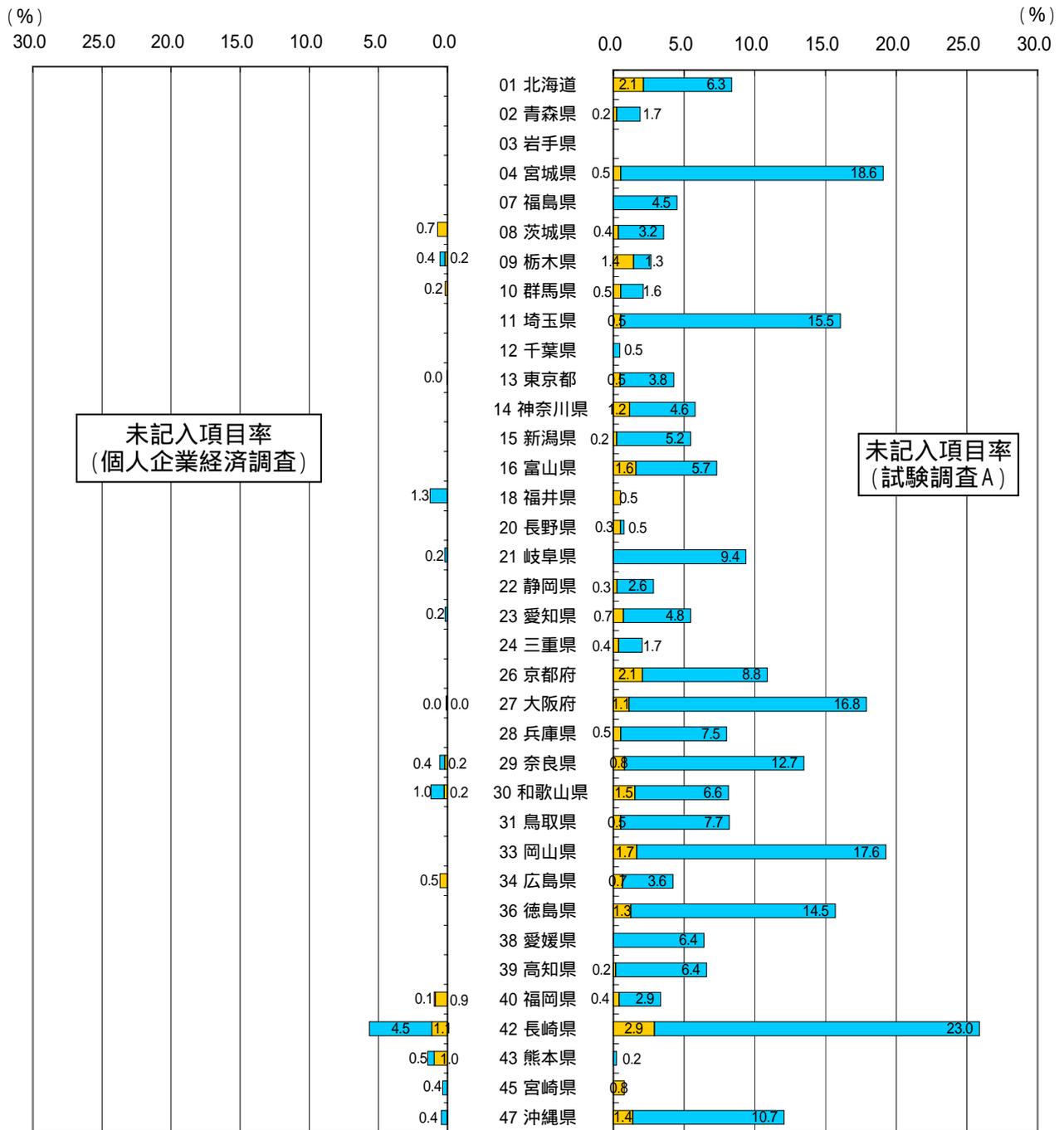
調査項目 (資料1参考 参照)	1(1)	1(2)	1(3)	1(4)	2(1)	2(2)	2(3)	3(1)	3(2)	3(3)	4	5(1)	5(2)	6	7(1)	7(2)	8(1)ア	8(1)イ	8(2)ア	8(2)イ	9	10(1)	10(2)	11	12(1)	12(2)	12(3)	12(4)
■ 未記入事業所率 (試験調査A)	0.0	0.1	0.7	0.9	0.3	0.8	0.9	0.3	0.6	0.7	1.2	1.0	1.9	6.7	1.6	3.2	11.6	12.3	13.9	15.5	20.8	14.5	22.9	12.6	16.1	16.1	16.7	16.9
■ 未記入事業所率 (個人企業経済調査)	0.0	0.1	0.3	0.1	0.1	0.3	0.1	0.2	0.4	0.0	0.0	0.1	0.3	1.1	0.0	0.0	0.2	0.5	0.3	0.7	0.8	0.4	0.7	0.2	0.5	0.4	0.5	0.5
未記入事業所数 (試験調査A)	0	1	6	8	3	7	8	3	5	6	10	9	16	58	14	28	100	106	120	134	179	125	197	109	139	139	144	146
未記入事業所数 (個人企業経済調査)	0	1	3	1	1	3	1	2	4	0	0	1	3	10	0	0	2	5	3	6	7	4	6	2	5	4	5	5

- ・ 未記入事業所数 ... 調査票収集事業所のうち, 記入されていない項目のあった事業所の数。
- ・ 未記入事業所率 ... 未記入事業所数 / 調査票収集事業所数

試験調査A <7～9月期>
 図A - 4 都道府県別，調査票面別未記入の状況

■ 第1面(業況判断項目等) ■ 第2面(経理項目等)

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。

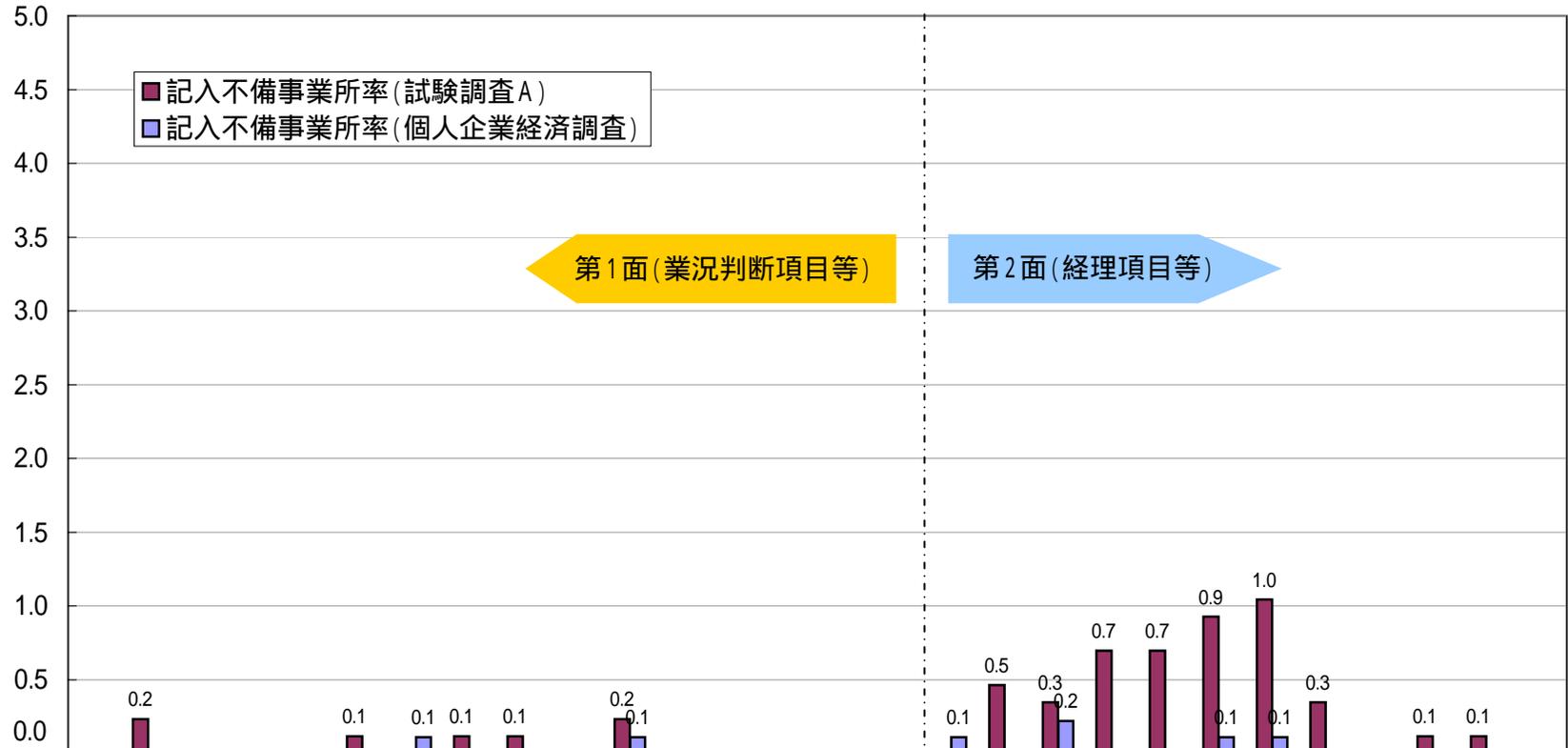


未記入項目率...未記入項目数 / (調査票1枚当たりの項目数 × 収集調査票数)

試験調査A <7～9月期>
 図A - 5 調査主体別, 調査項目別記入不備状況

【記入不備事業所率(%)】

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。



調査項目(資料1参考 参照)	1(1)	1(2)	1(3)	1(4)	2(1)	2(2)	2(3)	3(1)	3(2)	3(3)	4	5(1)	5(2)	6	7(1)	7(2)	8(1)ア	8(1)イ	8(2)ア	8(2)イ	9	10(1)	10(2)	11	12(1)	12(2)	12(3)	12(4)
■記入不備事業所率(試験調査A)	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.3	0.7	0.7	0.9	1.0	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0
■記入不備事業所率(個人企業経済調査)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
記入不備事業所数(試験調査A)	0	2	0	0	0	1	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4	3	6	6	8	9	3	0	1	1	0
記入不備事業所数(個人企業経済調査)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0

・記入不備 ... 民間事業者や地方公共団体から統計局に提出された調査票の各項目について審査した結果、誤って記入されていると判断したもの。
 (記入不備の具体例: シングルアンサーの項目についての重複記入, 記入位置のずれなど)

・記入不備事業所数 ... 調査票収集事業所のうち, 記入不備項目のあった事業所の数

・記入不備事業所率 ... 記入不備事業所数 / 調査票収集事業所数

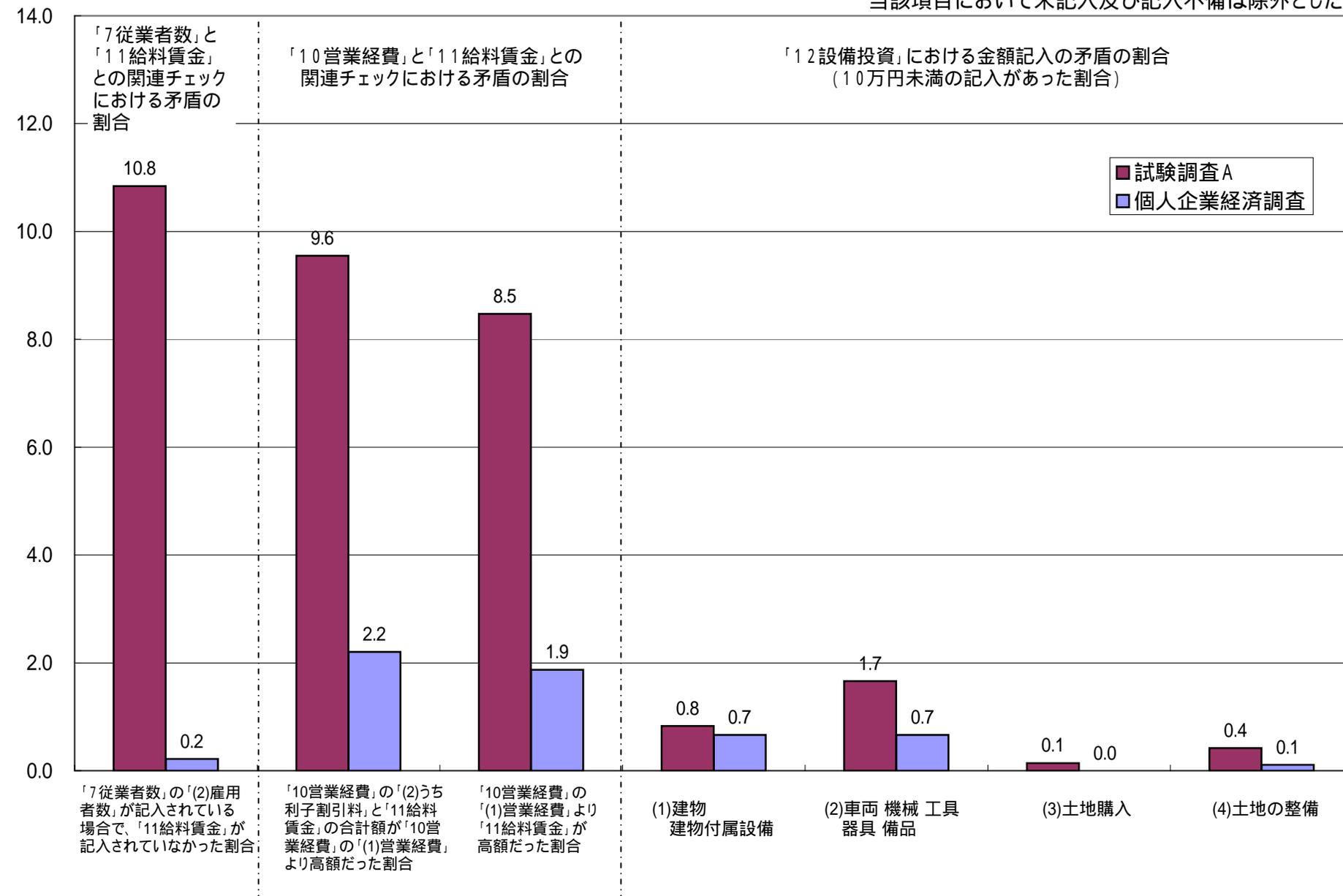
試験調査A <7~9月期>

図A - 6 主な検査項目において、矛盾のあった割合

(%)

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。

当該項目において未記入及び記入不備は除外とした。



試験調査A < 10 ~ 12月期 >

表A - 1 調査票回収状況

試験調査A

	都道府県	調査事業所数	初送分(H19.1.31)		追送分(H19.2.15)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
1	北海道	20	20	100.0%	20	100.0%
2	青森県	15	15	100.0%	15	100.0%
3	岩手県	20	20	100.0%	20	100.0%
4	宮城県	20	20	100.0%	20	100.0%
7	福島県	15	15	100.0%	15	100.0%
8	茨城県	20	20	100.0%	20	100.0%
9	栃木県	20	20	100.0%	20	100.0%
10	群馬県	20	19	95.0%	20	100.0%
11	埼玉県	20	20	100.0%	20	100.0%
12	千葉県	15	15	100.0%	15	100.0%
13	東京都	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
14	神奈川県	20	19	95.0%	19	95.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
15	新潟県	15	15	100.0%	15	100.0%
16	富山県	20	20	100.0%	20	100.0%
18	福井県	20	20	100.0%	20	100.0%
20	長野県	15	15	100.0%	15	100.0%
21	岐阜県	20	17	85.0%	19	95.0%
22	静岡県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
23	愛知県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	19	95.0%	20	100.0%
24	三重県	19	19	100.0%	19	100.0%
26	京都府	20	20	100.0%	20	100.0%
27	大阪府	20	18	90.0%	18	90.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
28	兵庫県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
29	奈良県	19	19	100.0%	19	100.0%
30	和歌山県	15	15	100.0%	15	100.0%
31	鳥取県	20	20	100.0%	20	100.0%
33	岡山県	15	15	100.0%	15	100.0%
34	広島県	19	17	89.5%	19	100.0%
36	徳島県	20	20	100.0%	20	100.0%
38	愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%
39	高知県	20	20	100.0%	20	100.0%
40	福岡県	20	18	90.0%	18	90.0%
		15	13	86.7%	13	86.7%
42	長崎県	19	19	100.0%	19	100.0%
43	熊本県	15	15	100.0%	15	100.0%
45	宮崎県	20	20	100.0%	20	100.0%
47	沖縄県	20	16	80.0%	16	80.0%
		15	15	100.0%	15	100.0%
計		926	908	98.1%	914	98.7%

個人企業経済調査

	都道府県	調査事業所数	初送分(H19.1.31)		追送分(H19.2.15)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
1	北海道	19	19	100.0%	19	100.0%
2	青森県	15	15	100.0%	15	100.0%
3	岩手県	20	20	100.0%	20	100.0%
4	宮城県	20	20	100.0%	20	100.0%
7	福島県	15	15	100.0%	15	100.0%
8	茨城県	20	20	100.0%	20	100.0%
9	栃木県	20	20	100.0%	20	100.0%
10	群馬県	20	20	100.0%	20	100.0%
11	埼玉県	20	20	100.0%	20	100.0%
12	千葉県	15	15	100.0%	15	100.0%
13	東京都	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
14	神奈川県	19	19	100.0%	19	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
15	新潟県	15	15	100.0%	15	100.0%
16	富山県	20	18	90.0%	20	100.0%
18	福井県	20	20	100.0%	20	100.0%
20	長野県	15	15	100.0%	15	100.0%
21	岐阜県	20	20	100.0%	20	100.0%
22	静岡県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
23	愛知県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
24	三重県	19	19	100.0%	19	100.0%
26	京都府	20	20	100.0%	20	100.0%
27	大阪府	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
28	兵庫県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
29	奈良県	19	19	100.0%	19	100.0%
30	和歌山県	15	15	100.0%	15	100.0%
31	鳥取県	20	20	100.0%	20	100.0%
33	岡山県	15	15	100.0%	15	100.0%
34	広島県	20	20	100.0%	20	100.0%
36	徳島県	20	20	100.0%	20	100.0%
38	愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%
39	高知県	20	20	100.0%	20	100.0%
40	福岡県	20	20	100.0%	20	100.0%
		15	15	100.0%	15	100.0%
42	長崎県	20	20	100.0%	20	100.0%
43	熊本県	15	15	100.0%	15	100.0%
45	宮崎県	20	20	100.0%	20	100.0%
47	沖縄県	20	20	100.0%	20	100.0%
		15	14	93.3%	15	100.0%
計		926	922	99.6%	925	99.9%

・「初送分」... 第2期調査(10~12月期)の調査票等の提出期限(1月31日)までに統計局に提出された調査票等のこと。
 なお、集計対象に含まれているのは、この初送分に係るもののみである。

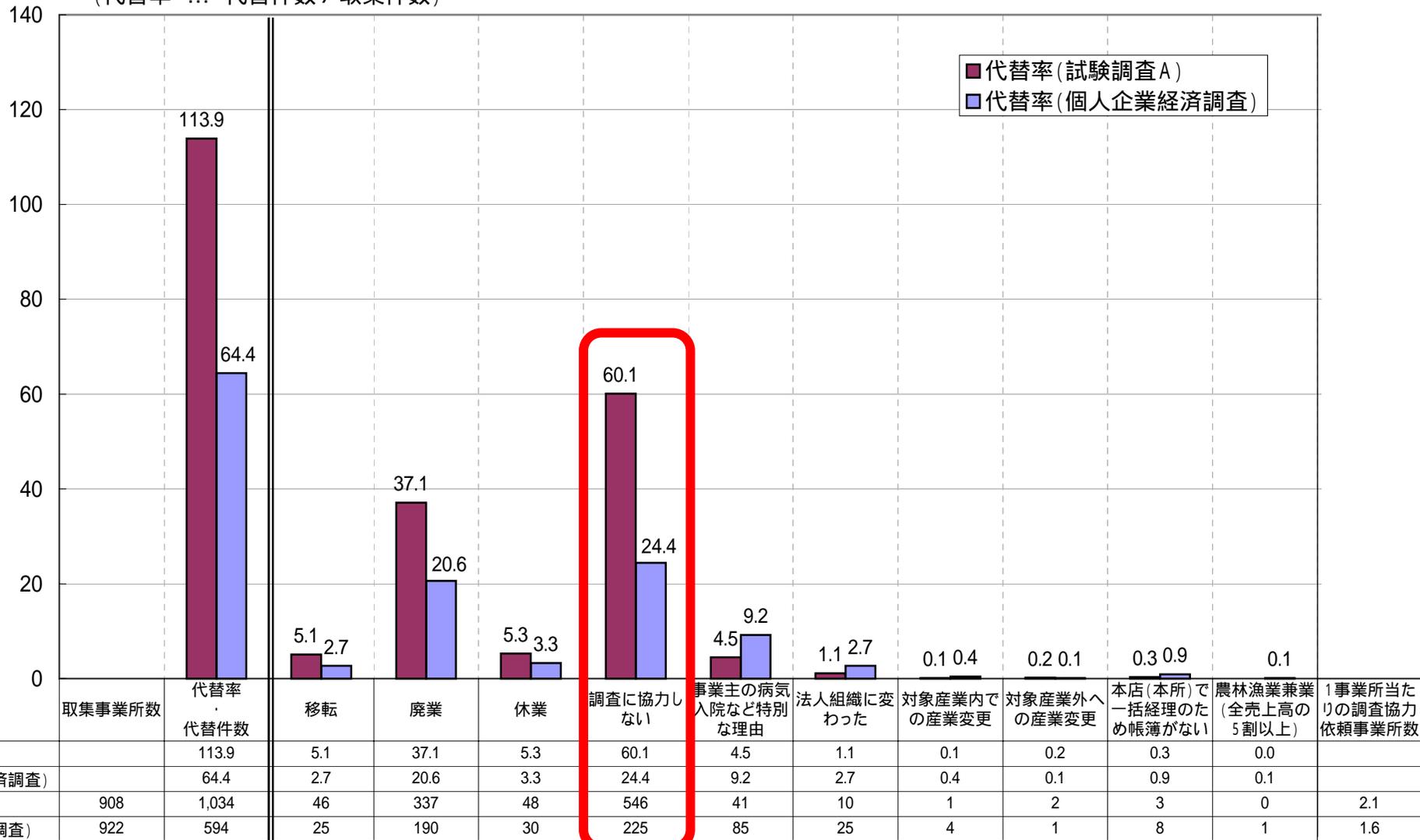
・「追送分」... 第2期調査(10~12月期)の調査票等の提出期限(1月31日)以降、2月15日までに回収し、統計局に提出された調査票等のこと。

試験調査A <7~12月期>
 図A-2 調査主体別、理由別代替状況

【代替率(%)】

(代替率 ... 代替件数 / 取集件数)

2期目については、「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。

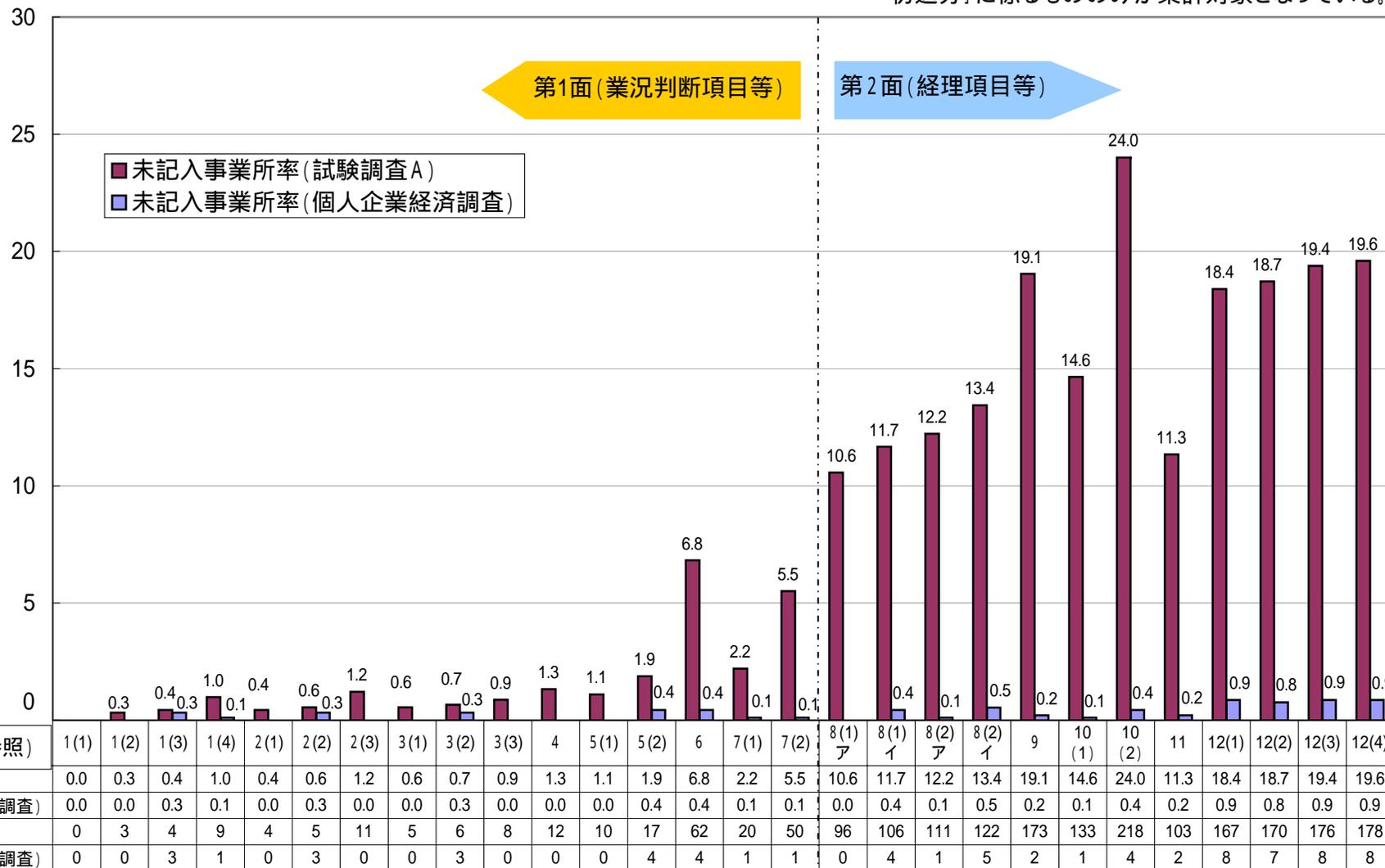


- ・ 代替件数 ... 調査対象事業所として抽出され、協力依頼を行なったものの、移転、廃業、休業、調査に協力しない等の理由により、協力を得られなかった事業所の件数。
- ・ 取集件数 ... 調査対象事業所として抽出され、かつ調査に協力を得られ、調査票を取集することが出来た事業所の件数。

試験調査A <10~12月期>
 図A-3 調査主体別, 調査項目別未記入状況

[未記入事業所率(%)]

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。



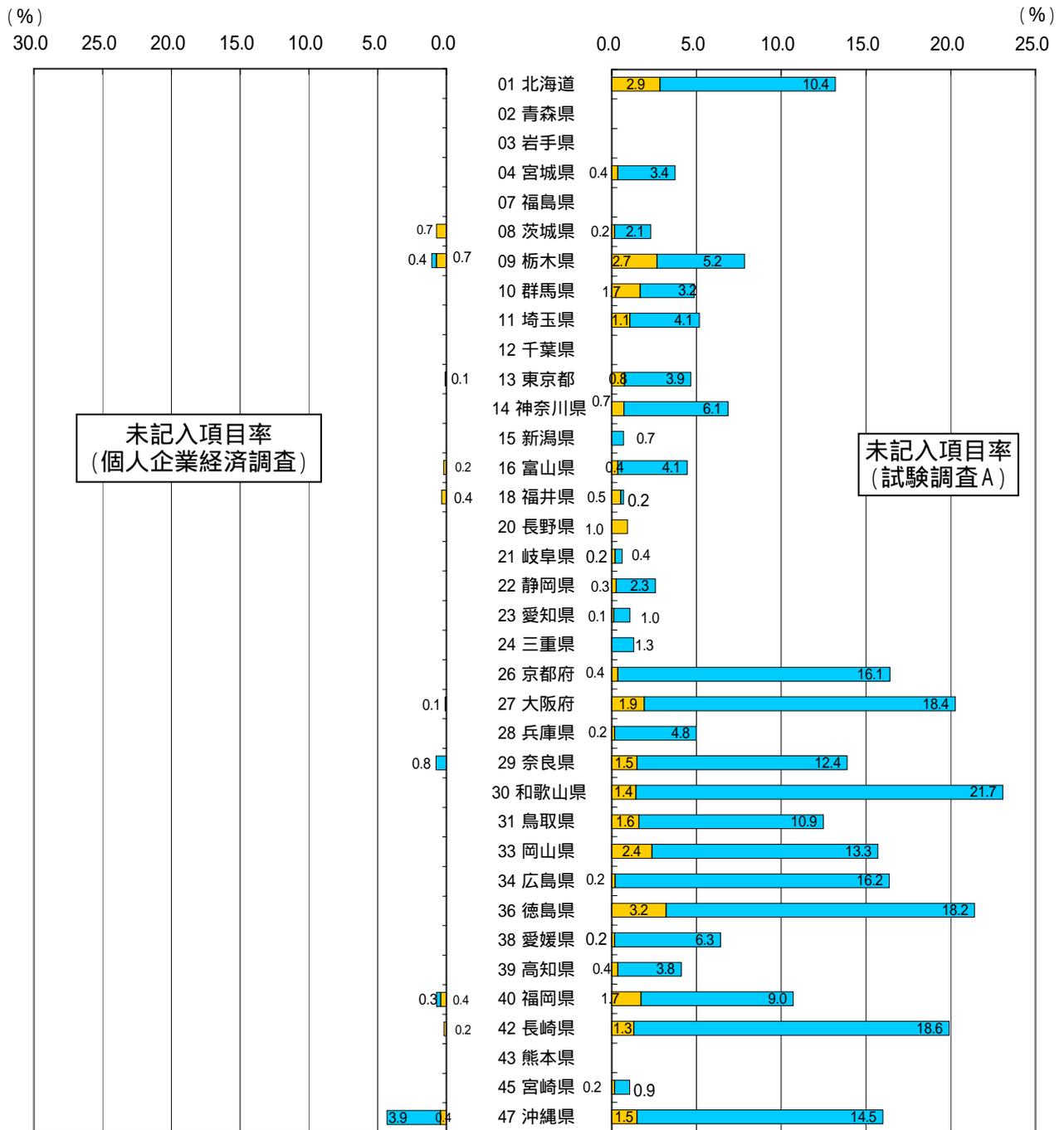
・ 未記入事業所数 ... 調査票取集事業所のうち, 記入されていない項目のあった事業所の数。

・ 未記入事業所率 ... 未記入事業所数 / 調査票取集事業所数

試験調査A <10~12月期>
 図A - 4 都道府県別, 調査票面別未記入の状況

■ 第1面(業況判断項目等) ■ 第2面(経理項目等)

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。

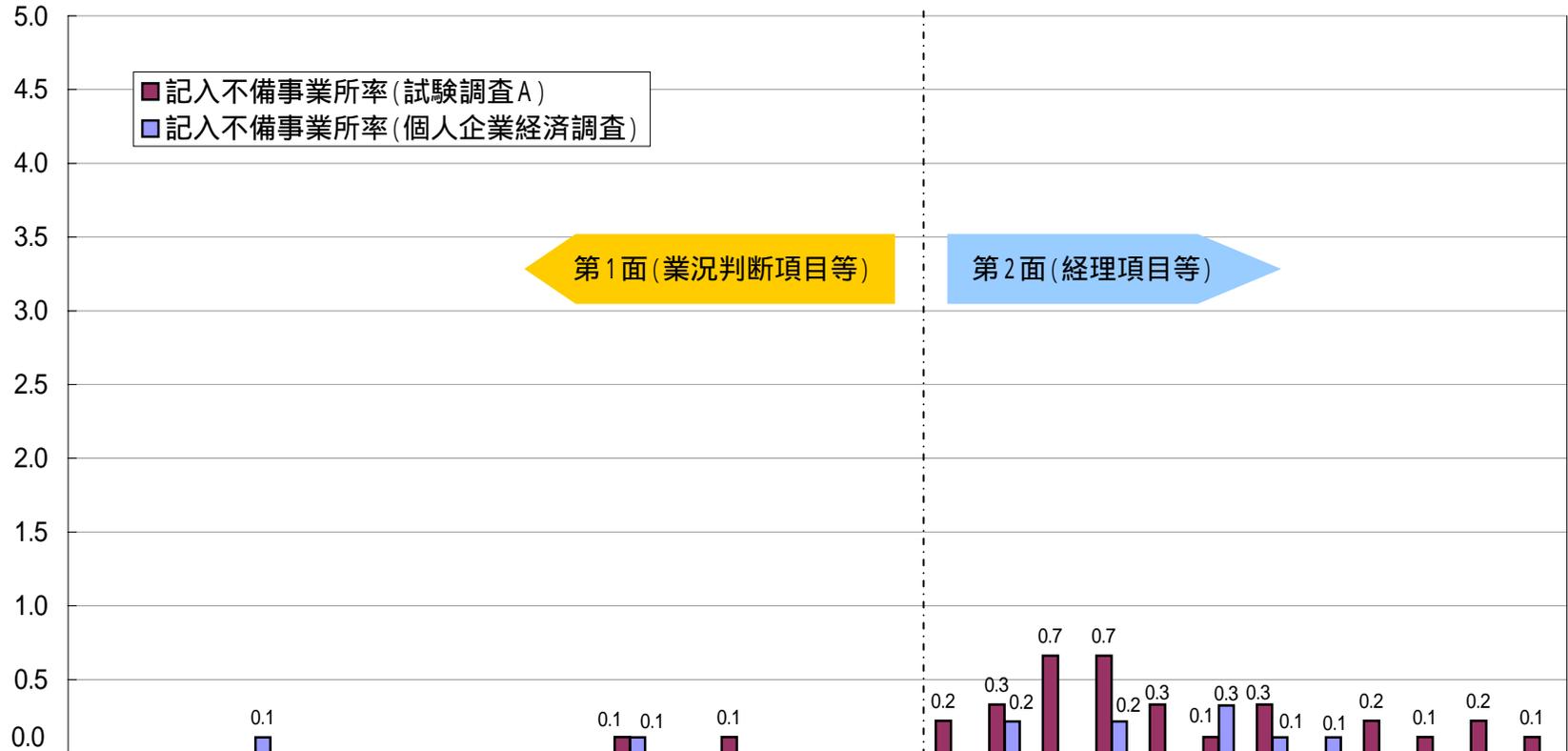


未記入項目率...未記入項目数 / (調査票1枚当たりの項目数 × 収集調査票数)

試験調査A <10~12月期>
 図A-5 調査主体別, 調査項目別記入不備状況

【記入不備事業所率(%)】

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。



調査項目(資料1参考 参照)	1(1)	1(2)	1(3)	1(4)	2(1)	2(2)	2(3)	3(1)	3(2)	3(3)	4	5(1)	5(2)	6	7(1)	7(2)	8(1)ア	8(1)イ	8(2)ア	8(2)イ	9	10(1)	10(2)	11	12(1)	12(2)	12(3)	12(4)	
記入不備事業所率(試験調査A)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.7	0.7	0.3	0.1	0.3	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1
記入不備事業所率(個人企業経済調査)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
記入不備事業所数(試験調査A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	3	6	6	3	1	3	0	2	1	2	1	
記入不備事業所数(個人企業経済調査)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	3	1	1	0	0	0	0	

・記入不備 ... 民間事業者や地方公共団体から統計局に提出された調査票の各項目について審査した結果、誤って記入されていると判断したもの。
 (記入不備の具体例: シングルアンサーの項目についての重複記入, 記入位置のずれなど)

・記入不備事業所数 ... 調査票収集事業所のうち, 記入不備項目のあった事業所の数

・記入不備事業所率 ... 記入不備事業所数 / 調査票収集事業所数

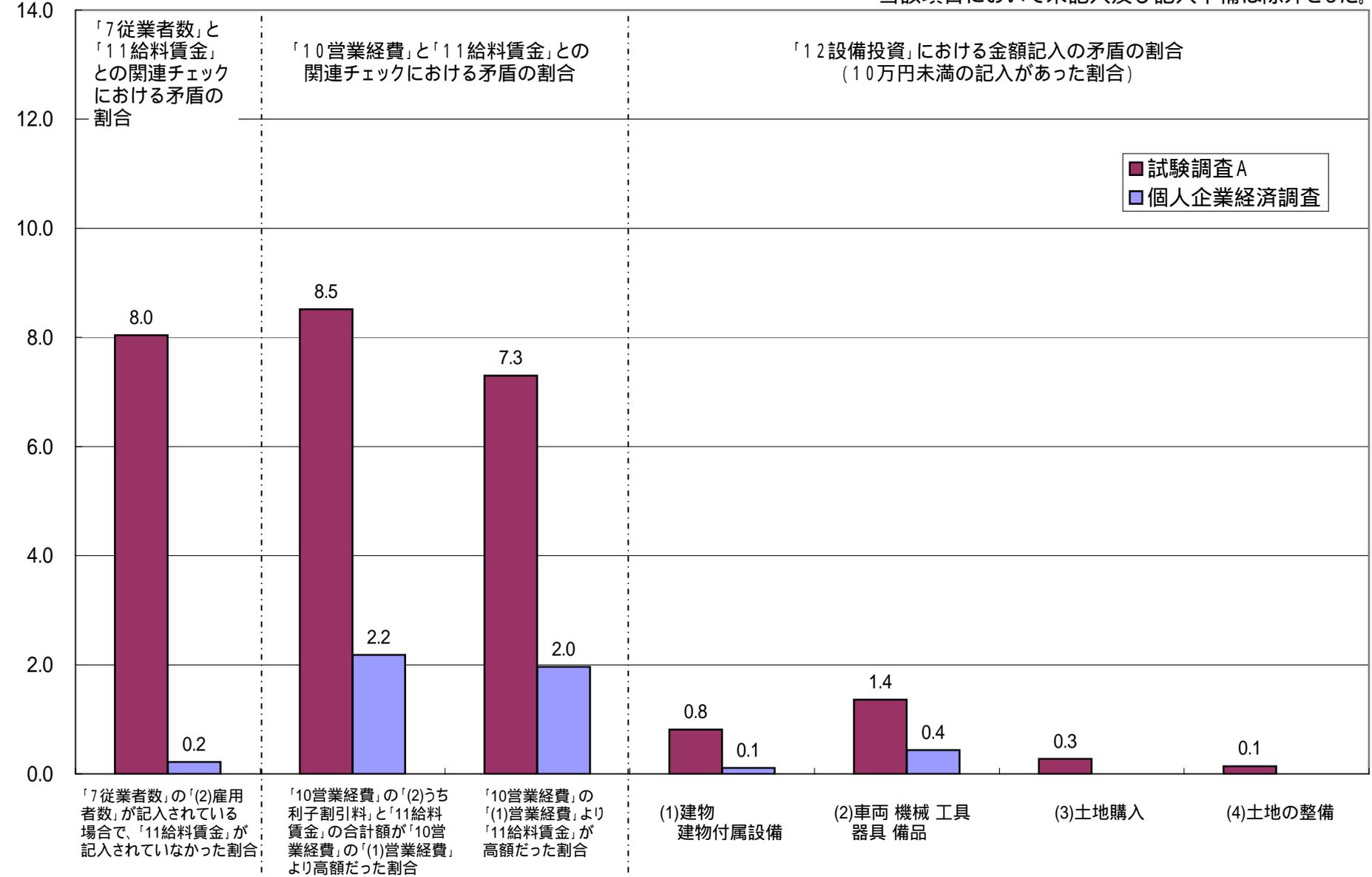
試験調査A <10~12月期>

図A-6 主な検査項目において、矛盾のあった割合

(%)

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。

当該項目において未記入及び記入不備は除外とした。



試験調査B <7~9月期>
表B-1 調査票回収状況

(北海道)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H18.10.31)		追送分(H18.11.13)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
1	北海道	20	11	55.0%	20	100.0%
		20	10	50.0%	20	100.0%
		20	18	90.0%	20	100.0%
		20	19	95.0%	20	100.0%
		20	14	70.0%	19	95.0%
計		100	72	72.0%	99	99.0%

(福井県)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H18.10.31)		追送分(H18.11.13)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
18	福井県	20	19	95.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	18	90.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
計		100	97	97.0%	100	100.0%

(静岡県)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H18.10.31)		追送分(H18.11.13)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
22	静岡県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		19	19	100.0%	19	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
計		99	99	100.0%	99	100.0%

(京都府)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H18.10.31)		追送分(H18.11.13)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
26	京都府	20	20	100.0%	20	100.0%
		19	19	100.0%	19	100.0%
		20	17	85.0%	17	85.0%
		20	17	85.0%	19	95.0%
		20	18	90.0%	18	90.0%
計		99	91	91.9%	93	93.9%

(広島県)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H18.10.31)		追送分(H18.11.13)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
34	広島県	20	20	100.0%	20	100.0%
		19	19	100.0%	19	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	16	80.0%	17	85.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
計		99	94	94.9%	95	96.0%

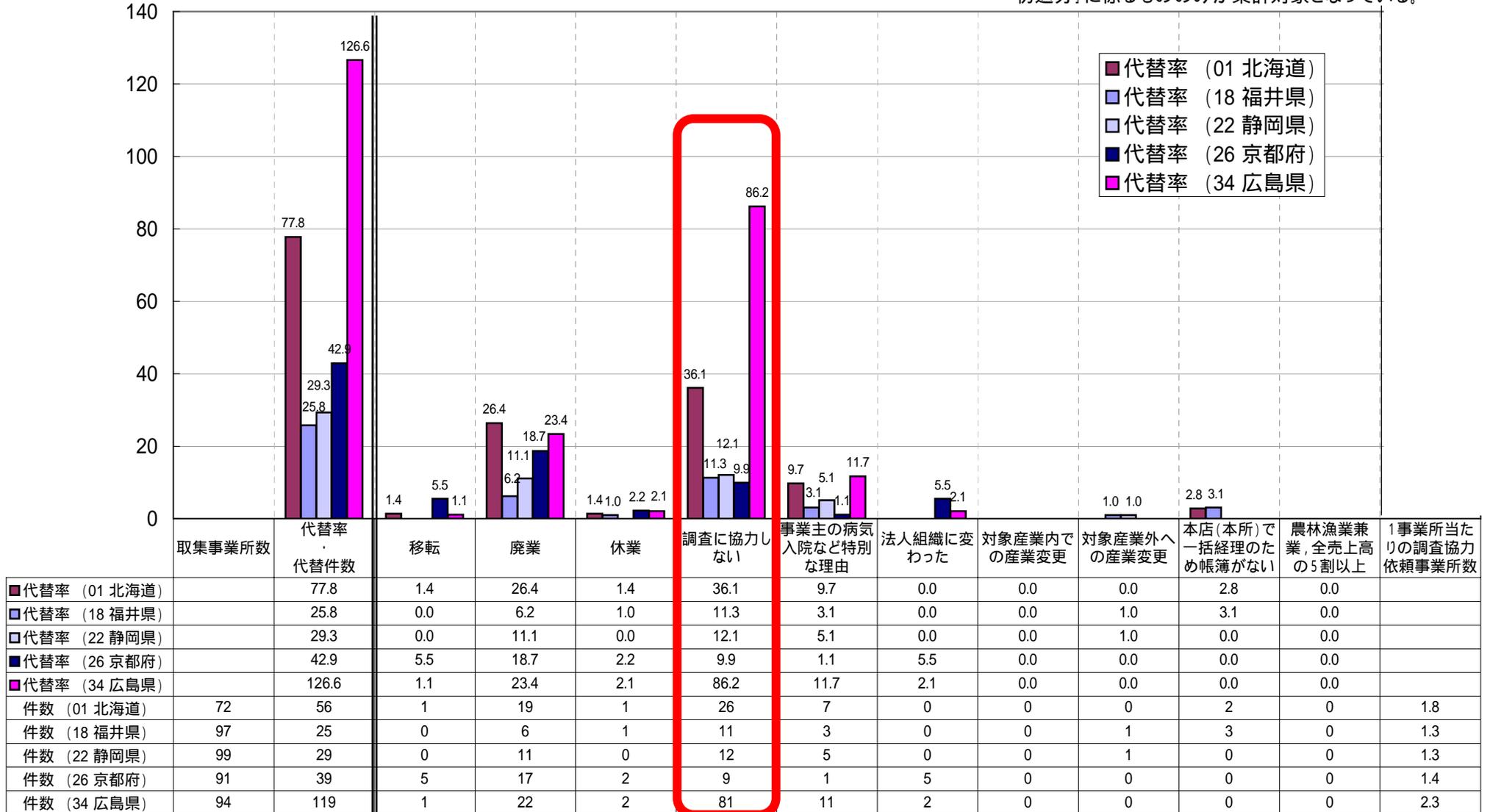
・「初送分」... 第1期調査(7~9月期)の調査票等の提出期限(10月31日)までに統計局に提出された調査票等のこと。なお、集計対象に含まれているのは、この初送分に係るもののみである。

・「追送分」... 第1期調査(7~9月期)の調査票等の提出期限(10月31日)以降、11月13日までに回収し、統計局に提出された調査票等のこと。

試験調査B <7~9月期>
 図B-2 調査主体別、理由別代替状況

【代替率(%)】 (代替率 ... 代替件数 / 取集件数)

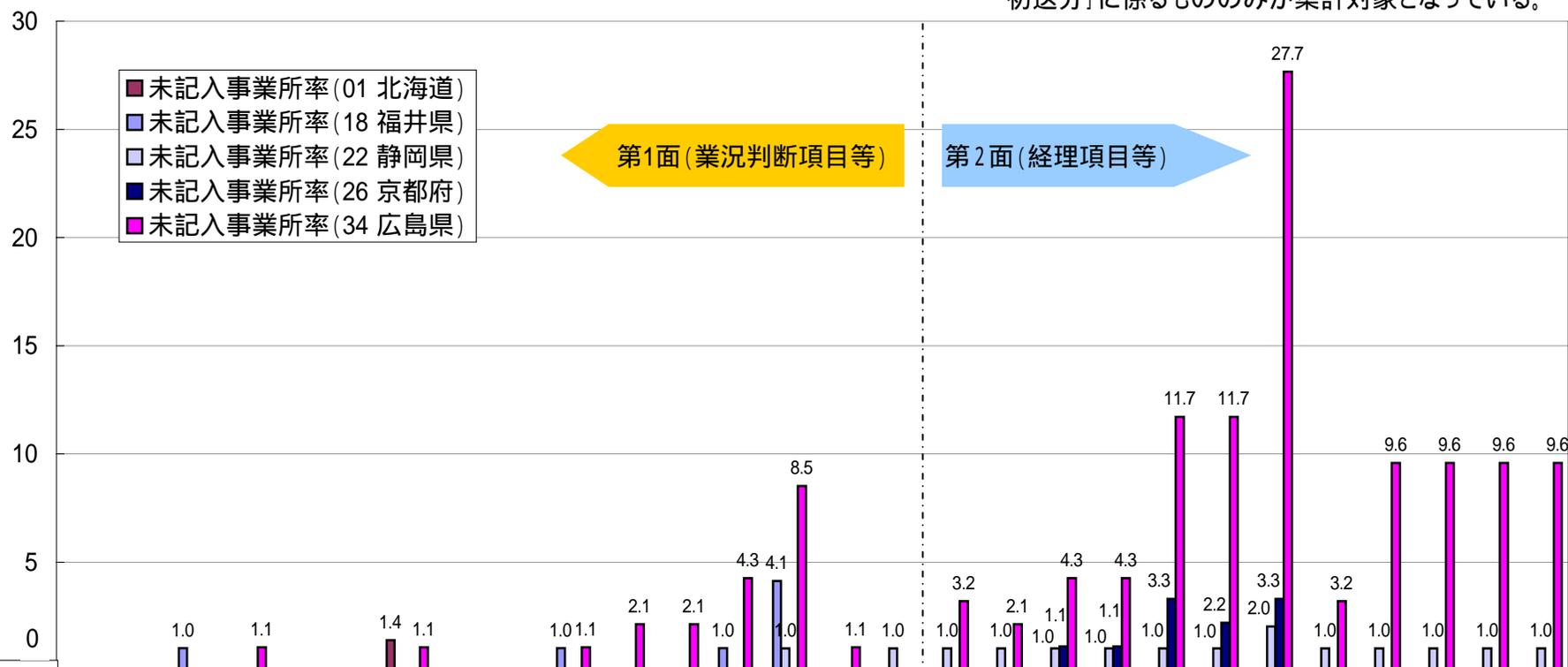
「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。



- ・ 代替件数 ... 調査対象事業所として抽出され、協力依頼を行なったものの、移転、廃業、休業、調査に協力しない等の理由により、協力を得られなかった事業所の件数。
- ・ 取集件数 ... 調査対象事業所として抽出され、かつ調査に協力を得られ、調査票を取集することが出来た事業所の件数。

試験調査B <7～9月期>
 図B - 3 調査主体別，調査項目別未記入状況

【未記入事業所率(%)】



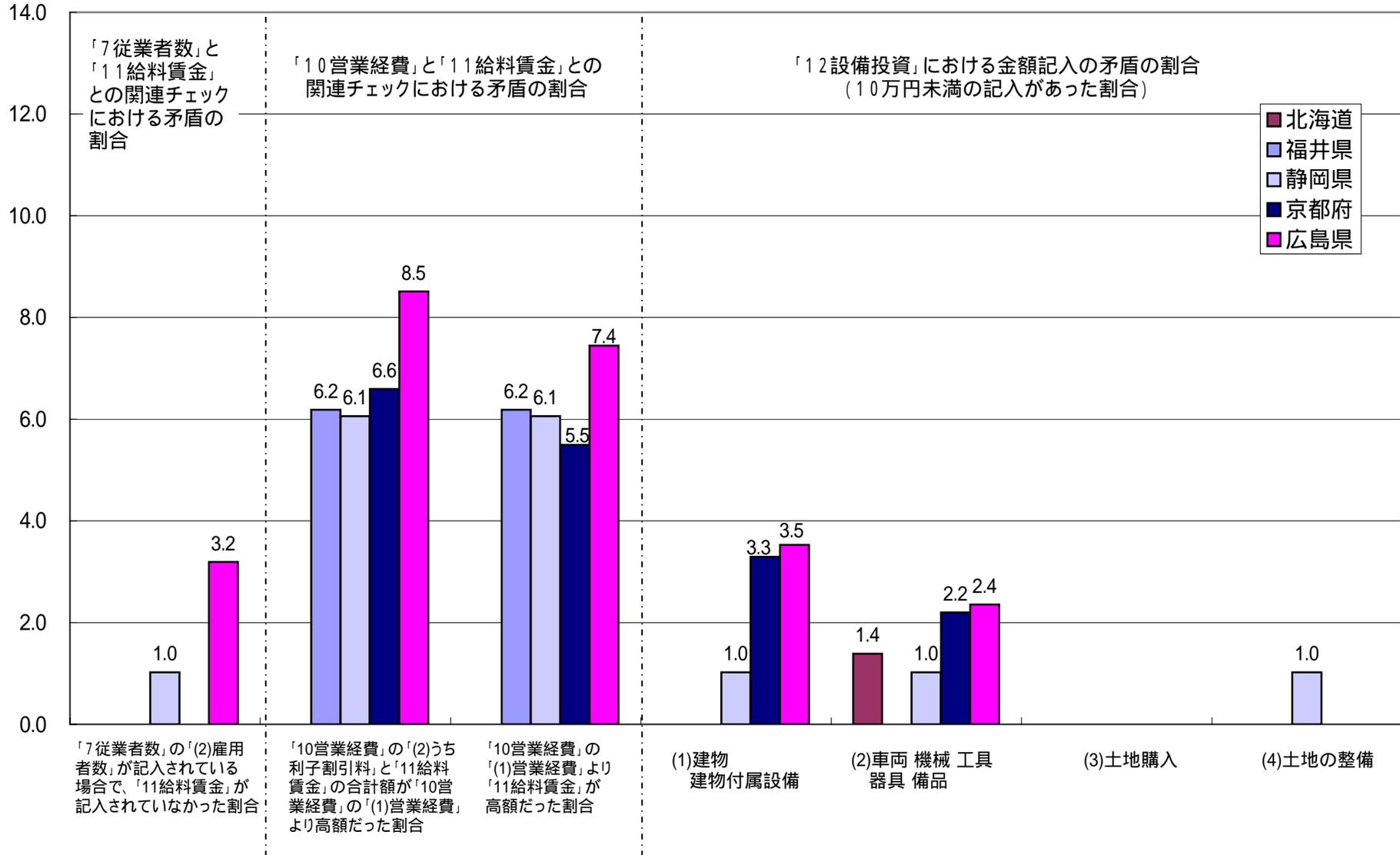
調査項目 (資料1 参考 参照)	1(1)	1(2)	1(3)	1(4)	2(1)	2(2)	2(3)	3(1)	3(2)	3(3)	4	5(1)	5(2)	6	7(1)	7(2)	8(1)ア	8(1)イ	8(2)ア	8(2)イ	9	10(1)	10(2)	11	12(1)	12(2)	12(3)	12(4)
■ 未記入事業所率(01 北海道)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
■ 未記入事業所率(18 福井県)	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
■ 未記入事業所率(22 静岡県)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
■ 未記入事業所率(26 京都府)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	3.3	2.2	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
■ 未記入事業所率(34 広島県)	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	1.1	2.1	2.1	4.3	8.5	1.1	0.0	3.2	2.1	4.3	4.3	11.7	11.7	27.7	3.2	9.6	9.6	9.6	9.6
未記入事業所数(01 北海道)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未記入事業所数(18 福井県)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未記入事業所数(22 静岡県)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
未記入事業所数(26 京都府)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	2	3	0	0	0	0	0
未記入事業所数(34 広島県)	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	2	2	4	8	1	0	3	2	4	4	11	11	26	3	9	9	9	9

- ・ 未記入事業所数 ... 調査票収集事業所のうち，記入されていない項目のあった事業所の数。
- ・ 未記入事業所率 ... 未記入事業所数 / 調査票収集事業所数

図B - 4 主な検査項目において、矛盾のあった割合

(%)

「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。
当該項目において未記入及び記入不備は除外とした。



試験調査B < 10～12月期 >
表B - 1 調査票回収状況

(北海道)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H19.1.31)		追送分(H19.2.15)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
1	北海道	20	15	75.0%	20	100.0%
		20	0	0.0%	20	100.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	10	50.0%	19	95.0%
計		100	64	64.0%	98	98.0%

(福井県)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H19.1.31)		追送分(H19.2.15)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
18	福井県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
		20	16	80.0%	20	100.0%
		20	18	90.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
計		100	93	93.0%	99	99.0%

(静岡県)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H19.1.31)		追送分(H19.2.15)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
22	静岡県	20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		19	19	100.0%	19	100.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
計		99	98	99.0%	98	99.0%

(京都府)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H19.1.31)		追送分(H19.2.15)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
26	京都府	20	20	100.0%	20	100.0%
		19	19	100.0%	19	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	20	100.0%	20	100.0%
		20	13	65.0%	18	90.0%
計		99	92	92.9%	97	98.0%

(広島県)

	都道府県	調査事業所数	初送分(H19.1.31)		追送分(H19.2.15)	
			提出事業所数	回収率	提出事業所数	回収率
34	広島県	20	20	100.0%	20	100.0%
		19	19	100.0%	19	100.0%
		20	18	90.0%	18	90.0%
		20	15	75.0%	15	75.0%
		20	19	95.0%	19	95.0%
計		99	91	91.9%	91	91.9%

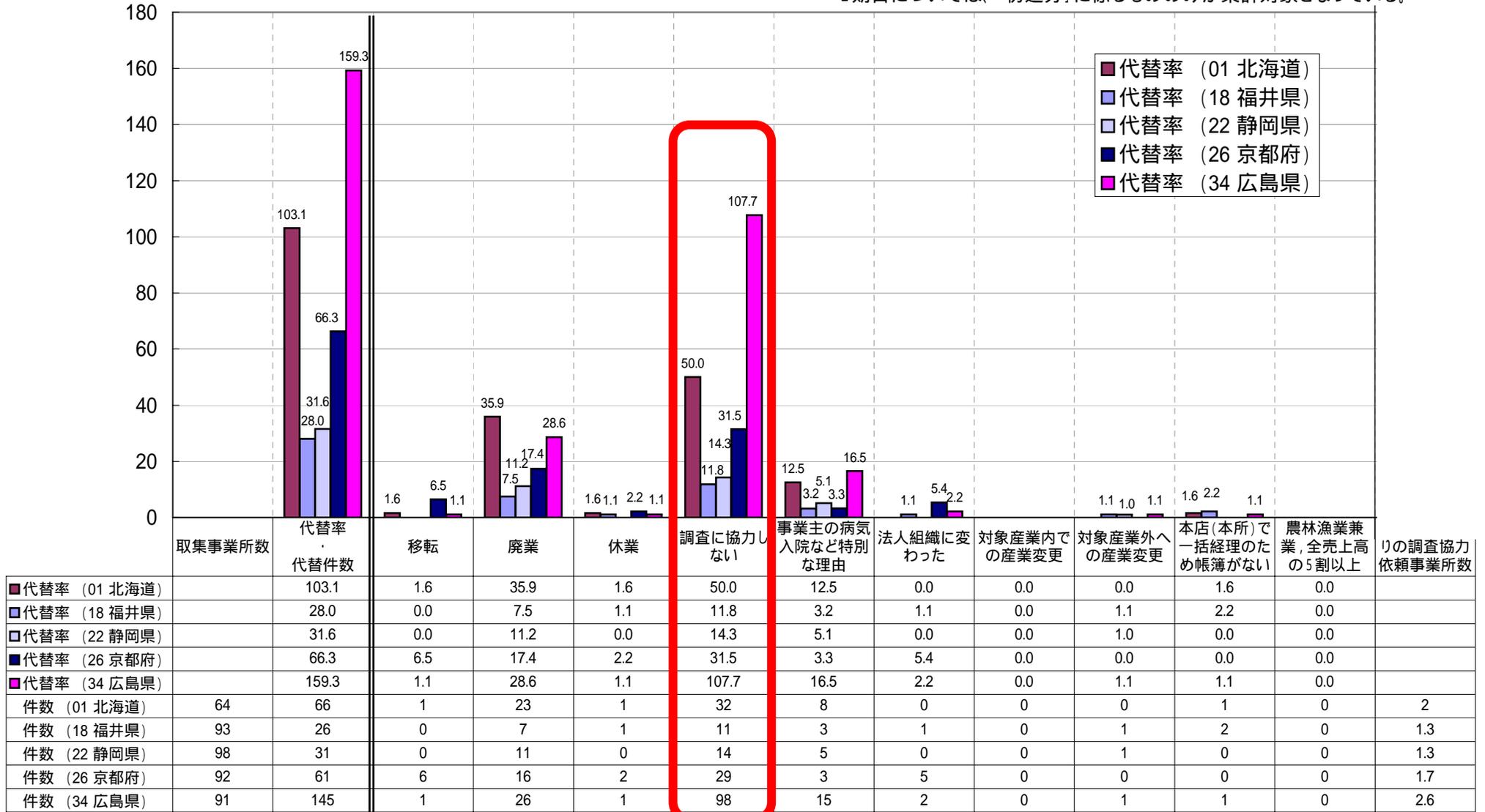
・「初送分」… 第2期調査(10～12月期)の調査票等の提出期限(1月31日)までに統計局に提出された調査票等のこと。なお、集計対象に含まれているのは、この初送分に係るもののみである。

・「追送分」… 第2期調査(10～12月期)の調査票等の提出期限(1月31日)以降、2月15日までに回収し、統計局に提出された調査票等のこと。

試験調査B <7~12月期>
 図B - 2 調査主体別,理由別代替状況

【代替率(%)】 (代替率 ... 代替件数 / 取集件数)

2期目については、「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。

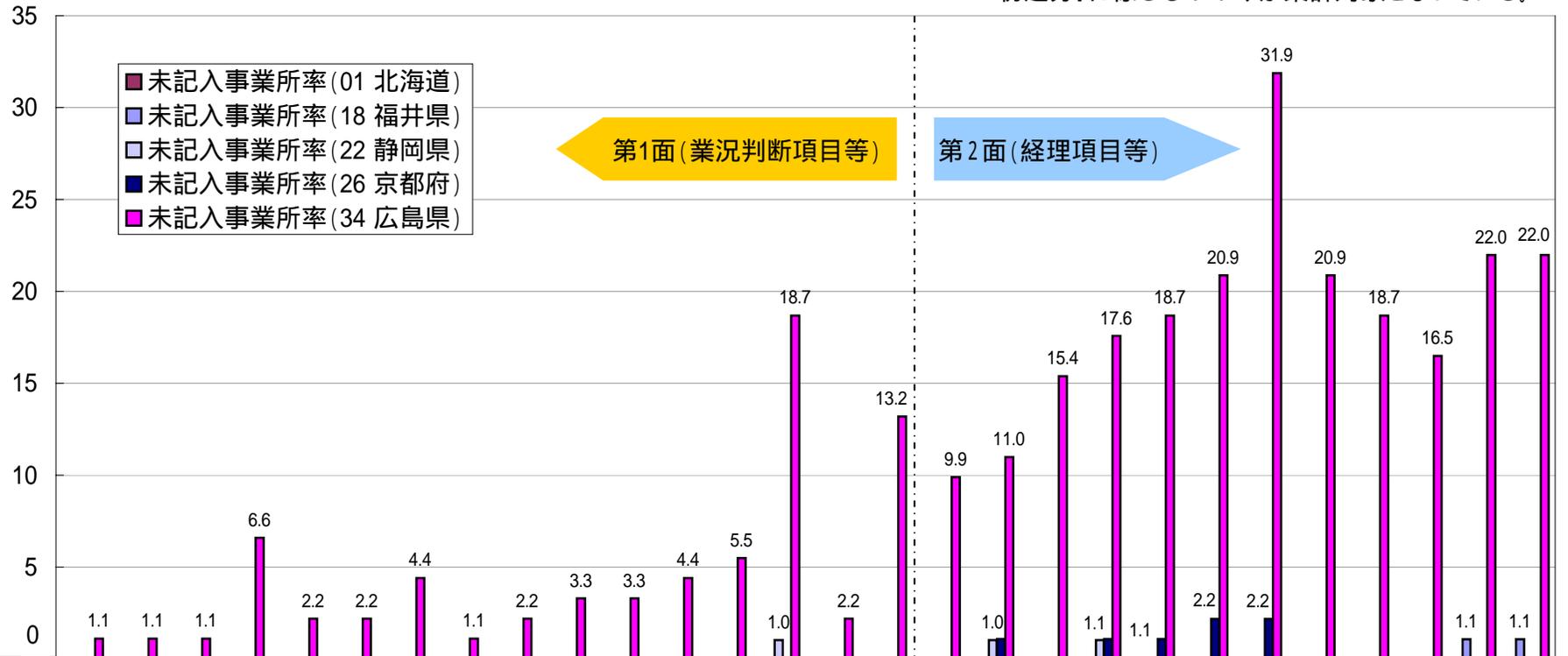


- ・ 代替件数 ... 調査対象事業所として抽出され、協力依頼を行なったものの、移転、廃業、休業、調査に協力しない等の理由により、協力を得られなかった事業所の件数。
- ・ 取集件数 ... 調査対象事業所として抽出され、かつ調査に協力を得られ、調査票を取集することが出来た事業所の件数。

図B - 3 調査主体別，調査項目別未記入状況

【未記入事業所率(%)】

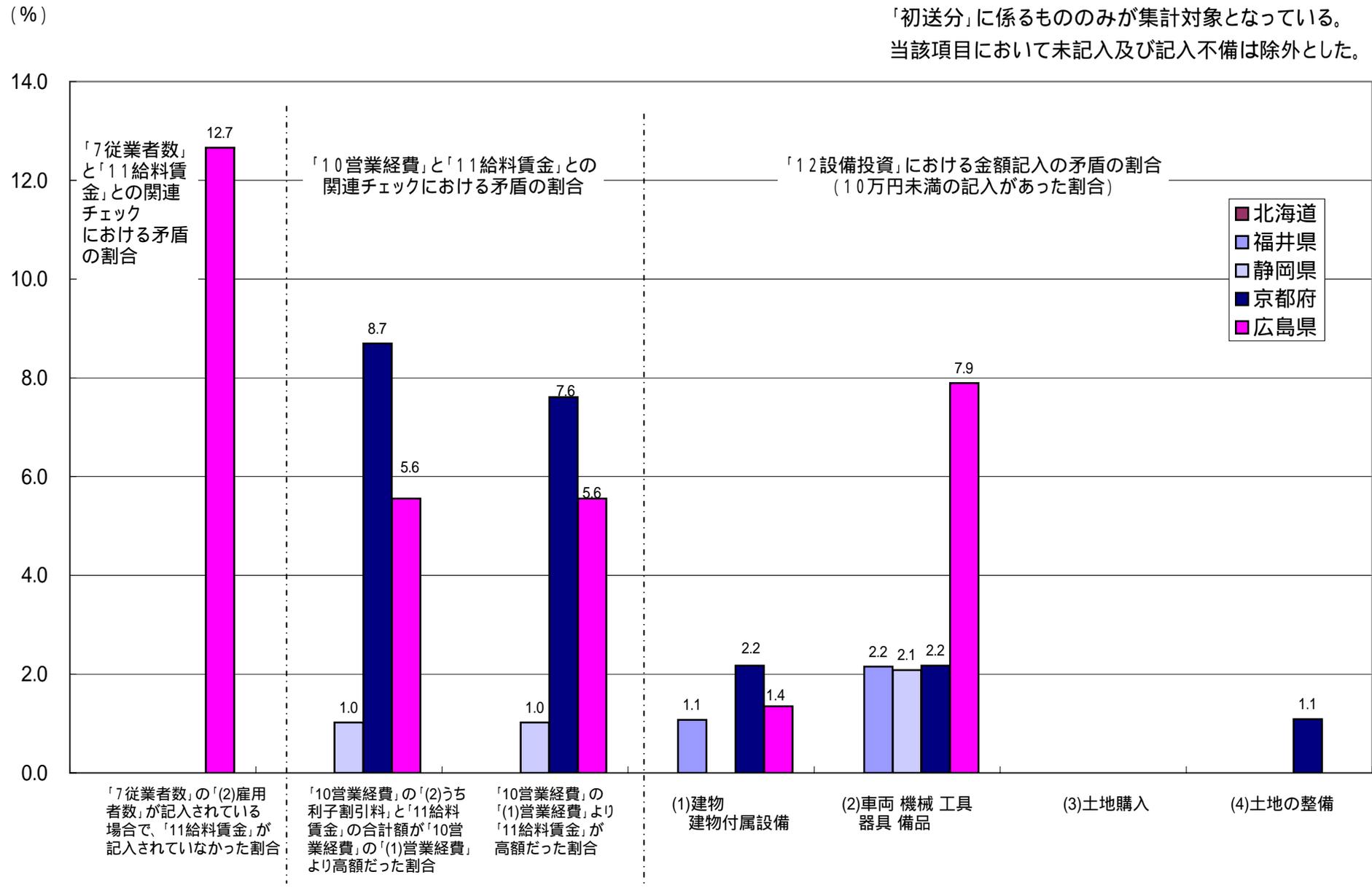
「初送分」に係るもののみが集計対象となっている。



調査項目(資料1参考 参照)	1(1)	1(2)	1(3)	1(4)	2(1)	2(2)	2(3)	3(1)	3(2)	3(3)	4	5(1)	5(2)	6	7(1)	7(2)	8(1)ア	8(1)イ	8(2)ア	8(2)イ	9	10(1)	10(2)	11	12(1)	12(2)	12(3)	12(4)
■未記入事業所率(01 北海道)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
■未記入事業所率(18 福井県)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1
■未記入事業所率(22 静岡県)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
■未記入事業所率(26 京都府)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	1.1	1.1	2.2	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
■未記入事業所率(34 広島県)	1.1	1.1	1.1	6.6	2.2	2.2	4.4	1.1	2.2	3.3	3.3	4.4	5.5	18.7	2.2	13.2	9.9	11.0	15.4	17.6	18.7	20.9	31.9	20.9	18.7	16.5	22.0	22.0
未記入事業所数(01 北海道)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未記入事業所数(18 福井県)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
未記入事業所数(22 静岡県)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
未記入事業所数(26 京都府)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	2	0	0	0	0	0
未記入事業所数(34 広島県)	1	1	1	6	2	2	4	1	2	3	3	4	5	17	2	12	9	10	14	16	17	19	29	19	17	15	20	20

- ・未記入事業所数 ... 調査票収集事業所のうち、記入されていない項目のあった事業所の数。
- ・未記入事業所率 ... 未記入事業所数 / 調査票収集事業所数

図B-4 主な検査項目において、矛盾のあった割合



個人企業に関する経済調査 調査票項目一覧

調査票 1面	事業主の業況判断に関する事項	1 業況	(1)	今期の業況	
			(2)	前期と比較した業況	
			(3)	前年同期と比較した業況	
			(4)	来期の見通し	
		2 売上の状況	(1)	前期と比較した状況	
			(2)	前年同期と比較した状況	
	(3)		来期の見通し		
	3 営業利益の状況	(1)	前期と比較した状況		
		(2)	前年同期と比較した状況		
		(3)	来期の見通し		
4 製品・商品・原材料の在庫状況					
5 資金繰りの状況	(1)	前期と比較した状況			
	(2)	前年同期と比較した状況			
6 今期の雇用状況					
従業者に関する事項	7 従業者数	(1)	家族従業者		
		(2)	雇用者数		
調査票 2面	営業収支に関する事項	8 売上金額及び仕入金額	(1)売上金額	ア 今期3か月間 イ 前年同期の3か月間	
			(2)仕入金額	ア 今期3か月間 イ 前年同期の3か月間	
		9 棚卸高			
		10 営業経費	(1)	営業経費	
	(2)		うち利子割引料		
	11 給料賃金				
	12 設備投資	(1)	建物 建物付属設備		
		(2)	車両 機械 工具 器具 備品		
		(3)	土地購入		
		(4)	土地の整備		

個人企業に関する経済調査 調査票

総務省統計局

〈記入上の注意〉

- この調査票は、機械で直接読み取りますので、記入はシャープペンシル又は黒の鉛筆(B又はHB)を使用してください。
- 記入欄が の場合は、あてはまる に を記入してください。
- 記入欄が数字の場合は、右の記入例のように 内に1文字ずつ、右づめで記入してください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消し、書き直してください。

調査員記入欄									
調査期間					市区町村コード				
平成	年								
月	から	月							
抽出区分			調査区番号			事業所番号			

〈数字の記入例〉

縦書き 横書き 向きを合わせる 向きを合わせる 閉じる

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○ 今期の営業状況について あてはまる欄に を記入してください

1 業況

良い 普通 悪い

- (1) 今期の業況
- (2) 前期と比較した業況
- (3) 前年同期と比較した業況
- (4) 来期の見通し

好転 不変 悪化

2 売上の状況

増加 不変 減少

- (1) 前期と比較した状況
- (2) 前年同期と比較した状況
- (3) 来期の見通し

3 営業利益の状況

増加 不変 減少

- (1) 前期と比較した状況
- (2) 前年同期と比較した状況
- (3) 来期の見通し

4 製品・商品・原材料の在庫状況

ふだん在庫はない 過剰 適正 不足

- ・今期の在庫状況について記入してください

5 資金繰りの状況

好転 不変 悪化

- (1) 前期と比較した状況
- (2) 前年同期と比較した状況

6 今期の雇用状況

過剰 適正 不足

- ・今期の人手の過不足について記入してください

○ 今期末の給料日における人数を記入してください

7 従業者数

(1) 家族従業者数

- ・事業主と生計を共にしている家族で 事業に従事している者の人数を記入してください 人
- ・給料を支払っていても 事業主と生計を共にしている家族であれば 家族従業者とします

(2) 雇用者数

- ・パート・アルバイト 臨時雇用者を 含む人数を記入してください 人

第2面も記入してください

〈備考〉

調査員記入欄

事業の内容 (事業の内容に変更がある場合のみ記入)

この調査票は機械にかけますので汚したり折ったり丸めたりしないでください

○ 千円未満を切り捨て 千円単位 で記入してください

8 売上金額及び仕入金額

・現金取引と掛取引の合計金額(消費税を含む)を 今期と前年同期について記入してください

(1) 売上金額

ア 今期 3 か月間

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円 イ 前年同期の 3 か月間

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円

(2) 仕入金額

ア 今期 3 か月間

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円 イ 前年同期の 3 か月間

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円

9 棚卸高

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円 ・今期末の棚卸高を記入してください

10 営業経費

- ・今期 3 か月間の営業経費の合計金額を記入してください
- ・雇用者の給料賃金を含めます(家族従業者 青色事業専従者に支払った給料賃金は含めません)
- ・家計と営業経費が共通の場合は あん分し 営業用の分のみを記入してください
- ・耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の工具 器具 備品などは 営業経費に含めます

(1) 営業経費

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円 租税公課 荷造運賃 水道光熱費 交通通信費 広告宣伝費 接待交際費 損害保険料 修繕費 消耗品費 福利厚生費 給料賃金 外注工賃 利子割引料 地代家賃 その他の賃借料 雑費など

(2) うち 利子割引料

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円 利子割引料とは 借入金の支払利息 手形の割引料などをいい 上欄の営業経費にも含めます

11 給料賃金

- ・今期 3 か月間に雇用者に支払った 給与 賞与のほか 通勤費などの合計金額を記入してください
- ・パート・アルバイト 臨時雇用者に支払った給料賃金も含めます
- ・現物支給した商品・製品などは時価で見積もり 給料賃金に含めます
- ・家族従業者 青色事業専従者に支払った給料賃金は含めません
- ・家事手伝い 家政婦などに支払った人件費は含めません

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円

12 設備投資

- ・耐用年数が 1 年以上で 取得価額が 10 万円以上のものについて その金額を記入してください
- ・今期 3 か月間に 現物を取得したものについて記入してください
- ・分割払による購入であっても 現物を取得した時点で その総額を記入してください

(1) 建物 建物付属設備

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円 営業用建物の新築 増築 改築 水道 ガス設備など

(2) 車両 機械 工具 器具 備品

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円 自動車 旋盤 プレス機 調理器具 パソコンなど

(3) 土地 購入

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円

(4) 土地の整備

億	百万	万
□	□	□
□	□	□
□	□	□

 千円 整地 盛土など

この調査票は機械にかかけますので汚したり折ったり丸めたりしないでください

個人企業に関する経済調査を補完する意識調査について

1. 意識調査のねらい

個人企業に関する経済調査の調査対象及び個人企業経済調査(本体調査)の調査対象に対し、事後的に意識調査を行うことにより、調査員による不正の有無や調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違い等を把握する。

2. 意識調査について

(1) 個人企業に関する経済調査の調査対象への意識調査

調査の対象

個人企業に関する経済調査の調査事業所すべて(不適合条件の非協・その他に該当する事業所のうち、理由が調査拒否の事業所を含む)

調査の時期

個人企業に関する経済調査終了後(平成19年1月中旬~下旬)。ただし、調査拒否の事業所に対しては調査終了の時期を待たずに実施

調査の方法

統計局から直接郵送により調査を実施

調査の内容

調査票の配布状況、提出状況、提出しなかった理由、調査員の対応、調査実施者が官か民かによる違い、その他(別紙1参照)

結果の取りまとめ

調査結果は2月中に取りまとめ、2月の研究会において報告予定。なお、調査拒否の事業所に対する意識調査の結果は、早期に取りまとめて12月~1月の研究会で報告予定。

(2) 個人企業経済調査(本体調査)の調査対象への意識調査

調査の対象

平成18年4-6月期の調査対象事業所すべて(不適合条件の非協・その他に該当する事業所のうち、理由が調査拒否の事業所を含む)

調査の時期

本体調査終了後(平成18年8月中旬~下旬)

調査の方法

統計局から直接郵送により調査を実施

調査の内容

調査票の配布状況、提出状況、提出しなかった理由、調査員の対応、調査実施者が官か民かによる違い、その他(別紙2参照)

結果の取りまとめ

調査結果は9月~10月中に取りまとめ、10月の研究会において報告予定。

個人企業経済調査に関する意識調査の結果について(結果概要)

1 調査の目的

調査対象に対し、事後的に意識調査を行うことにより、調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違い等を把握する。

2 調査の対象

個人企業経済調査の調査対象で平成18年4 - 6月期に調査が終了した1312事業所(不適格条件の非協・その他に該当する事業所のうち、理由が調査拒否の事業所を含む)。

個人企業経済調査について

約4,000事業所を調査対象とし、調査期間は1年間(四半期毎に提出)。調査の開始月は調査対象ごとに1月、4月、7月及び10月に分かれている。

3 調査の方法、スケジュール

2に該当する事業所に対し、直接アンケート用紙を7月20日に送付。8月3日にアンケート提出についての督促状を送付し、9月4日までの到着分について集計(アンケート用紙は別添のとおり。)

4 回収結果

	配布数	有効回収	未回収等
総数	1312	669	643
構成比(%)	(100)	(51.0)	(49.0)
北海道・東北	141	71	70
構成比(%)	(100)	(50.4)	(49.6)
関東	356	181	175
構成比(%)	(100)	(50.8)	(49.2)
北陸	69	42	27
構成比(%)	(100)	(60.9)	(39.1)
東海	175	97	78
構成比(%)	(100)	(55.4)	(44.6)
近畿	265	126	139
構成比(%)	(100)	(47.5)	(52.5)
中国・四国	141	78	63
構成比(%)	(100)	(55.3)	(44.7)
九州	119	60	59
構成比(%)	(100)	(50.4)	(49.6)
沖縄	46	14	32
構成比(%)	(100)	(30.4)	(69.6)

有効回収669について、個人企業経済調査の調査票の提出状況(問2参照)は「すべての調査票を提出した」事業所が624(96%)

5 結果の概要

問7：統計調査の事務の一部はどちらが行った方がよいか

- ・「どちらでもよい」という回答が総数で28%。「国・都道府県がよい」が42%、「民間がよい」が7%。
- ・「国・都道府県がよい」理由は、回答の多い順に「秘密を守る(76%)」、「目的外使用せず(66%)」。
- ・「民間がよい」理由は、回答の多い順に「効率的である(55%)」、「ていねいな対応(40%)」。

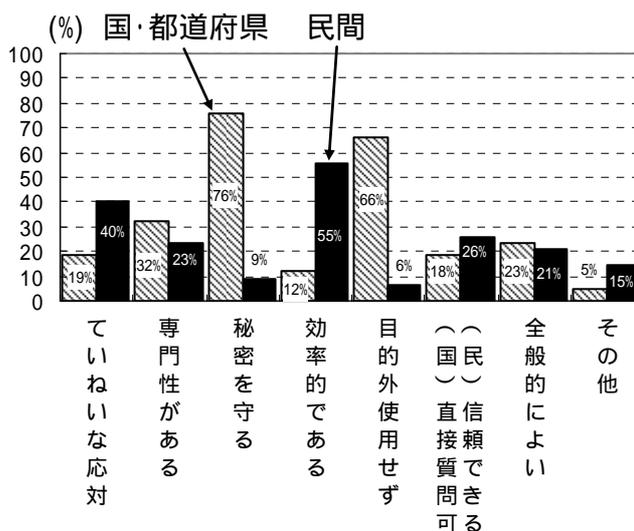
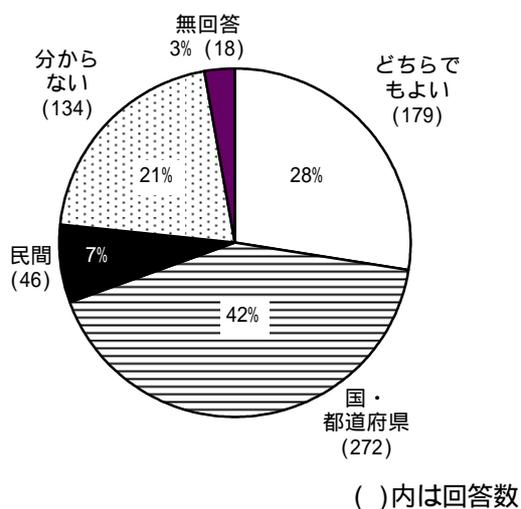


図1 官民比較

図2 国・都道府県、民間がよい理由(複数回答)

問6：今回訪問した調査員は公務員(都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員)であることを知っていたか

- ・「知っていた」が37%(回答数240)、「知らなかった」が57%(回答数368)、「無/誤回答」が6%(回答数41)。

問6と問7のクロス集計については、以下のとおり

	どちらでも	国・都道府県	民間	分からない	無/誤回答	合計
知っていた	77 (32.1)	118 (49.2)	15 (6.3)	30 (12.5)	0 (0.0)	240 (100)
知らなかった	96 (26.1)	141 (38.3)	31 (8.4)	97 (26.4)	3 (0.8)	368 (100)
無/誤回答	6 (14.6)	13 (31.7)	0 (0.0)	7 (17.1)	15 (36.6)	41 (100)

上段：回答数、下段：構成比(構成比の分母：全有効回収数)

「個人企業経済調査」にご協力いただいた方へ

先日は、総務省統計局がお願いした「個人企業経済調査」にご協力いただき、ありがとうございました。

このたび、総務省統計局では、調査の改善を図るための系統的な見直しの一環として、調査を受けられた皆様に事後的にアンケートを実施することになりました。重ねてのお願いになり誠に恐縮ですが、以下の各質問にお答えの上、同封の返信用封筒に入れ、8月10日(木)までにポストにご投函くださいますようお願いいたします。

なお、「個人企業経済調査」本体の調査票をまだご提出いただけていない場合には、先にお渡ししている調査票に所定事項をご記入の上、至急ご提出いただきますようお願いいたします。

ご回答にあたって

- ・ご記入いただいた回答は統計的な処理をし、個々の回答を他の目的に利用することはありません。
- ・該当する選択肢に をつけてください。

第1部

問1 「個人企業経済調査」の調査期間中、調査員から調査票の配布を受けられましたか。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 直接会って配布を受けた | (問2へ) |
| 2. (郵便受け等で)間接的に配布を受けた | (問2へ) |
| 3. 配布を受けていない | (<u>第2部</u> へ) |

問2 すべての調査票をご提出いただけましたか。

- | | |
|------------------|----------|
| 1. すべて提出した | (問3へ) |
| 2. 提出していない調査票がある | (付問2へ) |
| 3. すべて提出していない | (付問2へ) |

(問2で「2」又は「3」と回答された方へ)

付問2 ご提出いただけなかった理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問3へ)

1. 官公庁はすでに行政情報を持っているはずなので、提出する必要はない
2. 忙しかったため
3. 調査の意義や必要性が理解できなかったため
4. 回答が難しい調査事項があったため
5. 調査員の訪問時間帯の配慮がなかったため
6. その他[]

問3 回答が難しく、回答できなかった調査事項はありましたか。あった場合には、当てはまるものにいくつでも をつけてください。(添付の調査票のコピーを参考にしてください。一度も調査票をご提出いただいていない場合には問4へ)

1. 「1 業況」
2. 「2 売上の状況」
3. 「3 営業利益の状況」
4. 「4 製品・商品・原材料の在庫状況」
5. 「5 資金繰りの状況」
6. 「6 今期の雇用状況」
7. 「7 従業者数」
8. 「8 売上金額及び仕入金額」
9. 「9 棚卸高」
10. 「10 営業経費」
11. 「11 給料賃金」
12. 「12 設備投資」

問4 調査員の対応についてはどう思いましたか。以下の(1)～(3)について、「1.とてもそう思う」、「2.そう思う」、「3.あまりそう思わない」、「4.全くそう思わない」のうち、最も当てはまるものに をつけてください。

(1) 印象が良かった・・・

1. とてもそう思う
2. そう思う
3. あまりそう思わない
4. 全くそう思わない

(2) 受け応えや対応がていねいだった・・・

1. とてもそう思う
2. そう思う
3. あまりそう思わない
4. 全くそう思わない

(3) 説明が的確だった・・・

1. とてもそう思う
2. そう思う
3. あまりそう思わない
4. 全くそう思わない

問5 今回の調査でお困りの点はございましたか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 調査員の訪問時間帯が適切ではなかった | |
| 2. 調査員の対応がてきぱきしていなかった | |
| 3. その他〔 | 〕 |
| 4. 特にない | |

問6 今回お伺いした調査員は、公務員（都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員）であることをご存知でしたか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

第2部

現在、総務省統計局では、「個人企業経済調査」を含め、これまで国（総務省統計局）・都道府県が行っていた事務の一部（調査票の配布、回収、整理など）を民間事業者に委託することを検討しています（ ）。

法律により業務を受託する民間事業者にも**守秘義務**がかかるため、調査票の内容が外部にもれることはありません。

（ ）これは、政府の方針である「公共サービスの改革」（国や地方自治体が行ってきた公共サービスについて、透明かつ公正な競争入札を行い、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する・いわゆる市場化テスト）の一環として行われるものです。

問7 今回のような統計調査の事務の一部を、国・都道府県が直接行うのと、国又は都道府県から委託を受けた民間事業者が行うのとどちらがよいと思いますか。最も当てはまるものに1つだけ をつけてください。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 国・都道府県でも民間事業者でもどちらでもよい | （ 問8へ） |
| 2. 国・都道府県がよい | （ 付問7-1へ） |
| 3. 民間事業者がよい | （ 付問7-2へ） |
| 4. 分からない | （ 問8へ） |

(問7で「2」と回答された方へ)

付問7-1 国・都道府県がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問8へ)

1. 国・都道府県の方が、ていねいな受け答えや対応をと思うから
2. 国・都道府県の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから
3. 国・都道府県の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから
4. 国・都道府県の方が、効率的に業務を進めると思うから
5. 国・都道府県の方が、知り得た情報を調査とは無関係な他の目的に使用することはないと思うから
6. 場合によっては、調査員ではなく、直接国・都道府県に質問できるから
7. 国・都道府県の方が、全般的に良いと思うから
8. その他〔

〕

(問7で「3」と回答された方へ)

付問7-2 民間事業者がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問8へ)

1. 民間事業者の方が、ていねいな受け答えや対応をと思うから
2. 民間事業者の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから
3. 民間事業者の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから
4. 民間事業者の方が、効率的に業務を進めると思うから
5. 民間事業者の方が、知り得た情報を調査とは無関係な他の目的に使用することはないと思うから
6. 国・都道府県から委託を受けた民間事業者であれば信頼できると思うから
7. 民間事業者の方が、全般的に良いと思うから
8. その他〔

〕

問8 その他、統計調査業務を民間事業者に委託することに関するご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

[]

ご協力ありがとうございました。

「個人企業に関する経済調査」に関する意識調査の結果について(結果概要)(未定稿)

1 調査の目的

「個人企業に関する経済調査(試験調査)」の調査対象に対し、事後的に意識調査を行うことにより、調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違い等を把握する。

2 調査の対象

「個人企業に関する経済調査(試験調査)」(平成18年7-9月期及び10-12月期で実施)の調査対象事業所を対象としている。

移転、廃業、休業等の事業所は除く。

3 調査の方法、スケジュール

調査終了後の事業所に対し、直接アンケート用紙を1月31日(調査対象事業所名簿の提出が遅れた一部事業所については2月8日)に送付。2月8日及び2月19日に督促状を送付し、2月27日までの到着分について集計を行った。(アンケート用紙は別紙のとおり)

4 回収結果

	配布数	有効回収	未回収等 1	有効回収率 (%)
試験調査 計	2,317	1,306	1,011	56.4%
調査A 全国	1,566	865	701	55.2%
調査B 北海道	162	80	82	49.4%
調査B 福井県	118	90	28	76.3%
調査B 静岡県	121	78	43	64.5%
調査B 京都府	133	71	62	53.4%
調査B 広島県	217	122	95	56.2%
本体調査 2	1,312	669	643	51.0%

1 白紙回収、不配達を含む。

2 平成17年7-9月期から平成18年4-6月期に調査を実施した事業所を対象

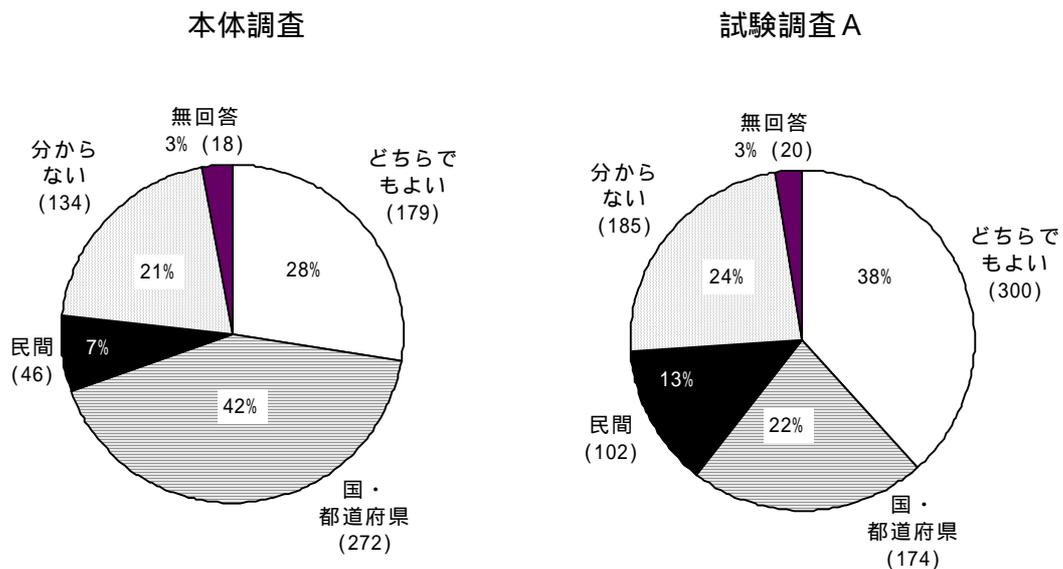
5 結果の概要

《本体調査と試験調査Aの比較》

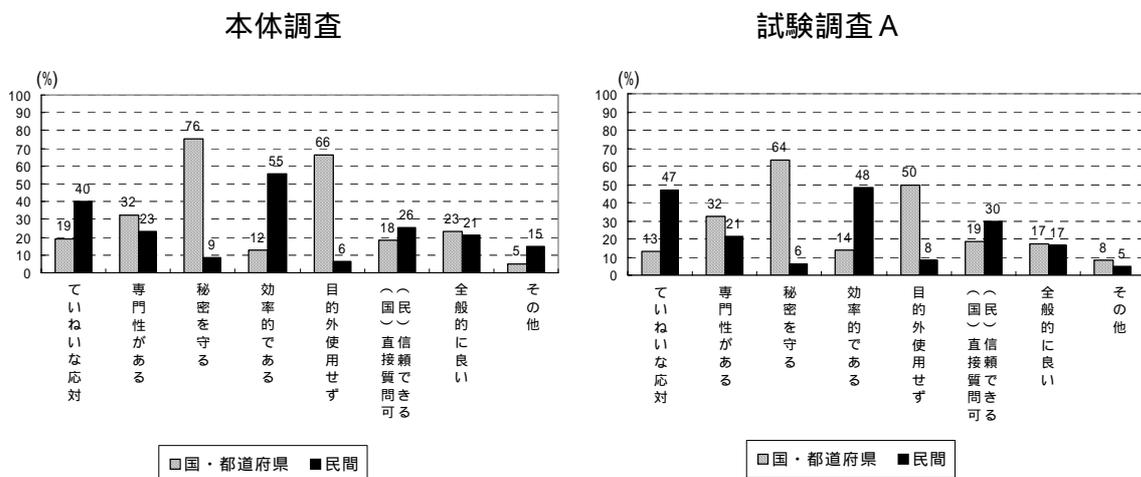
問7 統計調査の事務の一部はどちらが行ったほうがよいか

(対象：問1で調査票の配布を受けたと回答した事業所)

- ・「どちらでもよい」の割合は、試験調査Aの方が10ポイント高い。
- ・「国・都道府県がよい」の割合は、本体調査の方が20ポイント高い。
- ・「民間がよい」の割合は、試験調査Aの方が6ポイント高い。
- ・本体調査、試験調査Aともに「国・都道府県がよい」の割合が「民間がよい」よりも高いが、本体調査の35ポイント差に対して、試験調査Aでは9ポイント差になっている。



- ・「国・都道府県がよい」の理由は、回答の多い順に本体調査、試験調査Aともに「秘密を守る」、「目的外使用せず」、「専門性がある」の順になっている。
- ・「民間がよい」の理由は、回答の多い順に本体調査、試験調査Aともに「効率的である」、「ていねいな対応」、「信頼できる」の順になっている。



問6 調査員が民間の調査会社の調査員（本体調査は都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員）であることを知っていたか

（対象：問1で調査票の配布を受けたと回答した事業所）

- ・本体調査では、調査員の身分を「知っていた」の割合が4割程度であったのに対して、試験調査Aでは、民間の調査会社の調査員であることを「知っていた」の割合が6割程度と2割程度高くなっている。

	実数		割合	
	知っていた	知らなかった	知っていた	知らなかった
試験調査A	437	318	58%	42%
本体調査	240	368	39%	61%

問6 調査員の身分を知っていたか × 問7 統計調査の事務の一部はどちらが行ったほうがよいかのクロス集計は以下のとおり

（対象：問1で調査票の配布を受けたと回答した事業所）

本体調査

	どちらでもよい	国・都道府県	民間事業者	分からない	無回答	計
知っていた	32%	49%	6%	13%	0%	100%
知らなかった	26%	38%	8%	26%	1%	100%
無回答	15%	32%	0%	17%	37%	100%

試験調査A

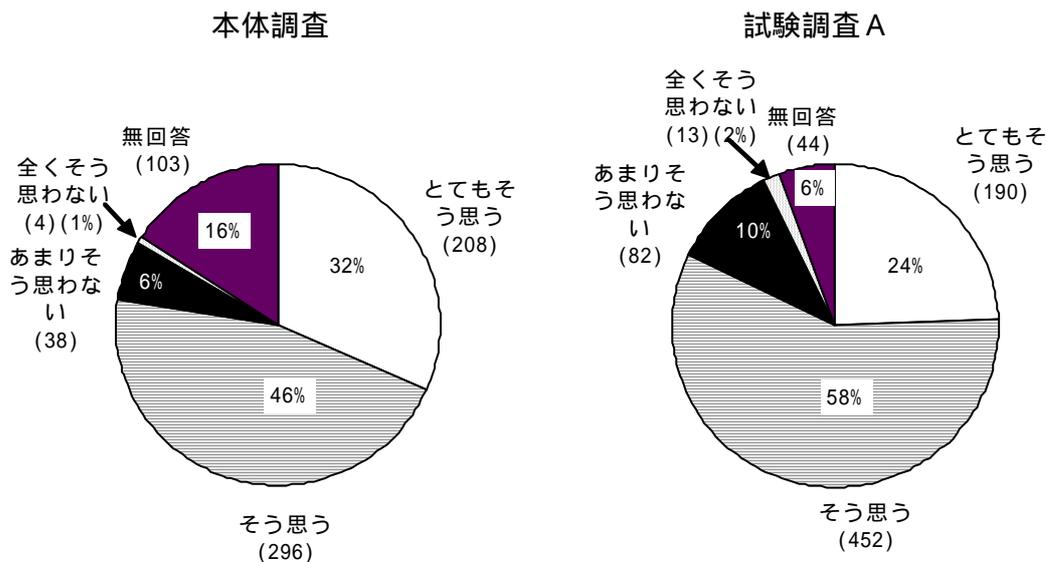
	どちらでもよい	国・都道府県	民間事業者	分からない	無回答	計
知っていた	43%	22%	15%	19%	2%	100%
知らなかった	34%	23%	11%	31%	1%	100%
無回答	19%	27%	4%	15%	35%	100%

問4 調査員の対応についての評価

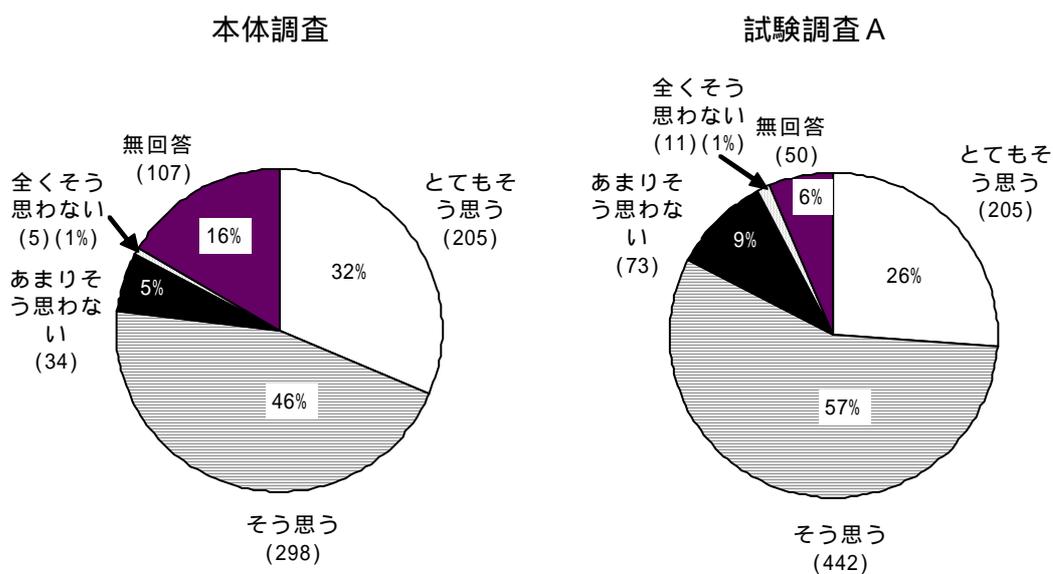
(対象：問1で調査票の配布を受けたと回答した事業所)

「とてもそう思う」の割合は、本体調査が高いが、「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせたプラスの評価では試験調査Aの方が高くなっている。本体調査では無回答の割合が多くなっており、無回答を除いたプラス評価とマイナス評価の割合は、ほぼ同じとなる。

(1) 印象が良かった

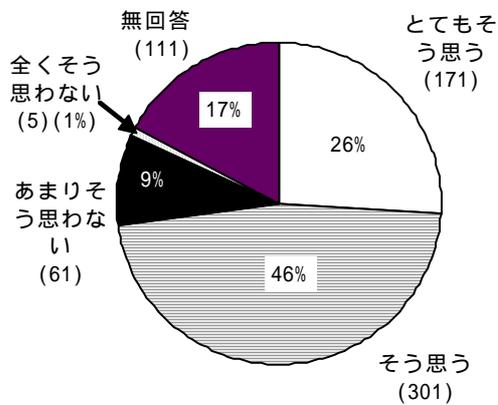


(2) 受け応えや対応がていねいだった

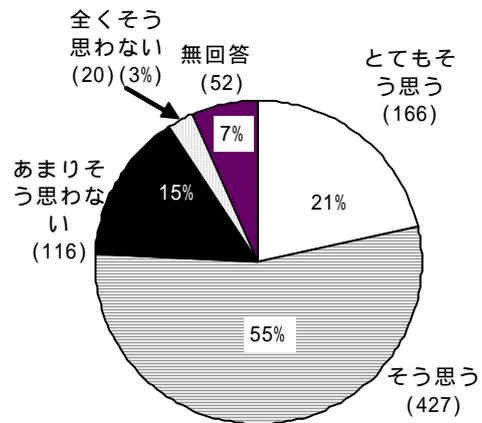


(3) 説明が的確だった

本体調査



試験調査 A



《試験調査 A》

問3 回答できなかった調査事項があると答えた事業所の割合

(対象：問2で調査票を提出したと回答した事業所)

	計	ある	割合
試験調査 A	746	237	32%

付問3 回答できなかった理由

(対象：問3で回答できなかった調査項目があると答えた事業所)

	記入の仕方 や意味が 分からない から	他人に知 られたく なかった から	回答する 必要性を 感じな かった から	空欄でも 構わない との説明 が調査員 からあ ったから	回答で きなかつ た理由を 忘れた	その他	無回答
試験調査 A	28	20	53	38	5	64	29
割合	12%	8%	22%	16%	2%	27%	12%

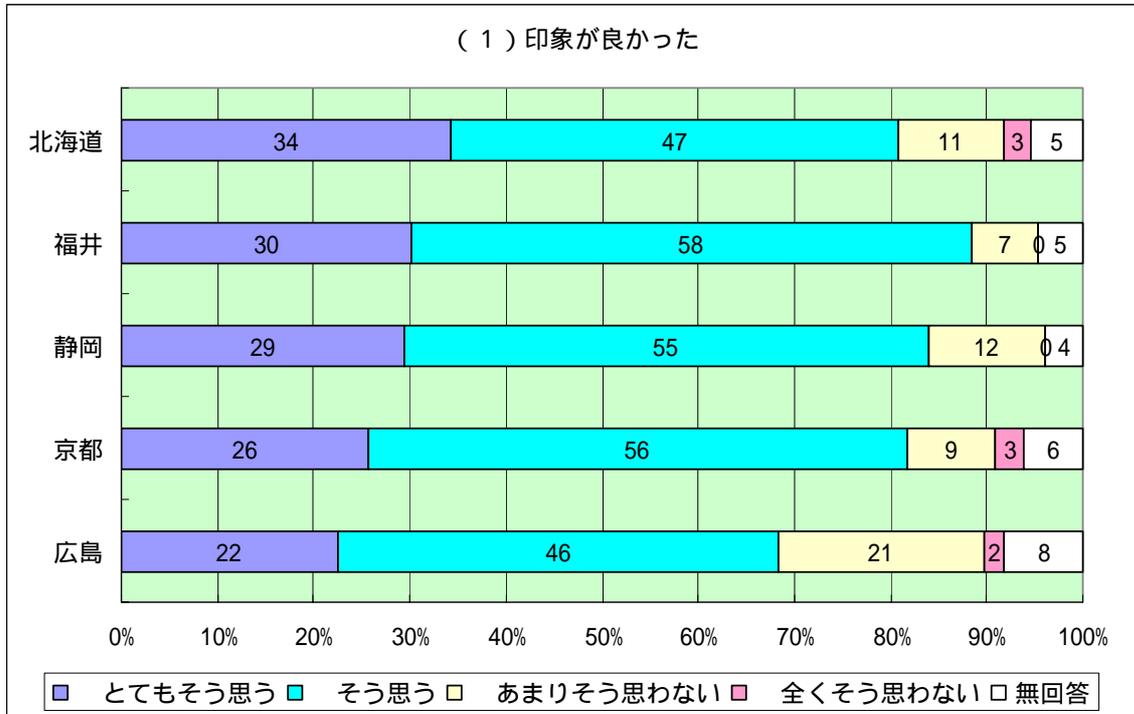
その他の自由記入では、従業員がいない、設備投資0円のためなど、0の記入漏れとみられる記入が多かった。

《試験調査B：会社別の比較》

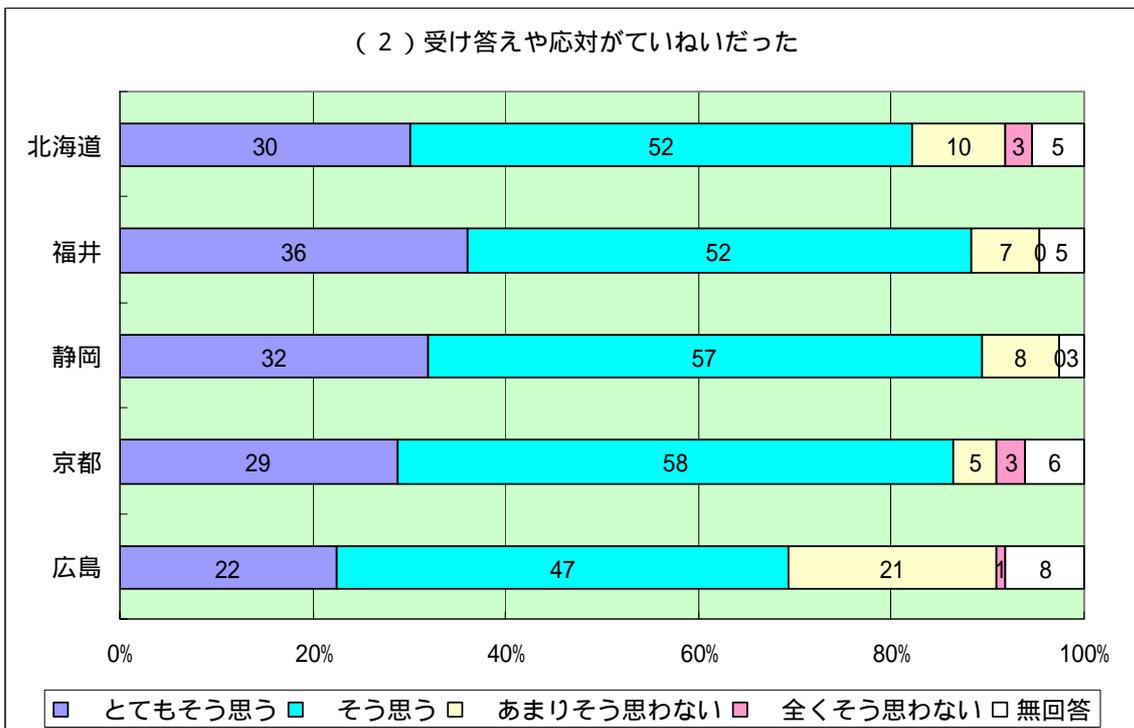
問4 調査員の対応についての評価

(対象：問1で調査票の配布を受けたと回答した事業所)

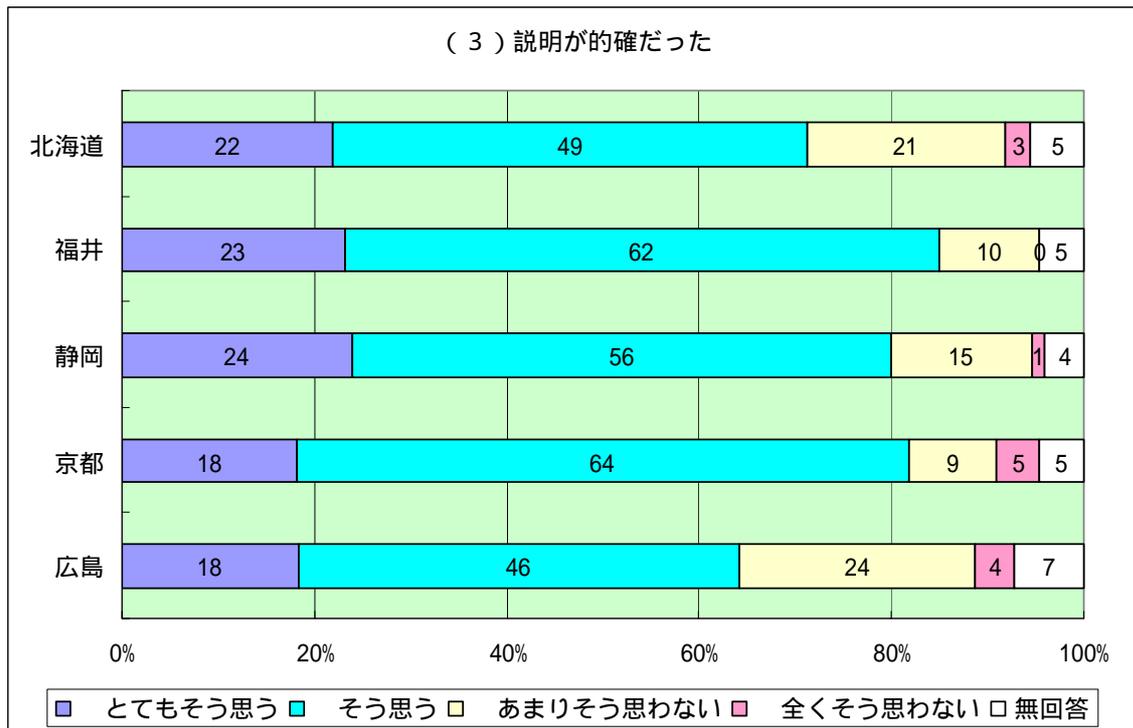
・調査員の印象については、「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせたプラスの評価が北海道から京都までは、8割を超えているのに対して、広島では7割を切っている。



・調査員の受け答えや対応については、印象と同様の結果となっている。



・調査員の説明が的確だったかについては、北海道で「あまりそう思わない」が印象や受け答えに対して高くなっている。



問3 回答できなかった調査事項があると答えた事業所の割合

(対象：問2で調査票を提出したと回答した事業所)

・会社別に大きな差はなく、調査員の対応との関連は見られない。

	計	ある	割合
北海道	70	19	27%
福井	85	24	28%
静岡	75	23	31%
京都	64	15	23%
広島	91	29	32%

付問3 回答できなかった理由

(対象：問3で回答できなかった調査項目があると答えた事業所)

	実数	記入の仕方や意味が分からないから	他人に知られたくなかったから	回答する必要性を感じなかったから	空欄でも構わないとの説明が調査員からあったから	回答できなかった理由を忘れた	その他	無回答
北海道	2	3	1	3	1	8	1	
福井	1	4	9	1	0	5	4	
静岡	2	1	5	1	2	9	3	
京都	3	2	2	1	1	4	2	
広島	1	4	7	3	2	5	5	
北海道		11%	16%	5%	16%	5%	42%	5%
福井		4%	17%	38%	4%	0%	21%	17%
静岡		9%	4%	22%	4%	9%	39%	13%
京都		20%	13%	13%	7%	7%	27%	13%
広島		4%	15%	26%	11%	7%	19%	19%

「個人企業に関する経済調査」にご協力いただいた方へ

先日は、総務省統計局がお願いした「個人企業に関する経済調査」にご協力いただき、ありがとうございました。

このたび、総務省統計局では、調査を受けられた皆様に事後的にアンケートを実施することになりました。重ねてのお願いになり誠に恐縮ですが、以下の各質問にお答えの上、同封の返信用封筒に入れ、 月 日 ()までにポストにご投函くださいますようお願いいたします。

なお、「個人企業に関する経済調査」本体の調査票をまだご提出いただけていない場合には、先にお渡ししている調査票に所定事項をご記入の上、至急ご提出いただきますようお願いいたします。

ご回答にあたって

- ・ご記入いただいた回答は統計的な処理をし、個々の回答を他の目的に利用することはありません。
- ・該当する選択肢に をつけてください。

第1部

問1 昨年6月及び10月に、「個人企業に関する経済調査」の調査員から調査票の配布を受けられましたか。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 直接会って配布を受けた | (問2へ) |
| 2. (郵便受け等で)間接的に配布を受けた | (問2へ) |
| 3. 配布を受けていない | (<u> 第2部 </u> へ) |

問2 昨年10月及び本年1月に平成18年7～9月期分又は10～12月期分の調査票をご提出いただきましたか。

- | | |
|----------------|----------|
| 1. 両方とも提出した | (問3へ) |
| 2. 1回だけ提出した | (付問2へ) |
| 3. 両方とも提出していない | (付問2へ) |

(問2で「2」又は「3」と回答された方へ)

付問2 ご提出いただけなかった理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問3へ)

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 官公庁はすでに行政情報を持っているはずなので、提出する必要はない 2. 忙しかったため 3. 調査の意義や必要性が理解できなかったため 4. 回答が難しい調査事項があったため 5. 調査員の訪問時間帯の配慮がなかったため 6. その他 [|] |
|---|---|

問3 ご回答できなかった調査事項はありましたか。あった場合には、当てはまるものにいくつでもをつけてください。(添付の調査票のコピーを参考にしてください。一度も調査票をご提出いただいていない場合には問4へ)

<ol style="list-style-type: none">1. 「1 業況」2. 「2 売上の状況」3. 「3 営業利益の状況」4. 「4 製品・商品・原材料の在庫状況」5. 「5 資金繰りの状況」6. 「6 今期の雇用状況」7. 「7 従業者数」8. 「8 売上金額及び仕入金額」9. 「9 棚卸高」10. 「10 営業経費」11. 「11 給料賃金」12. 「12 設備投資」	} (付問3へ)
--	-----------

(問3で一つでもつけた方へ)

付問3 ご回答いただけなかった最も大きな理由は何ですか。最も当てはまるものに1つだけをつけてください。(回答後は問4へ)

<ol style="list-style-type: none">1. 記入の仕方や意味が分からないから2. 他人に知られたくなかったから3. 回答する必要性を感じなかったから4. 空欄でも構わないとの説明が調査員からあったから5. 回答できなかった理由を忘れた6. その他 []
---	---

問4 調査員の対応についてはどう思いましたか。以下の(1)~(3)について、「1.とてもそう思う」、「2.そう思う」、「3.あまりそう思わない」、「4.全くそう思わない」のうち、最も当てはまるものにをつけてください。

(1) 印象が良かった・・・

1. とてもそう思う	2. そう思う	3. あまりそう思わない	4. 全くそう思わない
------------	---------	--------------	-------------

(2) 受け応えや対応がていねいだった・・・

1. とてもそう思う	2. そう思う	3. あまりそう思わない	4. 全くそう思わない
------------	---------	--------------	-------------

(3) 説明が的確だった・・・

1. とてもそう思う	2. そう思う	3. あまりそう思わない	4. 全くそう思わない
------------	---------	--------------	-------------

(問7で「2」と回答された方へ)

付問7-1 国・都道府県がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問8へ)

1. 国・都道府県の方が、ていねいな受け答えや対応をすると思うから
2. 国・都道府県の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから
3. 国・都道府県の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから
4. 国・都道府県の方が、効率的に業務を進めると思うから
5. 国・都道府県の方が、知り得た情報を調査とは無関係な他の目的に使用することはないと思うから
6. 場合によっては、調査員ではなく、直接国・都道府県に質問できるから
7. 国・都道府県の方が、全般的に良いと思うから
8. その他〔 〕

(問7で「3」と回答された方へ)

付問7-2 民間事業者がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問8へ)

1. 民間事業者の方が、ていねいな受け答えや対応をすると思うから
2. 民間事業者の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから
3. 民間事業者の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから
4. 民間事業者の方が、効率的に業務を進めると思うから
5. 民間事業者の方が、知り得た情報を調査とは無関係な他の目的に使用することはないと思うから
6. 国・都道府県から委託を受けた民間事業者であれば信頼できると思うから
7. 民間事業者の方が、全般的に良いと思うから
8. その他〔 〕

問8 その他、統計調査業務を民間事業者に委託することに関するご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

個人企業に関する経済調査 受託事業者からのヒアリング結果(概要)

統計局において整理

		調査A	調査B			
		A社(全国)	B社(北海道)	C社(福井県・静岡県)	D社(京都府)	E社(広島県)
1 調査実施状況等	調査全般の感想	回収率は全体的には本調査と比べても遜色ないと思うが、十分な回収が得られない地域もあった。	個人情報意識の高まり故か、なかなか協力が得られず、想像以上に調査実施が困難だった感がある。 今回入札したのは、今後の官業のアウトソーシングの進展を見据え、この分野で経験を積んで実績を上げたいというのが理由・動機である。	会社の知名度もあり、また、調査にあたっては国から委託を受けていることを強調したので、客体から不信感を寄せられるということはなかった。 調査員が財務諸表などの経理項目に知見を有していたので、第2面のようなある程度難しい項目についても調査が滞りなく進んだ感がある。	個々の調査員には現場での苦労はあったようだが、客体は総じて協力的で、全体的には思っていたより調査はやり易かった。 調査協力については、社名により信頼が得られた部分もあるが、国が実施している調査であることが大であったと思われる。	社名により調査がやり易いものとなった、ということはなかった。 入札したのは、事業拡大のためであるが、国(総務省)の名を前面に出せば、円滑に協力が得られると見込んだからということもある。
	調査員選定等について	調査地域に精通し調査の経験を有する者の選定を心がけたが、結果として動員可能な者で対応せざるを得なかった。 報酬は、業務に要する人日を見積もり、それに時間単価を掛けて算出(世論調査等では枚数単価制) (公的統計の)統計調査員の経験がある調査員は良い成績を示したが、一方で、経験浅く未熟な調査スタッフは「棚卸し」という項目一つとっても呑み込みが遅い。	過去の調査での付き合いもあるので、調査員の候補者の推薦は商工会議所連合会に依頼し、当該候補者の中から選定した。 ・官の統計調査員を用いることも一案だったかもしれないが、当時は思いが至らなかった。 ・継続的に調査を受託しているわけではないので、自社で恒常的に調査員を確保してはいない。 報酬は、想定される時間×1000円で計算。仕様書から時間を計算するので、結果として固定給。	選任にあたっては、本社に常時登録している調査員の中から、普段から法人・個人企業を対象とした訪問調査を行っており、調査地域の実情に詳しく、会計の知識を有する者を選定した。 ・上記の基準を厳格に適用した結果、受託業務に当たって能力のある調査員を確保することができた。	選任に当たっては、調査地域からの近さ、官の調査の経験等を考慮し、会社に登録している調査員()の中から選定。 ・結果的に、調査経験が豊富な調査員が大多数。 (新聞広告等で募集。各調査員は4・5社に同時に登録するのが通例。) 報酬は基本的には枚数単価制(交通費は別途) 訪問留置調査が減っているので、調査員を登録しておく必要性が低い。	当初は、調査員として、公的統計の調査経験を有し、調査地域にも精通した者の選任を心がけたが、業務開始までに間に合わず、結果として動員可能な者から選定することとなった。 報酬は、実際にかかった時間×時間給で計算。仕様書等からあらかじめ時間を見積もったが、その時間を超過する結果となった。
	調査票の配布・収集、検査等の体制	未記入等の記入不備が本体調査に比して多いことについては、対処方針に関する指示が現場まで徹底されていなかったことのほか、調査票に未記入等があっても現場で強く補正を求めると拒否されるおそれがあったため取集を優先してしまったことが要因としてであると考える。 検査に関しても、調査票を受け取るとを優先するあまり取集時の検査が十分行えなかったほか、調査票の検査の方法・手順が個別の調査員にまで徹底されていなかった面もある。 このような状況の改善には、経理項目に関する知見を深める等、調査員の専門性を高めることが第一と考える。	客体から拒否を示された場合、再度強く依頼することはしなかった。 ・また、調査への協力を取り付けたとしても、詳細に説明を行うと手間に感じられ拒否されるおそれがあったことから、記入方法について十分な説明ができなかったケースもあった。 検査については、調査員への指示は行っているものの、徹底されていたとは言えない。 ・特に7-9月期については、本社において調査員が行うべき検査の大部分を行わざるを得ないこととなり、それに多大な時間を要した。 代替が多かった理由としては、配布時の説明不足もあると思うが、申告義務がないことも一因ではないが。	経験豊富な調査員のノウハウや巧みな話術により円滑に取集できた一面もある。 非協力的な客体に対しては、基本的には、支店長が同行して再度依頼を行い、それでも協力不可能と判断された客体については、支店長の判断のもと、代替を行った。 調査票の検査は調査スタッフ 指導員 支店 本社の4層体制で行った。これにより、不備が発見された時でも調査スタッフまで指示を出す等により末端まで追跡可能となった。	非協力に対しては、国の統計調査の意義・秘密が保護されることを誠意をもって伝え、協力を促した。それでも応じない場合にやむなく代替を行った。 調査票の検査は、調査スタッフ アシスタント 社員の3層体制で行い、不備があった場合、調査スタッフに連絡し確認するよう指示。それでも検査項目の理解の不徹底、検査の見落とし故の記入不備がある程度発生してしまう結果となった。	取集時に客体から「わからない」との回答があった場合には、深く追求せずそのまま提出させるよう指導していた。 検査にあたっては、審査担当のスタッフは設置しなかった。 また、未記入等については、会社からはごく簡単に確認する程度であり、客体を再度訪問して確認し、不備については補正するよう調査員に指導を行うことはしなかった。 ・記入不備が多いのは、こうした審査体制の甘さゆえと認識。 ・なお、調査員には、収集した調査票への追加記入は一切行わないよう指導していた(必要な修正であっても「メイキング」に当たる、と誤解していた。)

個人企業に関する経済調査 受託事業者からのヒアリング結果(概要)

統計局において整理

		調査A	調査B			
		A社(全国)	B社(北海道)	C社(福井県・静岡県)	D社(京都府)	E社(広島県)
2 意見・要望等	費用の予定と実績の比較について	約220万円の赤字 ・契約金額:1,775万円 ・実績金額:約2,000万円	約70万円の赤字 ・契約金額:265万円 ・実績金額:約330万円	(福井)約170万円の赤字 ・契約金額:263万円 ・実績金額:約440万円 (静岡)約130万円の赤字 ・契約金額:294万円 ・実績金額:約420万円	約150万円の赤字 ・契約金額:252万円 ・実績金額:約400万円	約70万円の赤字 ・契約金額:158万円 ・実績金額:約220万円
	今後の統計調査の受託可能性について	発注予算とコストとを比較検討した上で判断したい。	今回調査と同じ仕様・コストの調査では、積極的な参加は難しく、現時点では即答しかねる。	今後、同様に事業所・企業を対象とした調査があれば、調査員調査に関する当社のインフラ・経験を活用することも可能であるので、是非引き受けることを検討したい。 全県に調査員を配置しており、これまで受託した各種調査の経験の蓄積もあるので、今後、大規模調査があっても対応は可能。	調査Bと同様の規模・周期(四半期)の調査であれば、事業所・企業を対象とした調査のみならず世帯対象の調査であっても、基本的には受託可能。 しかしながら、調査対象地域と客体が増大すると調査員のコスト増につながるため、受託可能性の検討に当たっては調査規模を検討する必要。	現時点では受託不可能だが、契約期間が3年程度の長期になれば専属の調査員・社員の確保が容易になり、受託可能になると考える。
	今後の統計調査の民間開放に向けての意見・要望等	特になし	調査への協力依頼のために何度も訪問した等の正当な理由があれば、契約金額を増額して欲しい。 ・しかしながら、インセンティブとしての金額増額については、調査の迅速化には効果があるかもしれないが、回収に重きを置く余りに事務手順が省略される危険もあるのではないかと。 ・ディスインセンティブについても、調査対象の状況変化により回収率等に影響が及ぼされるような、受託者では制御不可能な事態でもペナルティが課されることになるので、好ましくないと認識。 商工会と連携したことにより調査が円滑に進んだ側面もある。仕様書等の策定に当たっては、そのような事情を考慮して条件を設定されたい。	回収率・記入率の目標については、100%を目指すのが本来であるから、ディスインセンティブしか設定し得なくなる。そうかといって目標を100%未満に引き下げることは問題があると認識。慎重に検討すべき。	用品等の指定が厳しい印象。実地確認や統計調査ニュースは効果が費用に見合っていない。これらを省いても同様の効果が得られる方法はあると思う。 価格のみならず質も考慮する入札方式がよい。 インセンティブは有難いが、回収率や「質」をどのように測定するかを明確にする必要がある。安直に導入すると、「質」があるそかにされるおそれがある。 総務省の問い合わせ先が客体にも分かるように明示されたい。総務省から身分証明書を発行されたい。	事務要領が分かりにくかった。図解すべきではないか。 兼任ではなく専任での調査員・社員を継続的に確保可能とするためにも、単年度契約ではなく3年程度の長期契約とされたい。
3 その他		民間の創意工夫を発揮できる余地があるかについては、今回の経験がどのように寄与するかによると考えられる。	商工会と連携して調査を行ったが、代替を行った場合でも商工会加盟事業所から偏って集まることのないよう留意する等、業務は仕様書どおりに行った。 企業の経営調査の経験はあるが、公的統計の受託経験はない。	特になし	大企業を対象とした調査の経験はあるが、個人企業対象の調査をこれほど大規模に行った経験はほとんどない。	電話調査・世論調査の経験はあるが、訪問留置方式での統計調査についてはこれまで受託経験がない。

家計消費状況調査の実施状況について(未定稿)

平成19年2月26日

調査の概要

家計消費状況調査は、家計調査を補完するものとして、家計において購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費やIT関連消費の実態を安定的に捉え、個人消費動向の一層の的確な把握に資することを目的として、平成13年10月以来、民間委託により始められたものである。

調査の期間	: 毎月(調査世帯は1年間継続して調査)
調査の対象	: 全国3万世帯(全国3千地点)
調査事項	: 世帯に関する事項、特定の商品・サービス(合計64品目)の1か月間の支出金額 など
調査の方法	: <ul style="list-style-type: none">・調査員による留置き調査法及び郵送調査法の併用・調査員(750名)は、1名あたり4つの調査地点を担当し、それぞれの調査地点で10世帯(うち1世帯は単身世帯)を調査
結果の公表	: 調査月の翌々月上旬に速報を、中旬に確報をインターネットで公表
結果の利用	: <ul style="list-style-type: none">・消費動向の更なる的確な把握のため、購入頻度が少ないために振れが大きい高額商品等について家計調査を補完・QE(四半期別GDP速報値)の推計に利用
特 徴	: <ul style="list-style-type: none">・家計簿に記入する形式である家計調査と比べ、予め固定項目が印刷された調査票形式のため、記入者負担が少ない・労働力調査が、市町村を超えて調査地点が変更されるため調査員を選任し直す必要があるのに比べ、調査地点の移動を同一市町村内としていることから調査員確保が容易
民間委託の経緯	: 都道府県に対して新たな事務負担をかけないこと、承認統計であること、調査票が簡易であること等を総合的に判断し、民間委託による実施を決定

調査の実施状況

(1) 調査開始時の委託業者の決定方法等

入札の方法 : 一般競争入札により業者を決定

業務委託の範囲: 調査の実査から製表までを包括的に委託

業務の質の確保: 調査世帯の確保及び訪問による調査票の回収については100%、また、郵送による調査票回収の有効回収率は、70%以上の目標値を設定

なお、秘密の保護等については、調査関係書類及び用品を委託した業務以外に使用しない旨の誓約書を提出させるとともに、情報の管理規程の作成を指示

(2) 当初の業者における実施状況

不正行為発生前まで

- 平成 17 年 6 月分までの回収率は、訪問回収 85%以上、郵送回収 7 割弱で概ね安定的に推移していた（3 万世帯のうち、訪問回収 1 万世帯、郵送回収 2 万世帯、これらの世帯は毎月、ローテーションで変更している）。

不正行為の発生

- 平成 17 年 8 月に調査員による不正行為が発覚した。

（不正行為の内容）

調査期間の途中で世帯から拒否の申し出があったにもかかわらず、調査継続世帯約 2 万 7 千世帯のうち 52 世帯（全体の 0.2%）について、そのまま調査を継続していたかのように装って調査員が調査票を作成・提出していた。

- 調査継続中の全調査客体への電話監査実施（17 年 6・7 月分）不正行為公表（17 年 9 月）を経て、回収率は 17 年 6 月分から 10 月分までの間に、訪問回収で 4.3 ポイント、郵送回収で 3.5 ポイント、全体で 3.8 ポイント低下した。
- この間、不正行為の実態の調査等のため、17 年 6 月分の確報を 2 か月間、同 7 月分について 1 か月間、公表を延期した。これらについては、不正行為の全容を把握した後、不正に作成された可能性のある調査票を除外して集計を行い 17 年 10 月に公表した。（その後、16 年 7 月分まで遡及集計を実施し、17 年 12 月に公表した。）

(3) 業者の切替時の状況

新業者決定までの措置等

- ・ 不正行為を受け、旧業者との契約は平成 17 年度一杯で打ち切ることとした。
- ・ 調査開始時に応札実績のあった調査会社等へのヒアリングの結果、単独で確実に受託できる事業者の存在が危ぶまれたこと、及び不測の事態に備えた危険分散のため、結果表の作成・審査に係る業務を除き、2社に分割して発注することとした。
- ・ その他、基本的な調査方法は維持しつつ、以下の点を変更した。
(変更点)
 - ・ 監査の新規実施(新業者及び統計局で実施)
 - ・ 結果表の作成・審査は統計センターに委託
 - ・ 世帯への訪問回収の回数を 4 回から 3 回に変更
 - ・ 上記の結果、訪問回収は 7500 世帯、郵送回収は 22500 世帯へと変更
 - ・ 調査員の負担軽減策(調査期間(一年)の延長容認及び訪問回収の目標率変更(90%))
- ・ 18 年 1 月に一般競争入札を実施した結果、1 社が落札したが、残る 1 社については、3 社が参加して再度入札(予決令 82 条)を行ったが落札者がなかったため、不落随意契約(予決令 99 条の 2)により 1 社と契約した。

業者切替時に生じた問題

- ・ 訪問回収の世帯への業者変更案内配布(17 年 11 月分~18 年 2 月分)、業者切替実施(18 年 3 月分)を経て、回収率は 17 年 11 月分から 18 年 4 月分までの間に、訪問回収で 9.8 ポイント、郵送回収で 11.4 ポイント、全体で 12.5 ポイント低下した。
- ・ 旧業者からの継続調査世帯を中心に、平成 18 年 2~4 月にかけて、調査世帯から統計局への苦情・拒否の申出が多数寄せられた。

(4) 新業者における実施状況

- ・ 回収率は切替時に比べるとやや持ち直したものの、訪問回収で約 70%、郵送回収で 50%強、全体で 60%弱と、以前の水準には及ばない。また、現在の 2 社の間でも回収率の水準及び傾向に大きな相違が見られる。
- ・ 記入状況については、新旧業者間での評価基準が異なることから、正確な比較は困難である。ただし、新業者間でみると大きな差は認められない。

業者の実施体制

- ・ 新業者の落札金額、資本金、社員数、登録調査員数等の比較

	新業者 A	新業者 B	旧業者
契約金額 (消費税抜き)	267 百万円 (平成 18 年度)	300 百万円 (平成 18 年度)	556 百万円 (平成 17 年度)
資本金	12 百万円	100 百万円	170 百万円
社員数	35 名	110 名	32 名
登録調査員数	1000 名	900 名	700 名

- ・ 新旧業者間では、支社の有無や社員数などについては違いが見られる。調査員の質については、調査員の経歴等について情報を入手することが困難であることから、正確な比較は難しい。

家計消費状況調査の実施状況から示唆される課題（例）

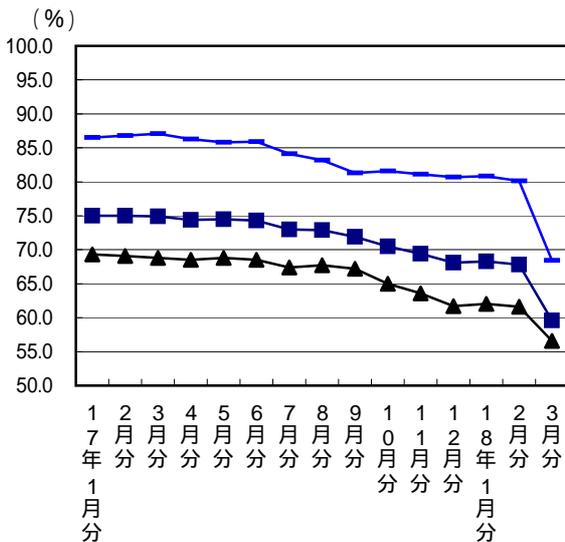
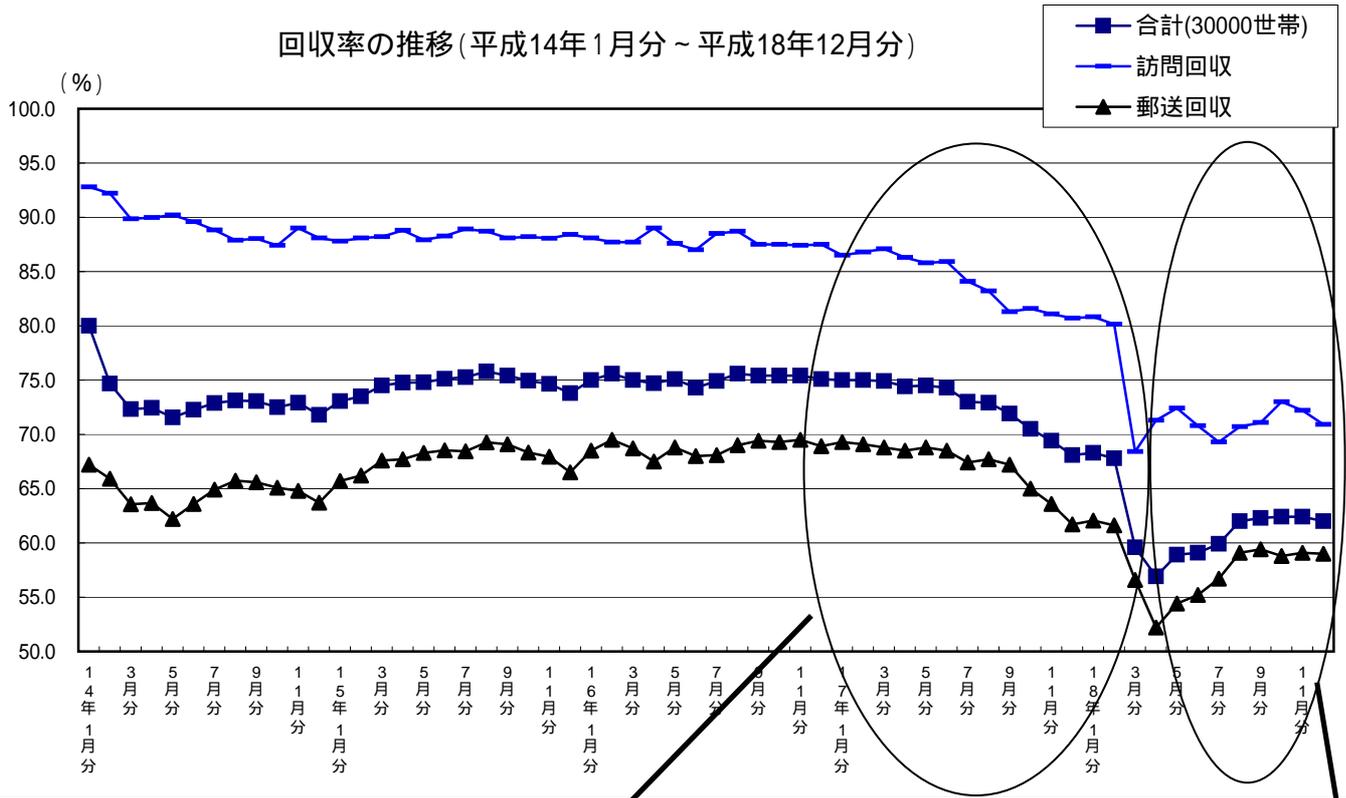
契約上、回収率の目標を示すのみでは十分な回収率の向上は実現できていない。回収率改善のための効果的なインセンティブの在り方について検討することが必要。

民間事業者が雇用している調査員の質について、評価・把握する方法の検討が必要。

同一世帯の調査期間中の委託業者の変更は避けることが必要。

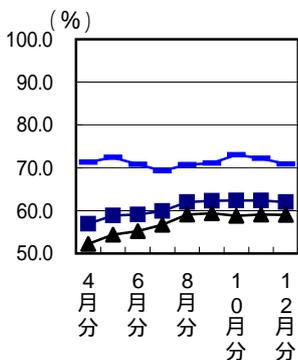
ごく一部の調査員であっても不正行為を起こすことのないよう、効果的な内部統制やモニタリング等の仕組みが必要であるとともに、万一の場合のリスクに留意することが必要。

回収率の推移 (平成14年1月分～平成18年12月分)



回収率の低下要因

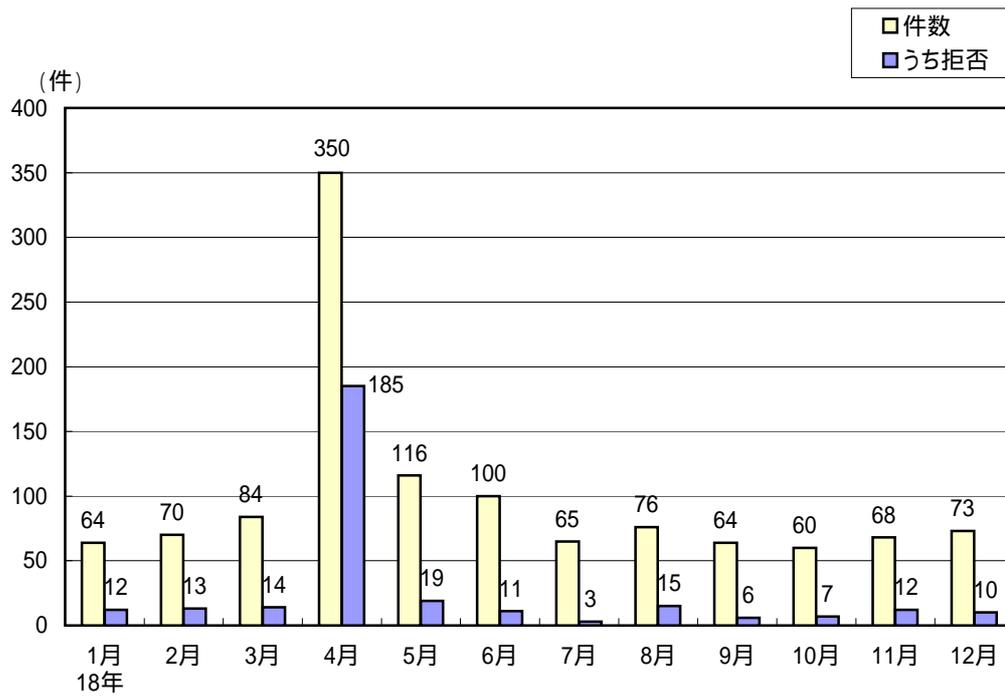
- 平成17年4月(3月分の回収月):
個人情報保護法の適用開始
- 平成17年8月～9月(7・8月分の回収月):
調査継続世帯(約27000世帯)への電話監査実施
- 平成17年10月(9月分の回収月):
不正行為の事実を公表(記者発表及び統計局HP)
- 平成17年12月～18年3月(11月分～2月分の回収月):
訪問回収の世帯へ業者変更の案内の配布を開始
- 平成18年4月(3月分の回収月):
委託業者の切り替えを実施



回収率低下時の対応 (委託業者への指導)

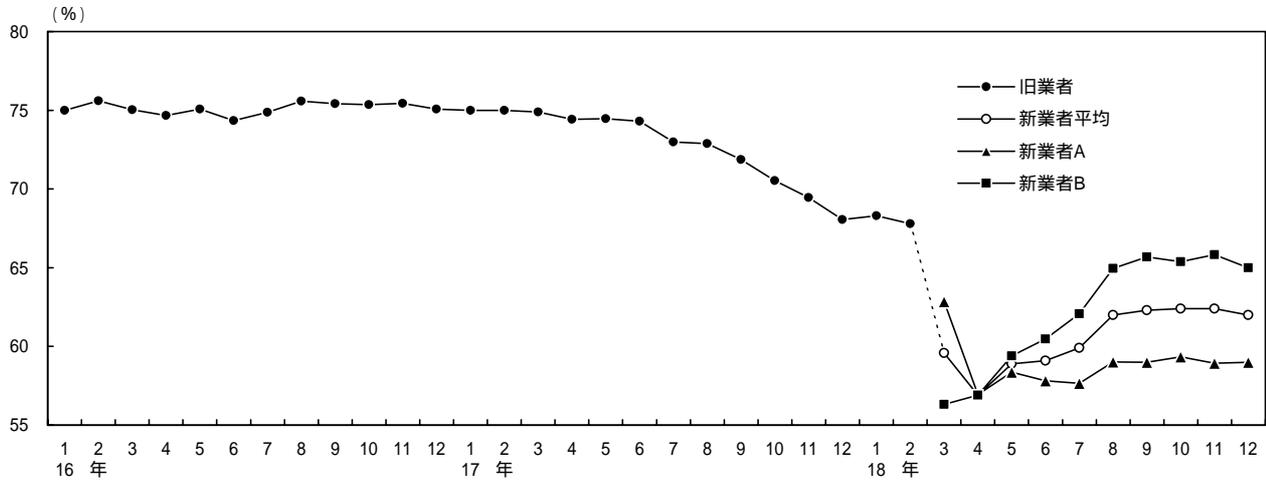
- 平成18年1月:
17年度委託業者に対し、回収率向上のための対応策の策定及び実施を指示
- 平成18年7月:
18年度委託業者に対し、回収率向上のための対応策の策定及び実施を指示
- 平成18年10月:
その後も回収率の向上が見られないため再度、向上案の提示及び実施を指示

調査世帯から統計局への電話件数

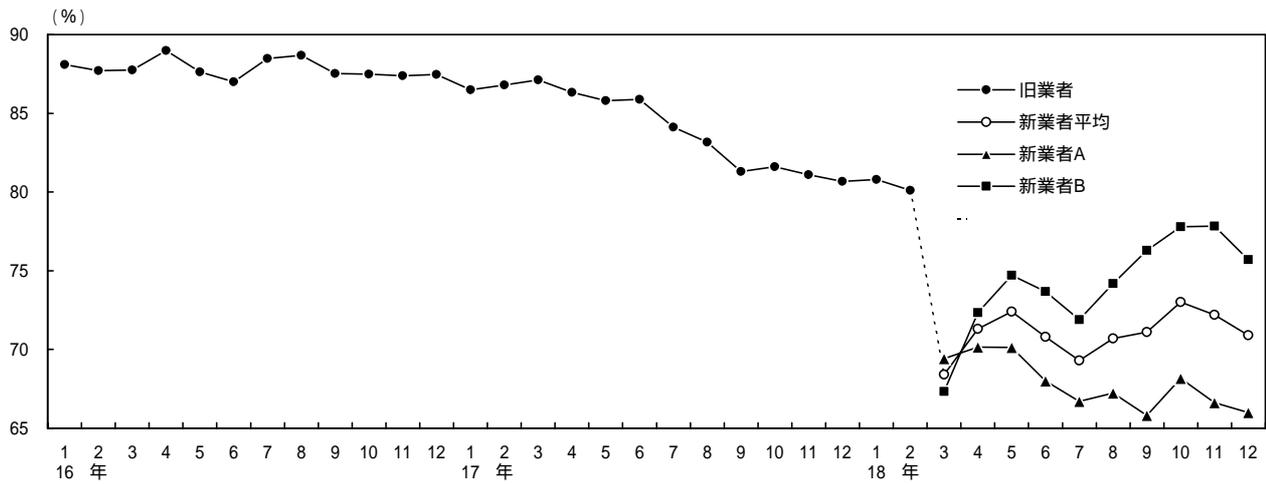


家計消費状況調査 回収率の推移

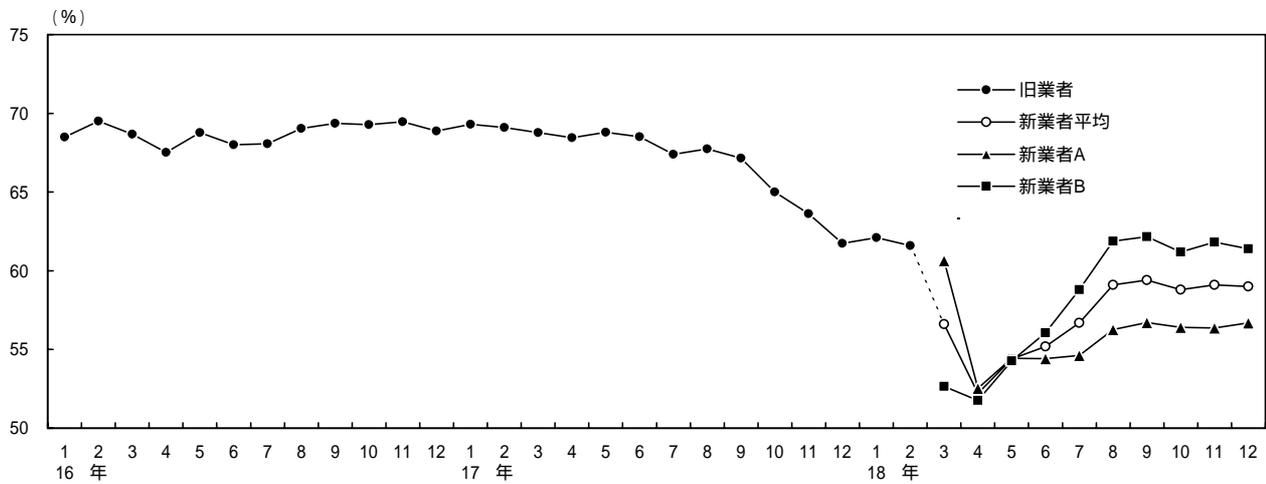
(総数)



(訪問)



(郵送)



【国直轄調査の民間開放】

科学技術研究調査における民間競争入札実施要項

1 科学技術研究調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 科学技術研究調査の概要等

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、「企業等」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」に対し、毎年 3 月 31 日現在で把握している。

なお、従来、調査は国（総務省統計局）から調査客体に対して、直接、調査票を郵送し、記入された調査票を郵送又はインターネットにより回収する方法で実施してきている。

ア 調査の対象

調査の対象は、「企業等」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」である。

・企業等（標本調査）

資本金 1000 万円以上の会社並びに特殊法人等及び独立行政法人（非営利団体・公的機関及び大学等に含まれるものを除く。）

・非営利団体・公的機関（全数調査）

人文・社会科学、自然科学等に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的とする国・公営の研究機関、特殊法人等、独立行政法人（大学等に含まれるものを除く。）及び営利を目的としない民間の法人

・大学等（全数調査）

大学の学部（大学院の研究科を含む。）短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学附置研究施設並びに大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

イ 調査の規模

調査の規模は、約 18,000 客体（内訳 企業等：約 14,000、非営利団体・公的機関：約 1,000、大学等：約 3,000）

ウ 調査時期

調査日の属する年の 5 月 16 日から 7 月 15 日までの間において行う。

エ 調査事項

企業等、非営利団体・公的機関及び大学等の別に、それぞれ「調査票甲」、「調査票乙」及び「調査票丙」を用い、以下の事項について調査する。

なお、「調査票甲」は 2 種類あり、企業等のうち資本金 1 億円以上の会社並びに特殊法人等及び独立行政法人を「調査票甲（企業等 A）」、資本金 1 億円未満の会社を「調査票甲（企業等 B）」で調査する。

(ア) 調査票甲（企業等 A）

1 名称

- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 記入者
- 5 企業等の現況
- 6 従業者総数
- 7 資本金
- 8 総売上高
- 9 営業利益高
- 10 国際技術交流の有無
- 11 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額
- 12 研究実施の有無
- 13 研究関係従業者数（研究者、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者、研究者のうち博士号取得者の別）
- 14 採用・転入（新規採用者、転入者の別）、転出研究者数
- 15 研究者の専門別内訳（19区分）
- 16 社内で使用した研究費（人件費、原材料費、有形固定資産の購入費、リース料、その他の経費、有形固定資産の減価償却費の別）
- 17 性格別研究費（基礎、応用、開発の別）
- 18 製品・サービス分野別研究費（31区分）
- 19 特定目的別研究費（ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、物質・材料分野、ナノテクノロジー分野、エネルギー分野、宇宙開発分野、海洋開発分野の別）
- 20 社外から受け入れた研究費（国・地方公共団体、特殊法人・独立行政法人、会社、私立大学、非営利団体、外国の別）
- 21 社外へ支出した研究費（国・地方公共団体、特殊法人・独立行政法人、会社、私立大学、非営利団体、外国の別）

(1) 調査票甲（企業等B）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 記入者
- 5 企業等の現況
- 6 従業者総数
- 7 資本金
- 8 総売上高
- 9 営業利益高
- 10 国際技術交流の有無
- 11 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額
- 12 研究実施の有無
- 13 研究関係従業者数（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 14 採用・転入（新規採用者、転入者の別）、転出研究者数

- 15 研究者の専門別内訳（19 区分）
- 16 社内で使用した研究費（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）
- 17 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）
- 18 社外から受け入れた研究費（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）
- 19 社外へ支出した研究費（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）

(ウ) 調査票乙（非営利団体・公的機関）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 記入者
- 5 研究実施の有無
- 6 従業者総数
- 7 支出総額
- 8 主な事業及び研究の内容
- 9 支所又は分場の名称及び所在地
- 10 研究内容の学問別区分（11 区分）
- 11 研究関係従業者数（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）
- 12 採用・転入（新規採用者、転入者の別）、転出研究者数
- 13 研究者の専門別内訳（24 区分）
- 14 内部で使用した研究費（人件費、原材料費、有形固定資産の購入費、リース料、その他の経費の別）
- 15 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）
- 16 特定目的別研究費（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）
- 17 外部から受け入れた研究費（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）
- 18 外部へ支出した研究費（区分は「調査票甲（企業等 A）」と同じ。）

(I) 調査票丙（大学等）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 記入者
- 5 大学等の種類（大学の学部、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関、その他の別）
- 6 分校・分場の名称及び所在地
- 7 研究内容の学問別区分（12 区分）
- 8 従業者数（研究関係従業者数（「調査票甲」の研究者を、本務者（教員、大学院博士課程の在籍者、医局員・その他の研究員）及び兼務者に分けた。）研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者、研究以外の業務に従事する従業者、本務者のうち博士号取得者の別）
- 9 採用・転入（新規採用者、転入者の別）、転出研究者数

- 10 研究本務者の専門別内訳（42区分）
- 11 支出総額
- 12 内部で使用した研究費（区分は「調査票乙」と同じ。）
- 13 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 14 特定目的別研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 15 外部から受け入れた研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 16 外部へ支出した研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）

（2） 科学技術研究調査に係る委託業務の内容

委託業務は、科学技術研究調査における調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務である。

ア 業務期間

平成 19 年 5 月 14 日から平成 19 年 10 月 12 日までとする。

イ 業務内容

国から調査票等調査関係書類（民間委託を明記した依頼文書を含む。）一式（以下「調査票等一式」という。）のに入った封筒（封緘済み、あて名印字済み）を受け取り、郵便等により送付する。

調査客体から、電話、FAX、手紙又は電子メールにより科学技術研究調査に関する照会（調査票の記入に対する疑義、インターネット提出に係る操作方法、調査に対する苦情等）があった場合に、対応（回答）する。なお、照会対応業務に必要な調査票等一式及び頻繁にある質問等を示した「照会事例集（仮称）」は国から入札説明会時に提示する。

国から事前に提供される全調査客体のリストと毎週 1 回提供される調査票提出者のリストを整理し、常時、提出状況を把握しておき、随時、調査客体に対して、電話、はがき等によって調査票提出の督促を行う。なお、9 月中旬以降には、標本設計（結果集計に必要な資本金階級別企業等）の観点から、督促が必要な調査客体を国から指定する場合がある。

ウ 業務に伴う作成書類

（ア） 調査客体からの照会については、所定の様式（別紙 1）に記載し、毎週 1 回、国に電子メールで報告する。督促時にあった照会についても同様とする。

（イ） 督促を行った調査客体のリストを、毎週 1 回、国に電子メールで提出する。

（3） 業務委託に関する留意事項

ア 民間事業者は、上記（2）で示した業務（以下「本業務」という。）を実施するために、電話設備環境、FAX 環境、インターネット環境等の必要な設備とそのための場所を用意する。

イ 民間事業者は、「科学技術研究調査お問い合わせセンター（仮称）」という名称を用いて、本業務を実施する。なお、この名称及び国の委託事業である旨は、国が依頼文書に明記する。

ウ 民間事業者は、本業務の適切な実施を確保するために、国との連絡・調整を行う担当者を

設置することとする。担当者は、業務履行時間内においては、速やかに国と連絡・調整が取れる状態を保つこととする。

なお、国との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 民間事業者は、調査票の再送付依頼があった場合及び調査事項の質問に回答できない場合は、速やかに国に連絡するものとする。

オ 国は、民間事業者から調査票等一式の再送付の申し出が合った場合には、応じることとする。

カ 国は、民間事業者による業務終了後、7(1)アに示す民間事業者からの報告等により、適正な実施がなされたことを確認し、契約金額を支払う。

(4) 業務に当たり確保されるべき質

ア 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、国が提供する照会事例集に沿って対応すること。

イ 一連の業務（督促業務等）を通じ、以下の回収率を達成すること。ここで、回収率とは、提出された調査票（白紙を除く。）数を調査客体数で除した値を言う。

(ア) 督促回収率

6月末日を基準日とし、同日から業務期間終了後の10月15日までの回収数を、基準日時点の調査票未提出者数で除して、「督促回収率」を算出する。

「督促回収率」の目標とする水準は、大学等、非営利団体・公的機関、企業等の各カテゴリーとも100%とする。なお、各カテゴリーについて、17年度の実績値である以下の数値を下回った場合、民間事業者は、業務期間終了後の事業報告書（後述）において、実績値を下回った原因について分析し、報告する。ただし、(ウ)の全体の回収率が実績値を上回った場合は、この分析・報告は必要としない。

・大学等	100%（全て回収）
・非営利団体・公的機関	99%
・企業等	70%

(イ) 基準日（6月末日）時点の回収率

民間事業者は、基準日以前にも、調査客体に対し、調査票の提出に関する注意喚起を電話やはがき等によって行うことができる。こうした効果を測定するために基準日時点の回収率も算出する。基準日時点の回収率に関して目標とする水準は、17年度の実績値を元に、以下のとおりとする。

・大学等	13%
・非営利団体・公的機関	33%
・企業等	30%

(ウ) 全体の回収率

今回の業務期間全体にかかる回収率も算出する。全体の回収率に関して目標とする水準は、大学等、非営利団体・公的機関、企業等の各カテゴリーとも100%とする。

2 科学技術研究調査の契約期間

契約期間は、平成19年4月（契約締結後）から平成19年12月10日までとする。

3 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

4 民間競争入札に参加する者の募集

- (1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成19年1月下旬頃
イ 入札説明会	平成19年2月上旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成19年2月中旬頃
エ 入札書類提出期限	平成19年2月下旬頃
オ 入札書類の評価	平成19年3月下旬頃
カ 開札	平成19年4月上旬頃
キ 契約の締結	平成19年4月上旬頃
ク 業務の引継ぎ	平成19年4月上旬頃から
- (2) 入札実施手続
 - ア 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出することとする。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

イ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、5で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 要員体制
- (イ) 設備・環境
- (ウ) 教育（研修）
- (エ) 照会対応業務
- (オ) 督促業務
- (カ) セキュリティ対策

5 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価においては、外部有識者等（評価者）による審査も行うこととする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目）また、効果的なものであるか（加点項目）について行うものとする。

ア 必須項目審査

国は、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の(ア)から(カ)の必須項目（最低限の要求要件）を満たしていることを確認する。全て満たす場合は合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

(ア) 要員体制

本業務の運営にあたっては、業務担当者及びこれを総括する責任者を設置すること。

責任者は、業務担当者を総括し、業務の質を適正に保つこと並びに設備の管理及び業務の監督を行う。また、1(3)ウに記載した国との連絡・調整を行う者となる。

業務担当者は、調査票等に対する照会に対し、迅速かつ的確な対応を行う。また、調査票を提出していない調査客体に対し、調査票が届いていないことを伝え、調査票提出の督促を行う。

(イ) 設備・環境

本業務に必要な場所及び設備等を用意すること。国から場所及び設備等を提供することはない。

業務を実施する場所を明示すること。

電話設備環境（番号を含む。） FAX 環境（番号を含む。） インターネット環境（メールアドレスを含む。）等、業務に必要な設備はすべて用意すること。

(ウ) 教育（研修）

業務担当者等に対する教育(研修)のプログラム概要が、次の2点を含む内容であること。
科学技術研究調査の概要及び調査事項等の対応について
企業の秘密の保護に関する各種規定や統計法（昭和22年法律第18号）等について

(I) 照会対応業務

照会の受付時間が、平日の9時から18時までを含むこと。

(オ) 督促業務

業務期間内において、調査客体に対し、繰り返し調査票提出の督促を行うこと。

(カ) セキュリティ対策

本業務を行う場所において入退室管理を行うこと。また、使用するPC等の情報機器に情報漏えい防止対策を講じること。

イ 加点項目審査

上記アで合格となった入札参加者に対して、次の(ア)から(ク)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を相対評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表の審査基準により0点から3点を付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点の算術平均に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は効果が期待できない	0

(ア) 要員体制

実務経験豊富な業務担当者及び責任者であるか。[加重2]

統計調査に精通した責任者であるか。国が実施する統計調査の経験があれば一層よい。
[加重2]

不測の事態に備え、人員補助体制があるか。[加重1]

(イ) 設備・環境

電話設備が十分であり、様々な機能を有するか。[加重2]

- ・電話及びFAXの回線数は十分か。
- ・混雑や受付時間外等により対応できない着信に対して、予め録音した音声ガイダンス

を流す機能を有するか。

- ・業務担当者の応対を責任者がリアルタイムにモニターできる機能を有するか。
- ・通話内容の録音、平均応答時間の測定等の機能を有するか。また、それらを報告できるか。 等

(ウ) 教育（研修）

業務担当者等に対する教育（研修）の計画に工夫がみられるか。[加重 2]

- ・研修方法が効果的なものか。
- ・十分な研修時間を取るか。 等

(I) 照会対応業務

照会対応の運営(業務担当者の配置人数、受付時間等)に効果的な工夫がみられるか。

[加重 3]

迅速かつ適切な対応を可能とする方法が具体的に示されているか。[加重 3]

- ・頻繁にある質問等の整理方法が効率的なものか。
- ・内部モニタリングを行うか。 等

(オ) 督促業務

提案される督促方法（手法、スケジュール等）に回収率を向上させる工夫がみられるか。[加重 3]

トークスクリプト（対話台本）等が適切なものであり、適切な督促の実施方法が具体的に示されているか[加重 3]

- ・簡潔に要点を伝えるものか。
- ・調査票の早期提出につながる表現があるか。
- ・調査票の記入状況をよりよくするための方策があるか。
- ・内部モニタリングを行うか。 等

(カ) セキュリティ対策

効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。[加重 3]

- ・データの持ち出し及び持ち込み、並びに目的外のデータの閲覧を禁止する方法が具体的に示されているか。 等

(キ) 受託実績・資格

過去に同様の業務を受託しており、安定した運営が見込めるか。[加重 2]

実施組織・部門がプライバシーマーク制度や ISO9001（製品・サービスの品質保証のための国際規格）の認証を受けているか。[絶対評価]

- ・どちらもなければ 0 点、どちらか一方があれば 3 点、両方あれば 6 点。

(ク) その他

上記(ア)から(キ)にはない、創造性・新規性等のある効率的・効果的な実施方法が提案されているか。[加重 3]

ウ 上記ア及びイの各評価項目の配点、基準等については別紙2「評価表」による。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

ア 選考方式

(1) アで合格となり、かつ予決令第79条に基づいて作成された予定価格の範囲内である入札参加者に対して、入札価格及び上記(1)イで説明した加点項目に基づく質の評価を総合的に判断する総合評価落札方式(加算方式)を採用する。

イ 評価方法

(ア) 評価表に基づく評価点(技術点)を算出する。

(イ) 入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値(価格点)を計算する。

(ウ) これら2つの合計点(総合評価値)の最も高い者を落札者とする。

<具体的な算出方法>

技術点

- ・ 評価表に基づく評価点(その他を除く)【配分84点】... a
- ・ 評価表の「その他(創造性・新規性等)」の評価点(19番)【配分9点】... b

価格点

- ・ 入札価格の得点配分【配分84点 = その他を除く評価表に基づく評価点の配分】
 $\times [1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})]$... c

総合評価値 = 技術点 + 価格点 = (a + b) + c

ウ その他

(ア) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計が最も高い1者を落札者として決定することがある。

(イ) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない国の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(ウ) 国は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

6 科学技術研究調査における従来の実施状況に関する情報の開示

科学技術研究調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙3のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

7 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 民間事業者は、次の(ア)から(イ)について、国に報告するとともに、必要に応じて国から求められた場合にも同様に報告することとする。

- (ア) 照会内容（毎週1回） … 1(2)ウ(ア)
- (イ) 督促を行った調査客体のリスト（毎週1回）… 1(2)ウ(イ)
- (ウ) 勤務体制表
毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表
- (イ) 事業報告書（業務期間終了後、12月10日までに提出）

イ 国は、民間事業者から報告を受けたアの実施結果について取りまとめの上、遅くとも19年度末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

国は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからウによるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話（適宜）

国から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを詳細に調べる。

イ 調査客体への電話（適宜）

民間事業者が督促を行った調査客体の中で、調査票に不備（白紙等）があった者に対し、事後的に国から電話する。そこで、督促において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうかを調べる。

ウ 従来の実施状況との比較（少なくとも毎月1回以上）

回収率について、実績値と比較することで進捗状況を確認する。

(3) 指示について

国は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、国に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(1) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(1) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「総務省統計局」や「科学技術研究調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が科学技術研究調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(1) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、平成 24 年度まで（5 年間）保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 権利義務の帰属

- (ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

- (ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、上記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

コ 委託内容の変更

民間事業者及び国は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

- (イ) 法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (ロ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (エ) 上記(ロ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (オ) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (キ) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- (ク) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国とが協議するものとする。

8 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 民間事業者は、当該第三者に対する賠償の責めに任じなければならない。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

ウ 国が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、民間事業者は、国に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行できないときは、遅延賠償金として遅延日数 1 日につき契約金額の 1000 分の 2 に相当する金額を国の指定する期間内に納付しなければならない。また、7(5)サの規定により、国が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を国に納付しなければならない。

9 実績評価

(1) 実施状況に関する調査の時期

科学技術研究調査の実施状況については、業務終了時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

国は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。回収率や照会件数を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。また、調査客体への事後調査や照会の回答内容を調べることで、業務が適切に実施されたかを定性的に確認する。

(3) 調査項目

ア 回収率・照会件数

イ 調査客体への事後調査・対応状況等

ウ 実施経費（実際に本業務に要した経費）

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

- (4) 国は、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

- (5) 国は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

10 その他実施に関し必要な事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第 14 条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

- (3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。
- ア 7(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は7(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- イ 正当な理由なく、7(3)による指示に違反した者
- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。
- (6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告
- 国は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。
- (7) 国の監督体制
- ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本業務の実施状況に係る監督は、7(2)により行うこととする。

照会内容報告様式

月日	科学コード	照会者	項目番号	照会内容	分類	回答内容	備考(電話以外での照会等)
月 日	00xxxxx	大学 学部	522	非常勤講師は研究者か。	3	研究者としない。	

照会内容の分類について

- ・除外(廃業/合併/拒否等) 1
- ・新設(大学附属施設の新設など) 2
- ・調査内容・項目について 3
- ・インターネット回答システムの操作方法 4
- ・変更(住所/名称等) 5
- ・調査票遅延 6
- ・再送依頼 7
- ・その他 8

評価表

評価項目	番号	評価基準	評価の観点	必須	加点 (加重)	備考
要員体制	1	業務担当者及びこれを総括する責任者を設置しているか。	基本的な組織体制	合否	-	・責任者は連絡・調整役も兼務
	2	実務経験豊富な業務担当者及び責任者であるか。	実務経験	-	6 (2)	・責任者に指導的な立場での実務経験があるか。 ・業務担当者に照会対応や督促業務の経験があるか。
	3	統計調査に精通した責任者であるか。	統計調査の知識	-	6 (2)	・統計調査の経験があるか。
	4	人員補助体制があるか。	人員体制	-	3 (1)	・責任者及び業務担当者の代替要員がいるか。
設備・環境	5	業務に必要な場所及び設備等を用意しているか。	基本的な設備環境	合否	-	・場所の明示 ・電話、FAX、インターネット環境
	6	電話設備が十分であり、様々な機能を有しているか。	電話設備環境	-	6 (2)	・回線数 ・対応できない着信へのメッセージ ・責任者が業務担当者をリアルタイムにモニターできるか。 ・録音機能、平均応答時間の測定等。さらに、それらが報告できるか。
教育 (研修)	7	教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか。	研修のプログラム	合否	-	・科学技術研究調査について ・秘密の保護等について
	8	教育(研修)の計画に工夫がみられるか。	研修計画	-	6 (2)	・方法、研修時間 ・過去の研修教材
照会対応 業務	9	照会の受付時間が要件を満たすか。	照会対応の受付時間	合否	-	・9時から18時までの時間を含むか。
	10	照会対応の運営に工夫がみられるか。	照会対応の運営	-	9 (3)	・配置人数 ・受付時間が長い。
	11	迅速かつ適切な対応を可能とする方法が具体的に示されているか。	照会対応の質	-	9 (3)	・頻繁にある質問等の整理方法が効率的なものか。 ・内部モニタリングを行うか。
督促業務	12	督促を繰り返し行うか。	督促の基本的手法	合否	-	
	13	提案される督促方法に回収率を向上させる工夫がみられるか。	督促の運営	-	9 (3)	・電話やはがき等をどのように用いるか。 ・スケジュール
	14	トークスクリプト(対話台本)等が適切であり、適切な督促の実施方法が具体的に示されているか。	督促の質	-	9 (3)	・簡潔に要点を伝えるものか。 ・早期提出を促すものか。 ・調査票の記入状況をよりよくするための方策があるか。 ・内部モニタリングを行うか。
セキュリティ対策	15	入退室者の管理を行うか。さらに、使用するPC等の情報機器に情報漏えい防止対策が講じられているか。	基本的なセキュリティ	合否	-	
	16	効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか。	万全なセキュリティ	-	9 (3)	・データの持ち出し及び持ち込み、並びに目的外のデータの閲覧を禁止する方法が具体的に示されているか。
受託実績・資格	17	過去に同様の業務を受託しているか。	受託実績	-	6 (2)	・業務内容(詳細、規模等)、委託者、期間
	18	プライバシーマーク又はISO9001の認証を受けているか。(注)	資格	-	6 (絶対評価)	・どちらもなし…0点 ・一方のみあり…3点 ・両方あり…6点
その他	19	創造性・新規性等のある効率的・効果的な実施方法が提案されているか。	創造性・新規性	-	9 (3)	
合計					93	

(注)この項目では絶対評価を行う。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度
科学技術研究調査に係る経費				
人件費	常勤職員	7,098	7,091	7,098
	非常勤職員	0	0	0
物件費		7,752	8,363	8,150
計(a)		14,850	15,454	15,248
参考値	減価償却費	61	61	61
	退職給付費用	385	385	385
(b)	間接部門費	1,291	1,272	1,291
(a) + (b)		16,587	17,172	16,985

(注記事項)

- 業務の実施期間は、5月中旬～10月中旬の約5か月である。
- 人件費
 - 給与、法定福利費、賞与
 - 当該委託業務に直接従事した者の人件費
- 物件費の内容

通信運搬費(電話代、郵送料)、印刷製本費(はがき)、光熱費、新聞図書費、消耗品費、リース物品の賃料
このうち、5月に実施する調査票の送付に係る郵送料は、平成15年度 5,364千円、16年度 5,954千円、17年度 5,583千円である。
- 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、算定方法は以下のとおり。
減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)
 - 定額法により算出
 - (備品関係)：FAX、コピー機、机、椅子、書庫、ロッカー
 - (建物関係)：建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している係が占有している面積分を算出
 退職給付費用
 総務省全体の退職給付費用を当該省内総職員数で除した数に本業務に従事した常勤職員数(2 従来の実施に要した人員の1.016人)を乗ずることにより算出。
 間接部門費
 統計局総務課及び統計情報システム課の執行部門に係る人件費、物件費、委託費等の金額を職員数に応じて比例配分した。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
科学技術研究調査に係る業務			
常勤職員	1.016	1.016	1.016
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

科学技術研究調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

調査客体からの照会（電話、FAX、インターネット等）

5月中旬に調査票を郵送していることから、5月中旬～6月末までの照会件数(約700件)。

その後、はがき督促、電話督促後に集中するほか、随時、調査客体からの照会がある。

(最終件数 約1700件)

(注記事項)

1. 科学技術研究調査は、常勤職員4人の体制で5月中旬から10月上旬にかけて実施している。なお、実施期間が1年未満であり、従事する職員は委託対象外の業務にも従事しているため、人員数は、1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載している。

職員Aの従事日数 38日 ÷ 252日 = 0.1508人

職員Bの従事日数 64日 ÷ 252日 = 0.2540人

職員Cの従事日数 77日 ÷ 252日 = 0.3056人

職員Dの従事日数 77日 ÷ 252日 = 0.3056人

合計:1.016人

3 従来の実施に要した施設及び設備

電話(5台)、FAX、コピー機、パソコン、プリンター、サーバー、LAN
 総務省第二庁舎の一角(約10平方メートル)を使用している。

(注記事項)

1. 事業を実施する際に必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。
2. 「1. 従来の実施に要した経費」において、上記施設及び設備を以下の項目に含めて計上している。
 - ・物件費(リース物品の賃料)...電話、パソコン、プリンター、サーバー、LAN
 - ・減価償却費...FAX、コピー機、机、椅子、書庫、ロッカー、建物

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(ア) 督促回収率						
大学等	100%	100%	100%	100%	100%	100%
非営利団体・公的機関	100%	99%	100%	99%	100%	99%
企業等	100%	74%	100%	73%	100%	70%
計	100%	82%	100%	81%	100%	78%
(イ) 基準日(6月末日)時点の回収率						
大学等	-	12%	-	13%	-	13%
非営利団体・公的機関	-	31%	-	30%	-	33%
企業等	-	30%	-	34%	-	30%
計	-	27%	-	30%	-	27%
(ウ) 全体の回収率						
大学等	100%	100%	100%	100%	100%	100%
非営利団体・公的機関	100%	99%	100%	99%	100%	99%
企業等	100%	82%	100%	82%	100%	79%
計	100%	87%	100%	87%	100%	84%

(注記事項)

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

別添のとおり

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

調査客体からの疑義照会に対しては、調査事項の記入内容についての質問が多いので正確に回答する。

督促業務については、督促を行うことにより、調査票の回収率が大幅に増加するので、適切に遂行すること。
なお、電話督促においては、調査客体に対して、誠意を持って対応すること。

(参考 6月末時点では約27%の回収率。督促後の最終回収率は約84%。)

(注記事項)

1. 督促と回収率との関係

第1回督促(7/1: はがき 約13000客体)時点の回収率は約27% (企業等約30%、非営利団体・公的機関約33%、大学等約13%)

調査票提出期限(7/15)時点の回収率は約56% (企業等約51%、非営利団体・公的機関約73%、大学等約71%)

第2回督促(7/22: はがき 約8000客体)時点の回収率は約65% (企業等約58%、非営利団体・公的機関約85%、大学等約88%)

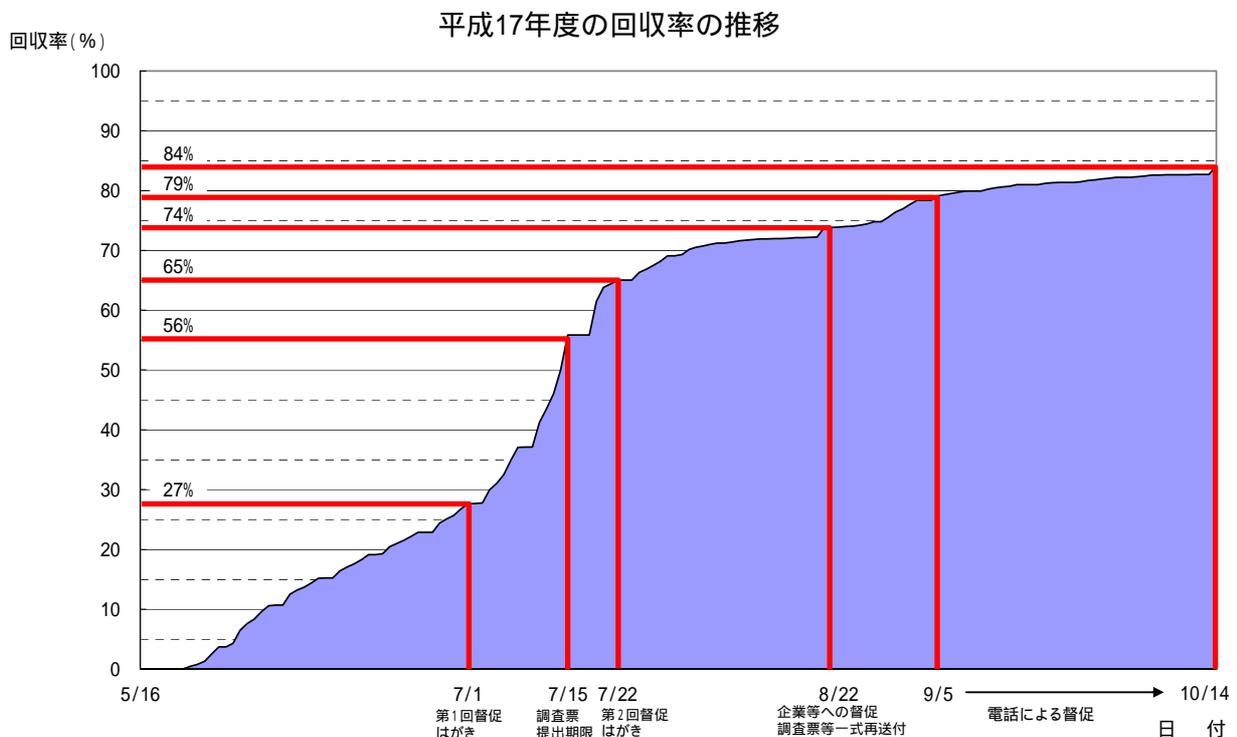
企業等への督促(8/22: 調査票等一式再送付 約4300客体)時点の回収率は約74%

(企業等約67%、非営利団体・公的機関約93%、大学等約95%)

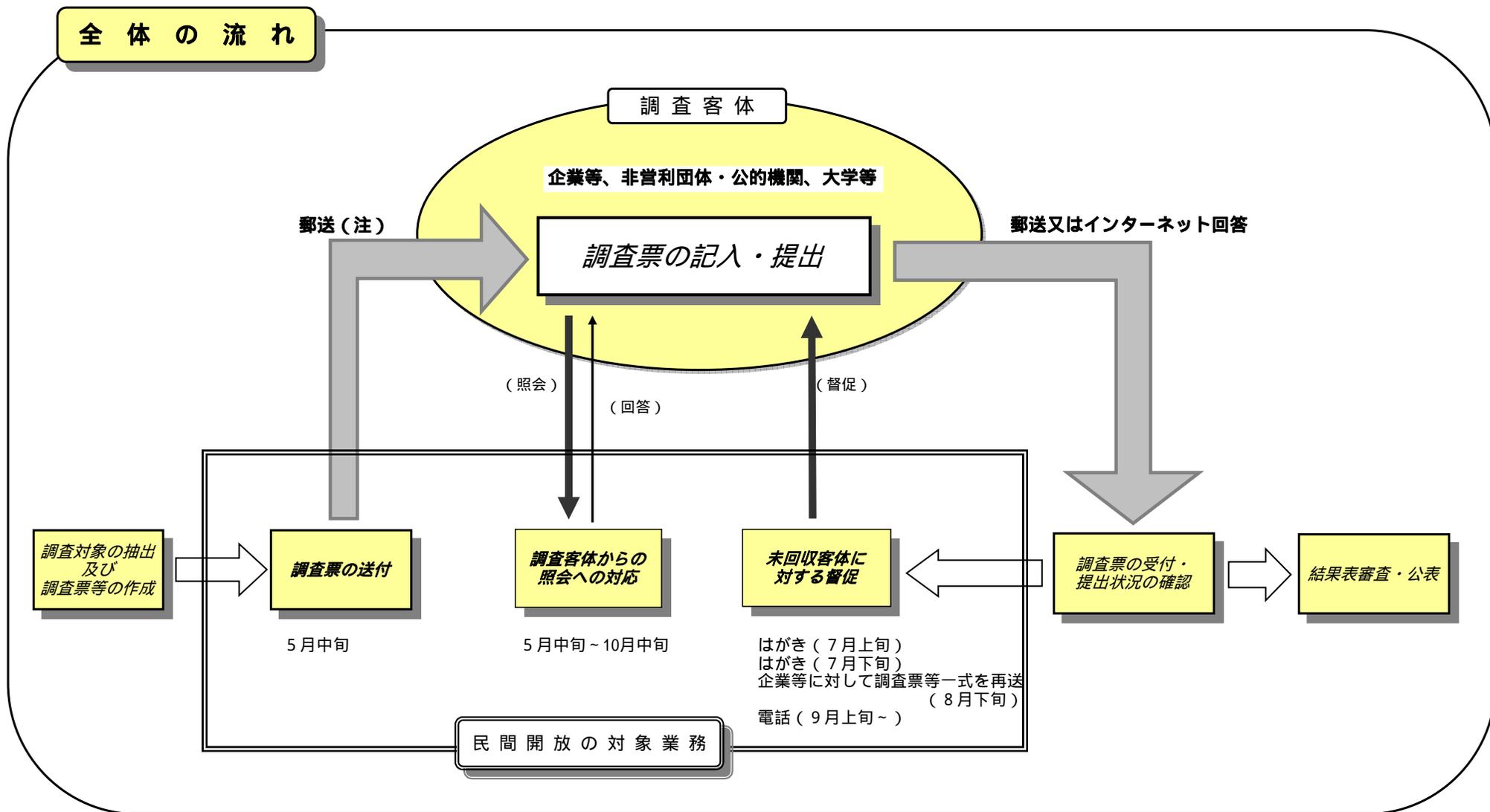
電話による督促(9/5 ~ : 電話 延べ1600件)開始時点の回収率は約79%

(企業等約73%、非営利団体・公的機関約95%、大学等約96%)

調査票の最終回収数確定日(10/14)時点の回収率は約84% (企業等約79%、非営利団体・公的機関約99%、大学等100%)



科学技術研究調査の流れ図（従来の実施方法）



（注）今回の調査の送付方法は郵送に限らない。

【地方経由調査の民間開放】

入札参加資格

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員
の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、これを公示しなければならない。

第六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

（指名競争入札の参加者の資格）

第六十七条の十一 第六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。
- 3 第六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

落札者決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法施行令

（指名競争入札）

第六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするすることができる場合）

第六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とするすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約

を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第六十七条の十二 略

- 4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第六十七条の六第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令について

1 就業構造基本調査の概要

就業構造基本調査（以下「調査」という。）は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（指定統計第 87 号を作成するための調査）として、就業構造基本調査規則（昭和 57 年総理府令第 25 号）の定めるところにより、国民の就業及び不就業の実態を詳細に調査するものである。調査は、昭和 31 年の第 1 回調査以来昭和 57 年の第 10 回調査まではほぼ 3 年ごと、それ以降は 5 年ごとに実施されており、平成 19 年に 15 回目の調査を行う。

2 改正の背景

平成 19 年の調査では、多様化する国民の就業実態をよりの確に把握するため、調査事項の見直しを行うとともに、調査における多様な申告方法を確保し、国民の利便性の向上を図る観点から、一部の調査区においてはインターネットを用いて回答を行うことを可能とする。さらに、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）の一部改正により、市町村長が調査の事務の一部を民間事業者へ委託すること等が可能となるため、必要な規定の整備を行うものである。

3 改正の概要

（1）調査事項の新設及び変更

新設する調査事項：「職業訓練及び自己啓発に関する事項」

変更する調査事項：「現住地に関する事項」 「調査時の 1 年前の常住地」

（2）統計法施行令の改正に伴う規定の整備

統計法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年 2 月 21 日公布・施行）による統計法施行令の改正に伴い、以下のとおり規定の整備を行う。

地方自治法（昭和 20 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項に規定する条例（以下「事務処理特例条例」という。）により、都道府県知事の事務である統計調査員の設置を市町村長が行うこととした場合、当該市町村長が調査員の氏名等の事項を都道府県知事に報告すること及び報告を受けた都道府県知事はその内容を総務大臣に報告することを規定する。

事務処理特例条例により、都道府県知事の事務である統計調査員の設置、調査票の配布・収集等を市町村長が行うこととした場合、都道府県知事はその旨を総務大臣に報告することを規定する。

市町村長が調査票の配布・収集等の事務を民間事業者へ委託して行うこととした場合、当該市町村長がその内容について都道府県知事に報告すること及び報告を受けた都道府県知事はその内容を総務大臣に報告することを規定する。

市町村長による民間事業者への事務の委託に対応するため「調査の方法及び

期間」及び「申告の義務及び方法」の規定を改正する。

(3) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
施行規則別表の改正

インターネットを用いて回答を行うことを可能とするため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）別表に就業構造基本調査規則の項を新設し、オンライン化の対象となる手続を規定する。

4 公布・施行

平成 19 年 2 月 23 日（金）公布（同日施行）

「就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案」に対する意見 (平成19年2月23日公示)

1. 意見提出状況
提出件数 1件

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>国の重要施策に用いられる基本的な統計調査の実査の民間開放には大きな問題があるので再考すべき。</p> <p>統計の正確性を確保するためには、回答に係る秘密の保護について最大限の配慮が必要であり、民間事業者に委託した場合には国民に十分な安心感を与えることが困難。民間委託により経費が安くなったとしても、統計の質が低下すれば得るものより失うものが大であるので、統計の効率化は他の手法によるべき。</p>	<p>統計行政の分野においても、民間事業者の創意と工夫を活用した業務の見直し・効率化、質の維持向上を図ることは重要な課題となっていることから、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)を踏まえ、調査実施部局として、有識者からなる「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の場などにおいて、統計の正確性及び信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組みの構築に向けて検討を行い、「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」(平成18年10月6日)を策定したところです。</p> <p>各調査の民間開放の枠組みについては、これらを踏まえ、さらに詳細にわたる検討を行っているところでありますが、平成19年度に調査時期が到来する就業構造基本調査については、これを民間開放の対象とすること等を内容とする調査計画を策定したところでもあるので、本省令において、当該調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合に必要となる規定の整備を行うものとしております。</p> <p>民間開放を進めるに当たっては、ご指摘のとおり、秘密の保護や調査の精度が担保される枠組みを構築する必要があると考えます。</p> <p>秘密の保護については、個人情報の保護の重要性にかんがみ、市町村長が調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合には、特に、秘密の保護に関する事項を定めた契約を締結しなければならないこと等を統計法施行令において新たに定めることとしているものと承知しております。</p> <p>また、調査実施部局としても、調査の精度の確保等に支障をきたすことのないよう、事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備を進めることとしております。</p> <p>この他にも、民間開放にあたって民間事業者がよるべき基準・条件の策定に向けて、秘密の保護や調査の精度の確保等が担保されるよう、制度所管部局とも連携して検討していくこととしております。</p>

全国物価統計調査規則の一部を改正する省令について

1 全国物価統計調査の概要

全国物価統計調査は、全国物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 33 号）の定めるところにより、国民の消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金並びにこれらを取り扱う店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を幅広く調査し、物価の地域間、店舗間の格差などの実態を解明し、物価対策など物価に関する基礎資料を得ることを目的としている。調査は、昭和 42 年に第 1 回目の調査が行われ、平成 19 年に第 10 回目の調査を行う。

2 改正の背景

平成 19 年の調査では、近年の家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの状況の変化及び販売形態の多様化等に対応して調査品目の追加及び廃止、調査事項の見直しを行うとともに、一貫して拡大を続けている通信販売の実態を新たに調査する。また、調査客体の負担軽減の観点から、本社等一括調査¹を一部に導入し、本社等一括調査及び総務省が直接行う調査については、インターネットによる回答を可能とする。さらに、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）の一部改正により、市町村長が調査の事務の一部を民間事業者に委託すること等が可能となるため、必要となる規定を整備するものである。

3 改正の内容

（ 1 ）調査事項の廃止

事業所に関する事項のうち「立地条件」及び「消費税及び地方消費税に関する事項」を廃止する。

（ 2 ）本社等一括調査の導入に伴う改正

本社等一括調査を導入するため「調査の方法及び期間」、「申告の義務及び方法」等の規定を改正する。

（ 3 ）調査品目に関する改正

近年の家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの状況の変化及び販売形態の多様化等に対応して調査品目の追加及び廃止を行う（調査品目に関する改正は、別添 1 「調査品目の追加及び廃止一覧」を参照）。

（ 4 ）調査日の変更

調査実施期間中の祝日を考慮して調査日を変更する（別添 2 の「 1 調査日の変更」を参照）。

¹ 複数の調査事業所がある企業が各調査事業所ごとの調査事項を本社等において一括して回答する調査方法

(5) 調査期間の変更

調査品目の一部について、価格を調査する期間を変更する(別添2の「2 調査期間の変更」を参照)。

(6) 調査担当者の変更

調査品目の一部について、調査担当者を変更する(別添2の「3 調査担当者の変更」を参照)。

(7) 統計法施行令の改正に伴う規定の整備

統計法施行令の一部を改正する政令(平成19年2月21日公布・施行)による統計法施行令の改正に伴い、以下のとおり規定の整備を行う。

地方自治法(昭和20年法律第67号)第252条の17の2第1項に規定する条例(以下「事務処理特例条例」という。)により、都道府県知事の事務である統計調査員の設置を市町村長が行うこととした場合、当該市町村長が調査員の氏名等の事項を都道府県知事に報告すること及び報告を受けた都道府県知事がある内容を総務大臣に報告することを規定する。

事務処理特例条例により、都道府県知事の事務である統計調査員の設置、調査票の配布・収集等を市町村長が行うこととした場合、都道府県知事がある旨を総務大臣に報告することを規定する。

市町村長が調査票の配布・収集等の事務を民間事業者に委託して行うこととした場合、当該市町村長がある内容について都道府県知事に報告すること及び報告を受けた都道府県知事がある内容を総務大臣に報告することを規定する。

市町村長による民間事業者への事務の委託に対応するため、別表の一の項及び二の項に掲げる調査品目の調査担当者に民間事業者及び当該民間事業者を使用される者を加える。

(8) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表の改正

本社等一括調査及び総務省が直接行う調査において、調査客体がインターネットを用いて回答を行うことを可能とするため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)別表に全国物価統計調査の項を新設し、オンライン化の対象となる手続を規定する。

4 公布・施行

平成19年3月6日(火)公布(同日施行)

(平成19年3月6日公示)

「全国物価統計調査規則の一部を改正する省令案」に対する意見

1. 意見提出状況
提出件数 2件

2. 意見の概要及びご意見に対する考え方

<p>1 国の重要施策に用いられる基本的な統計調査の実査の民間開放には大きな問題があるので再考すべき。</p> <p>統計の正確性を確保するためには、回答に係る秘密の保護について最大限の配慮が必要であり、民間事業者に委託した場合には国民に十分な安心感を与えることが困難。民間委託により経費が安くなったとしても、統計の質が低下すれば得るものより失うものが大であるので、統計の効率化は他の手法によるべき。</p>	<p>統計行政の分野においても、民間事業者の創意と工夫を活用した業務の見直し・効率化、質の維持向上を図ることは重要な課題となっていることから、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）を踏まえ、調査実施部局として、有識者からなる「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の場においてなどで統計の正確性及び信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組みの構築に向けて検討を行い、「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」（平成18年10月6日）を策定したところです。</p> <p>各調査の民間開放の枠組みについては、これらを踏まえ、さらに詳細にわたる検討を行っているところでありますが、平成19年度に調査時期が到来する全国物価統計調査については、これを民間開放の対象とすること等を内容とする調査計画を策定したところでもあるので、本省令において、当該調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合に必要となる規定の整備を行うものとしております。</p> <p>民間開放を進めるに当たっては、ご指摘のとおり、秘密の保護や調査の精度が担保される枠組みを構築する必要があると考えます。</p> <p>秘密の保護については、個人情報の保護の重要性にかんがみ、市町村長が調査票の配布・収集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合には、特に、秘密の保護に関する事項を定めた契約を締結しなければならないこと等を統計法施行令において新たに定めることとしているものと承知しております。</p> <p>また、調査実施部局としても、調査の精度の確保等に支障をきたすことのないよう、事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備を進める</p>
--	---

		<p>こととしております。</p> <p>この他にも、民間開放にあたって民間事業者がよるべき基準・条件の策定に向けて、秘密の保護や調査の精度の確保等が担保されるよう、制度所管部局とも連携して検討していくこととしております。</p>
2	<p>物価統計業務は民間市場調査業務への移行は可能でありますし、地方自治体の運営見直しが求められている現在、当該業務を維持する事は問題があると考えます。</p> <p>しかしながら、完全移行するための暫定期間は引き継ぐため最小限の調査は必要であると思われしますので、廃止する項目は構いませんが、追加する項目については見送る事が妥当であり、その代わりに早期の民間業務への移行が求められるものと考えます。</p>	<p>今回の省令案は、上記1を踏まえ、市町村単位で全国物価統計調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合に必要となる規定の整備を行うものです。</p> <p>このうち、調査項目については、近年の消費活動・販売形態の実態と物価への影響を適切に把握するために所定の項目の改廃を行うものであることから、消費生活上のウエイトが高くなっている項目の追加を行わないこととするのは適当ではなく、また、当該調査項目の追加・変更等により地方自治体の業務負担が必ずしも増えるものではありません。</p>